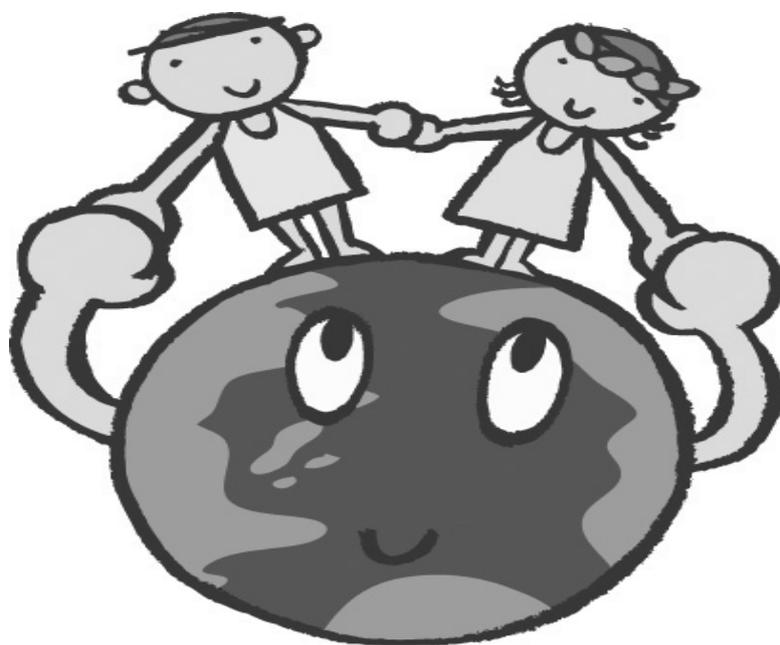


平成16年度共同研究報告書

循環型社会と自治体環境政策

～みんなでECOを促進し、えーこととしましょっ！～



財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
共同研究「循環型社会と自治体環境政策」チーム

はじめに

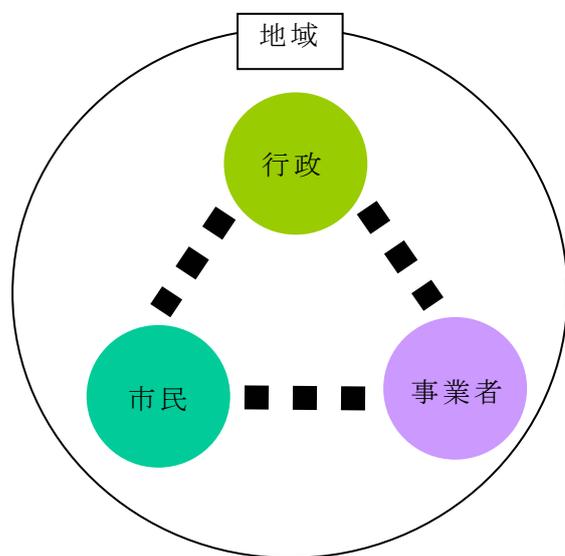
私たちの生活スタイルは、大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムの上になりたっていたが、地球環境に大きな影響を与えるものとして変革の必要性にせまられている。わが国においても、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等の循環型社会の形成に向けた取組みが行われているが、社会全体の変革までには至っていない。今回の研究会においては、地方自治体のごみ行政の観点から、この循環型社会の形成にどのような施策が必要であるかについて調査研究を行った。

最近のごみ行政は、環境省がごみの有料化の方針を打ち出したことや、政府で進めようとしている三位一体改革において、単独市町村での廃棄物処理施設整備への「国庫補助制度」を廃止し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するための「循環型社会形成推進交付金」の創設の方針が示される等、激動の時代を迎えている。

われわれは、まず本研究参加自治体におけるごみ行政の施策状況を調査し、各施策における課題の抽出を行った。次に社会を構成する主体として、市民・事業者・行政の関係に着目し、各主体間の協働によりこれらの課題が解決できないか等について研究を進めた。

先進事例として、横浜市、東京都杉並区、名古屋市の各自治体及びNEC府中事業場、NPO法人中部リサイクル運動市民の会を訪問し、それぞれの政策実施状況や事業の実情について伺った。ご協力いただいた関係者のみなさんにお礼を申し上げたい。

滋賀県立大学環境科学部の土屋先生ご指導のもと、本報告書が完成した。本報告書が、今後、循環型社会の形成に取り組もうとしている自治体の一助となれば幸いである。



<目 次>

● 本 編

第 1 章	序論	1
1-1	地球環境問題	1
1-2	循環型社会とは	2
1-3	各主体間の協働	3
1-3-1	協働とは	3
1-3-2	協働の潮流	4
1-3-3	循環型社会構築における協働	7
第 2 章	行政と市民との間の施策	10
2-1	市民を取り巻くごみ問題	10
2-1-1	ごみの排出量について	12
2-1-2	最終処分場の延命化について	15
2-1-3	ごみ組成割合について	16
2-2	ごみの減量化に向けた各市の施策	18
2-2-1	回収品目について	18
2-2-2	回収方法について	24
2-2-3	資源の有効活用について	29
2-2-4	ごみの有料化	32
2-3	市民に向けた行政施策における課題	34
2-3-1	リサイクルの矛盾	34
2-3-2	無関心層の存在	38
第 3 章	行政と事業者との間の施策	44
3-1	ごみ施策の現状の取組み	44
3-1-1	特定事業者について	44
3-1-2	事業系ごみの分別収集	46
3-2	事業者に関わる課題について	48

第4章 市民と事業者への関わり	53
4-1 事業者をとりまく社会的背景	53
4-2 具体的な事例	54
4-2-（1） NEC府中事業場の取組みについて	54
4-2-（2） レジ袋削減に向けた取組み	58
4-3 市民と事業者への関わりにおける課題	60
4-3-（1） 中・小規模事業者の取組み	60
4-3-（2） 無関心市民と無関心事業者	60
4-3-（3） 市民・事業者・行政の相互理解	61
第5章 市民・事業者間の協働に向けて	63
5-1 市民の中の無関心層へのアプローチ	63
5-1-（1） 「市民」とは	64
5-1-（2） アプローチの対象	65
5-1-（3） 動機づけの多様化	69
5-2 事業者の無関心層へのアプローチ	75
5-2-（1） 最近における事業者の役割	75
5-2-（2） 無関心事業者への対応	75
5-2-（3） 事業者のPRとコミュニティ形成になるシステムの構築	82
5-2-（4） EA21等の環境マネジメントシステム導入への支援	86
5-2-（5） グリーンコンシューマーの養成	90
5-3 地域への市民参加	94
5-3-（1） NPOなどの市民活動団体	94
5-3-（2） NPO法人などとの協働	95
5-3-（3） 環境パートナーシップ組織	103
第6章 地域社会の再構築	108
6-1 地域ニーズにあわせた施策展開	108
6-2 コミュニティの現状	109
6-3 コミュニティ再生	111

6-3-(1)	地域における環境リーダーの養成	111
6-3-(2)	地域力の向上	114

● 先進事例視察報告

- ・ 杉並区
- ・ 横浜市
- ・ NEC府中事業場
- ・ NPO法人中部リサイクル運動市民の会
- ・ 名古屋市

● 巻 末

- ・ 本研究会参加自治体におけるごみ関連の取組み状況について
- ・ 共同研究を振り返って
- ・ 研究活動記録
- ・ 研究員名簿

本 編

第1章 序論

1-1 地球環境問題

環境問題は、高度経済成長期の産業公害から、地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模での問題に変化しており、1992年リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」において、地球環境問題に対処するため「持続可能な開発」をキーワードとした行動計画「アジェンダ21」がまとめられた。地球環境問題は、人々のライフスタイルに起因し発生する為、市民・事業者・行政それぞれの主体が行動し、対処しなければ解決できない問題である。わが国では、環境基本計画において持続可能な社会の構築に向け「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を長期的目標として環境政策の展開が図られている。

2002年9月にヨハネスブルクサミットが開催され、アジェンダ21の実施状況や地球環境の再点検等を行い、アジェンダ21を確実に実施していくための実施計画が採択された。ここでは、先進国が主導し持続可能な生産・消費形態を促進するため、以後10年事業計画の策定を促進することとなった。これを受けわが国では、翌年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環を基調とした社会経済システムの実現への取組みが始まっている。

この中で地方公共団体の責務として、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施にとどまらず、市民・事業者・行政の各主体間のコーディネータとしての役割を果たすことが期待されている。

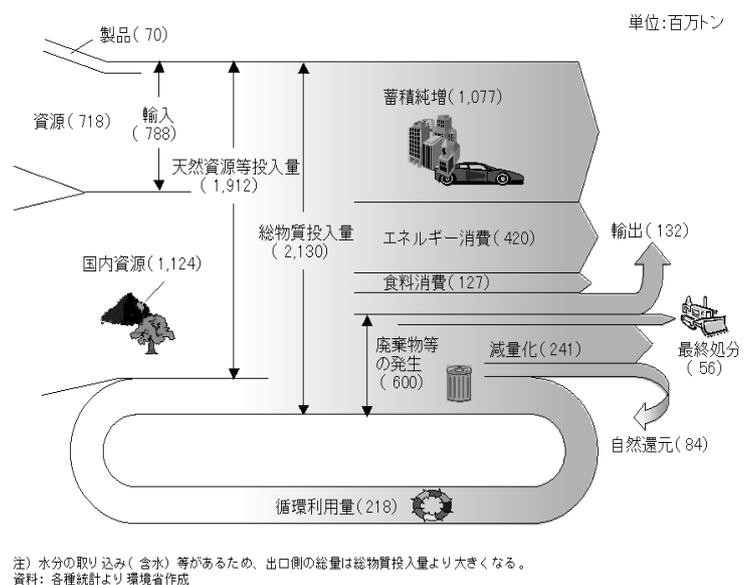


図1-1 わが国の物質フロー(平成12年度)

出典: 環境省 平成16年環境統計集

1-2 循環型社会とは

日本の物質フローを図1-1に示すが、21.3億トンという大量の資源等を消費し、6億トンにのぼる廃棄物等を発生している。廃棄物等のうち循環利用されているのは、2.1億トンとわずか35%であり、まさに大量消費・大量廃棄の社会経済システムである。持続可能な生産・消費形態の促進を図るには、このような社会経済システムそのものの変革が必要である。

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、「循環型社会」とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいう。つまり、次の3Rを基本とした社会づくりである。

- ①物を大切に使い、ごみの発生を抑制しようとするリデュース（Reduce：発生抑制）
- ②物を繰り返し使うリユース（Reuse：再使用）
- ③使い終わった物を再資源として使うリサイクル（Recycle：再生利用）

このような社会の構築には、市民・事業者・行政の各主体間の連携なしには困難である。市民と事業者の関係についていえば経済的な結びつき（売り手と買い手の関係）によるところが大きく、製品の性能や品質が同等であれば安いものがよく売れる社会である。しかし、循環型社会構築の観点からすれば、事業者は環境に配慮した商品を生産・販売する努力が必要であり、市民も価格が高くても環境に配慮した商品を購入しなければならない。それには、市民・事業者それぞれが、なぜ循環型社会の構築が必要かという問題意識を共有することが大事である。

今回われわれが研究テーマとして捉える「循環型社会」は、循環型社会形成推進基本法に規定される3Rを基本とした社会に限定されることなく、地域における各主体間で連携を図ること、すなわち資源の循環だけでなく人的資源の循環を含めた社会と捉えることとする。つまり、地域の中で「コミュニティ」（人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域をいう。）の形成を推し進めることが、自らの責任において「自ら考え、行動する」

社会、つまり地域の自立が達成され社会システムへの変革につながる。その変革の推進が、地球上の限りある資源の循環を図り、環境負荷を最小にとどめ、地球生態系を維持できる持続可能な循環型社会の構築となる。

1-3 各主体間の協働

1-3-1 協働とは

今日、地方自治の中でコミュニティの形成を推進するために、「協働」という言葉がよく使われるが、まず「協働」の意味を整理しておく必要がある。

協働とは、「自治体改革9 住民・コミュニティとの協働」の中で「特定の目的を達成するために、複数の主体（個人・集団）がそれぞれの異なる能力や役割を相互に補完しつつ、対等の立場で継続的に協力することで、協働は自治と分権の新しい胎動、市民と行政の新たな関係性の構築に対して、それにふさわしい表現形態が必要となり、手垢のついた共同体を連想させる「共同」や、協同組合を連想させる「協同」から区別され、専門的かつ開かれた響きもある「協働」が用いられるに至った。」と述べられている。つまり、協働はあくまでも対等の立場で協力することが重要であり、従来の公権力の行使等による自治とは大きく異なるものである。同時に、協働の「働」が示すようにあくまでもお互いが汗水流し働くことにより、コミュニティを形成していくものでもある。従来、市民参加という言葉が使われていたが、これはあくまでも行政がお膳立てをした施策（事業）に市民が参加するもので、協働はもう一歩進んだ形といえる。

地方自治体の施策として協働を進めるには、行政の施策の中でどのような段階での協働が望ましいかについて考える。先に（財）大阪府市町村振興協会おおさか市町村職員研修研究センターの特別研究事業における、「住民と行政のパートナーシップ研究会」の報告書の中でNPOとの協働関係について次のように記されている。

協働関係は、施策の実施段階だけでなく、構想段階、調査段階、立案・計画段階など様々な段階における協働が推進されることが望ましい。構想段階では、研究会等を通じてNPOからアイデアを聞くことによって、行政では思いもよらない豊かな発想や行

政とは違った角度から構想を練ることが可能となる。調査段階では、地域に密着したNPOの実態把握能力を生かし、細かなニーズや潜在的・将来的ニーズをいち早くつかむことができる。立案段階では、従来、議会関係者や学識経験者以外が参画することは、ほとんど考えられなかったが、今後は公共的サービスの分野だけでなく環境問題や国際協力問題など多様な分野において、NPOの参画により様々な角度から多様な考え方を踏まえた施策立案が必要である。このことは、地方自治の体现であり、地方分権社会に向けた取組みにつながるものである。

以上のように、協働とは施策の構想から実施までの段階で、行政との協働を示している。今回視察を行った、NPO法人中部リサイクル運動市民の会では、愛知県日進市や津島市等から「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定事業を受託したり、名古屋市において資源化物の回収でリサイクルステーションを運営する等、計画策定から実施段階まで幅広く活動している。このように、循環型社会の構築において、今後あらゆる段階での協働が可能であり、推進を図る必要がある。

1-3-(2) 協働の潮流

「封建時代の住民福祉は、住民自らが供給するのが基本であった、明治時代以降、中央集権国家の徹底により、住民の共同体等の組織は切り捨てられ、政府が権力的に税を取立て人々を動員するかわりに、人々は政府のサービスを受けて生活を保障されるというかたちに転換していった。」（マッセセミナーVol.11 富野暉一郎「住民参加による街づくり」）この政策が、市民の行政依存を強める原因になったと考えられる。

本来、公共のサービスは自治体が行う行政サービスと市民自ら行う公共サービスが存在する。市民自ら行う公共サービスは、自治会等で行う溝掃除や公園清掃等がこれにあたるが、しだいに市民間の連携が薄れ、これらのことを行政に依存する場合が増加している。これは、核家族化や地域における自治会の組織率低下等により、市民間のコミュニケーション不足に原因があると考えられる。一方、低成長の経済状況の中で税収入の落ち込み等により、行政サイドも行政サービスのスリム化を迫られている。結果として自治体が行う行政サービスと住民自らが行う公共サービスの谷間、いわゆる隙間が増大している（図1

- 2)。

この隙間を埋めるために、新しい地域社会を構築することが要請されている。特に、都市部では住民の行政依存が強いため、地域全体の人々の力が発揮でき、そのネットワークが機能する社会を構築する必要がある。このような状況の中、各自治体で協働の取組みが行われている。本研究参加自治体で行われている協働事例を表1-1に示す。

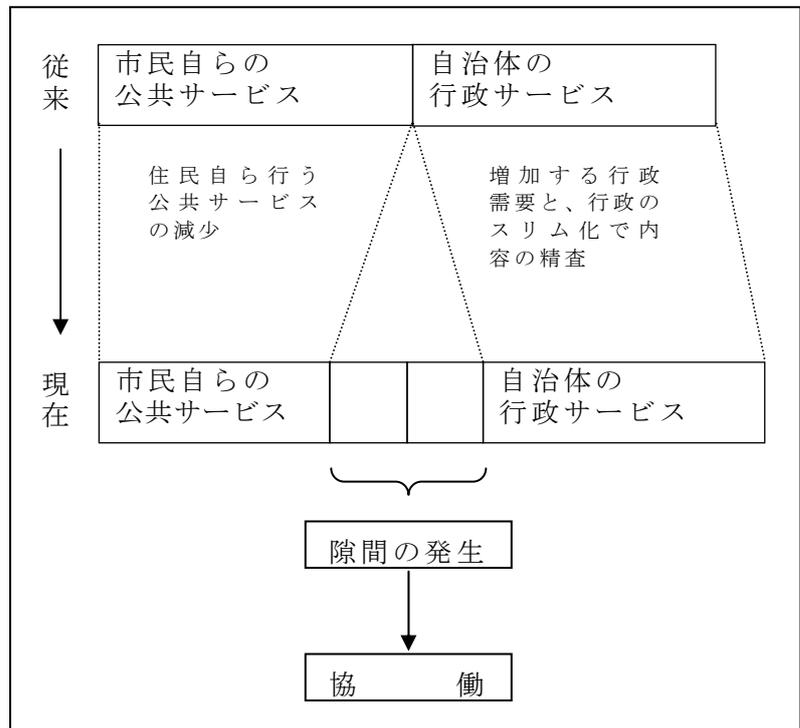


図1-2 公共サービスの隙間の概要

表 1 - 1 各市の協働事例

団体名	事業名	主体	協働内容
池田市	北摂・豊能地域合同マイバッグキャンペーン	市民・事業者・行政	市民団体やエコショップ登録店などの協力で「NO! レジ袋デー」を呼びかけ
	不法簡易広告物除去活動	市民・行政	条例に違反している簡易広告物について法に基づく除去
高槻市	エコフェスタ 2004	市民・行政・事業者	環境保全功労者等の表彰及び事業者・市民団体・小学校の取組み事例発表や展示
	キャンドルナイトライブ In たかつき	市民・行政	市民団体の企画・運営によりライブを実施（市は後援）
茨木市	茨木フェスティバル事業	市民・事業者・行政	行政・商団連・商工会議所・青年会議所が協会をつくり、事業を実施
	いばらき環境フェア	市民・事業者・行政	行政が運営主体となり、環境市民団体や事業者が催しを実施
守口市	環境フェア	市民・事業者・行政	環境パネル展示、環境にやさしい低公害車の展示、省エネルギーについてのパネル展示、牛乳パックを利用したミニうちわと筆立て作り、美化キャンペーン
	水質環境モニタリング事業	市民・行政	水生生物の観察会
門真市	門真市美しいまちづくり推進協議会	市民・事業者・行政	環境美化の啓発、清掃活動や美化表彰制度を実施
	門真市美化サポート・プログラム	市民・行政又は事業者・行政	協定を締結した一定区域内で清掃、草木の手入れ等に市が支援
交野市	交野市・ごみ減量化・リサイクル推進市民会議	市民・行政	ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の向上、良好な生活環境づくり等を協議、実践し、環境にやさしい交野を育成
	ふる里の自然を守るクリーニンググリーン作戦	市民・事業者・行政	交野市山地対策協議会主催の清掃ハイキング。市民・事業者・行政から約 3,000 人の参加
大東市	かたづけたい・大東（大東市違反簡易屋外広告物撤去活動員制度）	市民・事業者・行政	違反している道路上等の商業目的の広告物（張り紙等）をボランティアで撤去する等のまちの環境美化運動
	地域清掃	市民・行政	地域の清掃を地域の方にしていただき、市は道具類の配布とごみの回収
東大阪市	東大阪市民ごみ減量推進委員会	市民・事業者・行政	市民・事業者・行政で構成し、ごみ総量の抑制と減量を図るための施策を検討
	東大阪市民環境フェスティバル	市民・事業者・行政	市民・事業者・行政で実行委員会を組織し、市民の環境に対する意識を啓発

1-3-(3) 循環型社会構築における協働

ここでは、循環型社会の構築において、協働が効果の上がる分野であるかを考察する。先にも述べたが、協働の領域は公共サービスの隙間であることが多い。ごみ問題について考えてみると、従来市民は指定された場所にごみを排出し、行政がそれを収集し、適正に処理処分するという明確な境界が存在していた。しかし、循環型社会の構築のため、リサイクルを推進したり、分別種類の増加により収集体制が複雑化するなど、行政需要は増大している。

第2章で詳しく述べるが、名古屋市では、減量化のために「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づく再商品化を行っており、平成14年度には焼却するごみの量が4年前に比べ26%減少している。一方、処理費用は分別費用等の経費がかさみ、ごみ減量による経費削減は出来ず、リサイクルをすればするほどコストがかかるため、名古屋市ではこの状況を「資源化貧乏」と表現している。このように、ごみの分別によるコストの増加が問題となる中、分別の種類を増やし、リサイクルの推進を図ることは容易ではない。

一方、ごみ問題について意識の薄い市民も存在し、リサイクル事業等の推進に支障をきたす場合もある。名古屋市では、分別の徹底を図るため保健委員が指導を行っているが、保健委員の負担が大きな問題となっている。地縁的結びつきの強い地域であれば、ごみの分別方法を理解していない人に、地域の人々が分別方法を教示し、分別の手助けをする社会が出来上がっている。さらに、近所の人々の目があり、きちんと分別していないごみは出しにくい社会でもある。徳島県上勝町でごみの34分別が運用されているのは、このような町民による公共サービスが機能しているから可能となったと考えられる。都市部ではこのように分別の手助けをするという、市民自ら行う公共サービスが少なくなっている。つまり、ごみ行政において、市民が行う公共サービスと自治体が行う行政サービスの間に明らかな隙間が拡大しており、この分野で協働していくことが必要と考える。

表1-1の各市における協働事例の中でも、ごみ減量に関する協働事例がすでに実施されている。交野市では、市民と行政の協働で「交野市・ごみ減量化・リサイクル推進市民会議」を立ち上げ、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の向上のため、良好な生活

環境づくり等を協議、実践し、環境にやさしい交野市の育成に努めている。

東大阪市では、「東大阪市民ごみ減量推進委員会」を市民・事業者・行政で構成し、ごみ総量の抑制と減量を図るため、施策の検討を行っている。このような取組みが、住民自ら行う公共サービスと行政サービスの隙間を埋めることができるかが問われるところである。その隙間を埋めるためには、地域の課題について共有認識を持ち、互いの特性を活かして協力することが必要と考える。

今回の報告書では、協働による循環型社会の構築をテーマに、ごみ行政に視点をあて、「市民と行政」「事業者と行政」「市民と事業者」の各主体間における施策や取組み（図1-3参照）を整理することにより、課題を抽出した。そこで明らかとなった無関心層にいかに関心を持ってアプローチするか、そしてコミュニティの形成を推進し、地域社会のあり方について研究を進める。

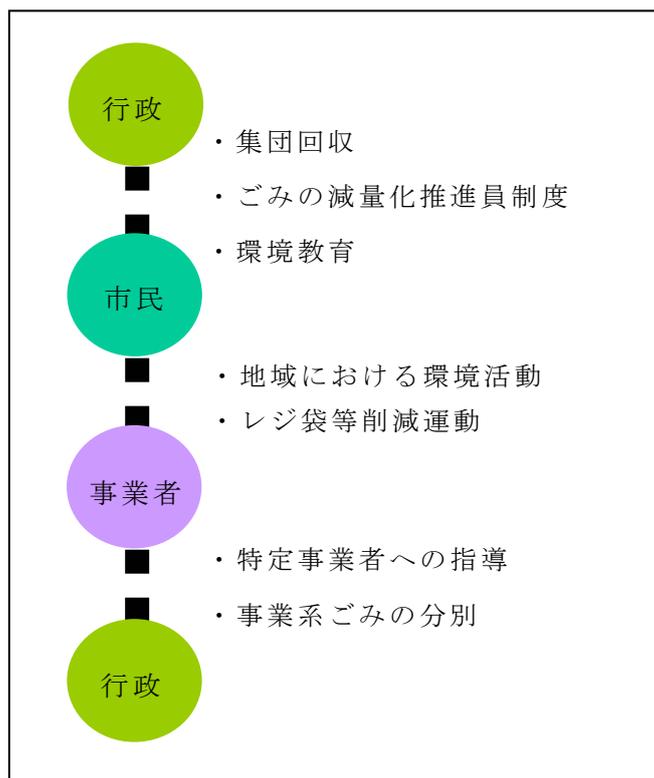


図 1 - 3 各主体間での主な施策や取組み

(参考文献)

<http://www.env.go.jp/doc/toukei/contents/data/es160350.xls> (環境省ホームページ)

編集代表 西尾勝・神野直彦(編著) 西尾隆(2004)「自治体改革9 住民・コミュニティとの協働」(株)ぎょうせい

住民と行政のパートナーシップ研究会 最終報告～揺籃期における「NPO政策」のあり方～
(財)大阪府市町村振興協会 おおさか市町村職員研修研究センター

マッセセミナーVol.11 富野暉一郎「住民参加による街づくり」 (財)大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

第2章 行政と市民との間の施策

2-1 市民を取り巻くごみ問題

昭和29年に「清掃法」が制定され、昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）へ全面改正された。廃棄物処理法では「廃棄物」を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分け、一般廃棄物を産業廃棄物以外の廃棄物と定義している。家庭から排出されるごみを「家庭系ごみ」、オフィスや飲食店などの事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」と区別している。

この法律において各自治体の責務としては、市民のごみ減量への自主的な活動の促進を図り、ごみを適正に処理しなければならない。市民の責務としては、ごみの排出を抑制し、ごみの再生利用を図り、行政のごみ減量化や適正処理へのごみ分別などの施策に協力しなければならない。

第2章では、市民のごみの減量化や資源化に向けた分別収集や資源回収の方法などについて、本研究会参加自治体と視察に赴いた横浜市（人口：3,559,867人、平成17年1月現在）と名古屋市（人口：2,204,569人、平成16年12月現在）などの事例を参考に、市民と行政がどのような行動をしているかを考察する。

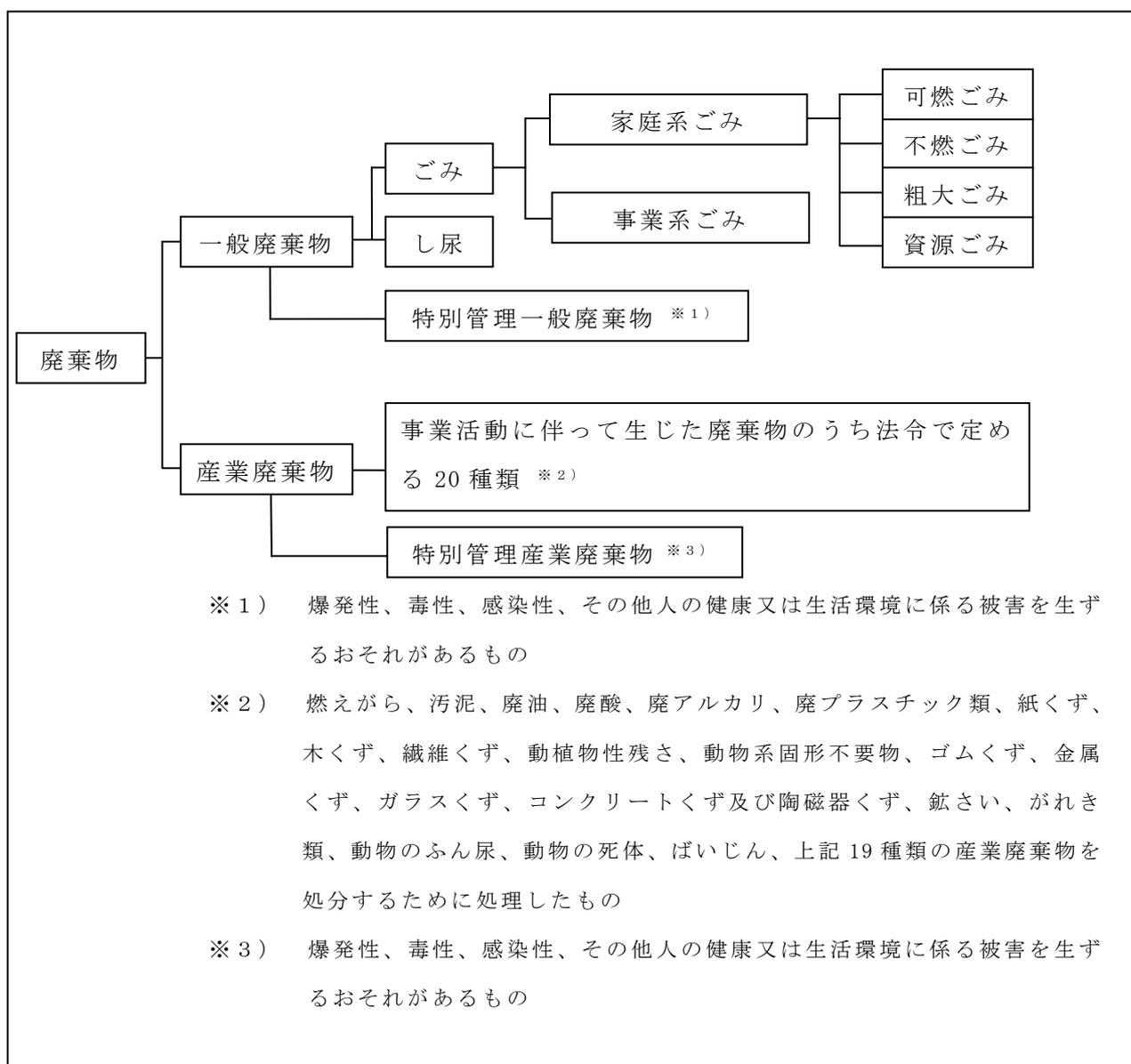


図 2 - 1 廃棄物の区分について

出典：平成 14 年度 循環型社会の形成の
状況に関する年次報告

2-1-(1) ごみの排出量について

①ごみ全体の比較

平成13年度における全国のごみ排出量は5,210万トンで、前年度より排出量は減少しているものの、平成11年度以前のごみ排出量よりは多い。大阪府の状況を見ると平成9年度ごみの排出量は448万トンで、平成14年度は418万トンと減少傾向にある。平成13年度における大阪府の1人1日あたりのごみ排出量1,331g/人・日は全国の1,124g/人・日と比較すると約18%多いことがわかる。



図2-2 全国のごみ排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移

注) 全国のごみ排出量には資源回収量を含む

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況（平成13年度実績）

大阪府の一般廃棄物（平成14年度実績）

図2-3に示すように、本研究参加自治体の1人1日あたりのごみ排出量は、人口規模が大きくなれば増える傾向にある。高槻市の1,336g/人・日と茨木市の1,381g/人・日が大阪府の1人1日あたりのごみ排出量1,292g/人・日を超えている。ごみ排出量は家庭系ごみと事業系ごみを合わせたものであるため、事業系ごみの排出量に大きく影響を受ける。

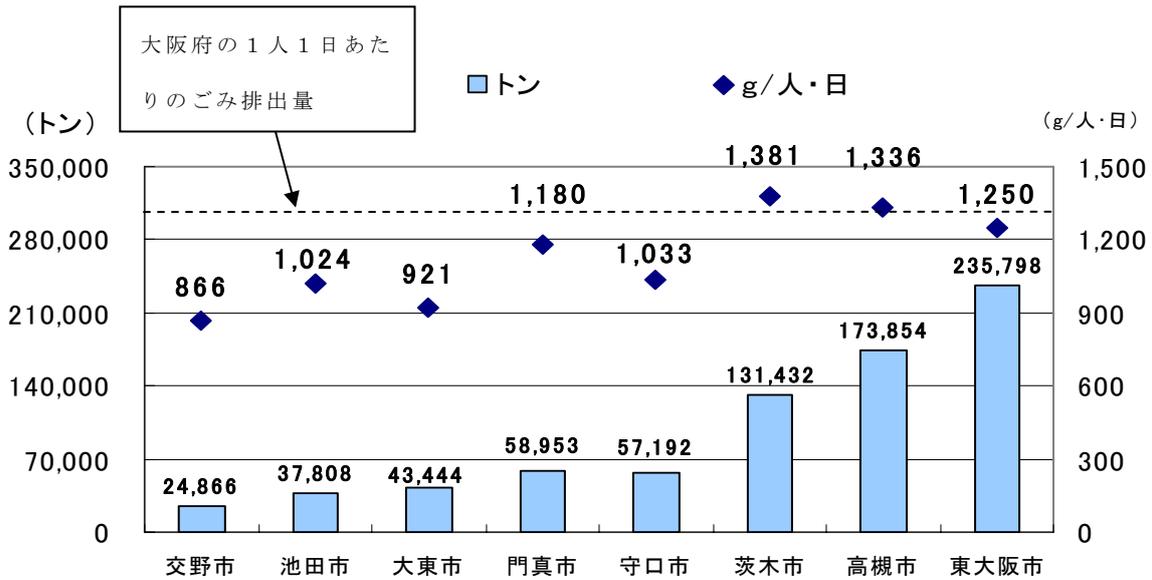


図 2 - 3 研究会参加自治体のごみ排出量と1日1人あたりのごみ排出量（平成14年度）

②家庭系ごみの比較

次に、図 2 - 4 で示すように全国の家系ごみ1人1日あたり排出量を人口規模別にみると、1万人未満が 530 g/人・日、30万人以上が 688 g/人・日と人口規模が大きいほど多くなっている。

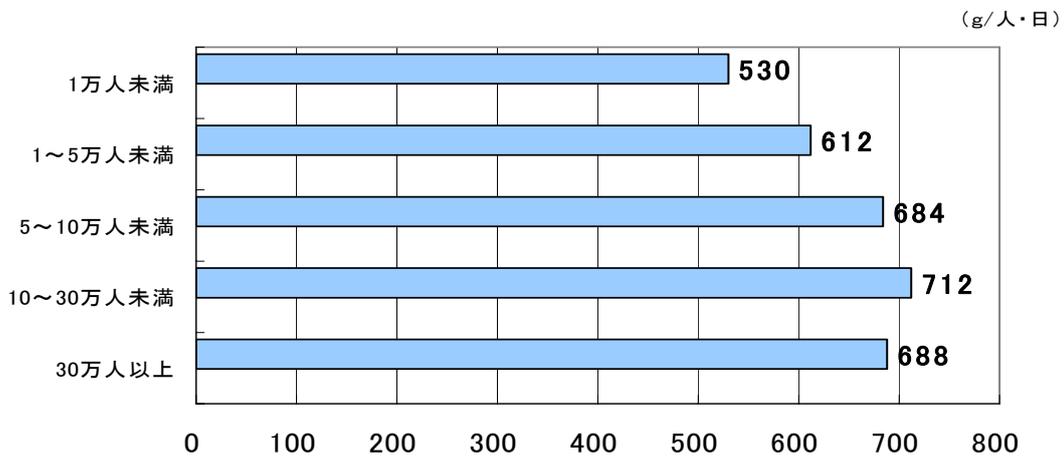


図 2 - 4 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの合計の
1人1日あたりのごみ排出量（平成14年度）

出典：平成15年度容器包装廃棄物の使用・排出
実態調査及び効果検証に関する事業報告書

図2-4の数値と図2-5で示している本研究会参加自治体の1人1日あたり生活系ごみ排出量を比較してみる。図2-4の5~10万人未満は684g/人・日で、その人口規模内である交野市は635g/人・日と少なく、10~30万人未満は712g/人・日で、池田市731g/人・日と茨木市745g/人・日が全国平均よりも多い。30万人以上だと688g/人・日で高槻市677g/人・日と東大阪市673g/人・日と比べると近い数値になっている。大阪府の家庭系ごみが平成9年度244万トンで平成14年度223万トンと約9%減っている。一方、事業系ごみが平成9年204万トンで平成14年度195万トンと約5%減っており、家庭系ごみと比べて事業系ごみにはまだまだ減量化の余地があると思われる。

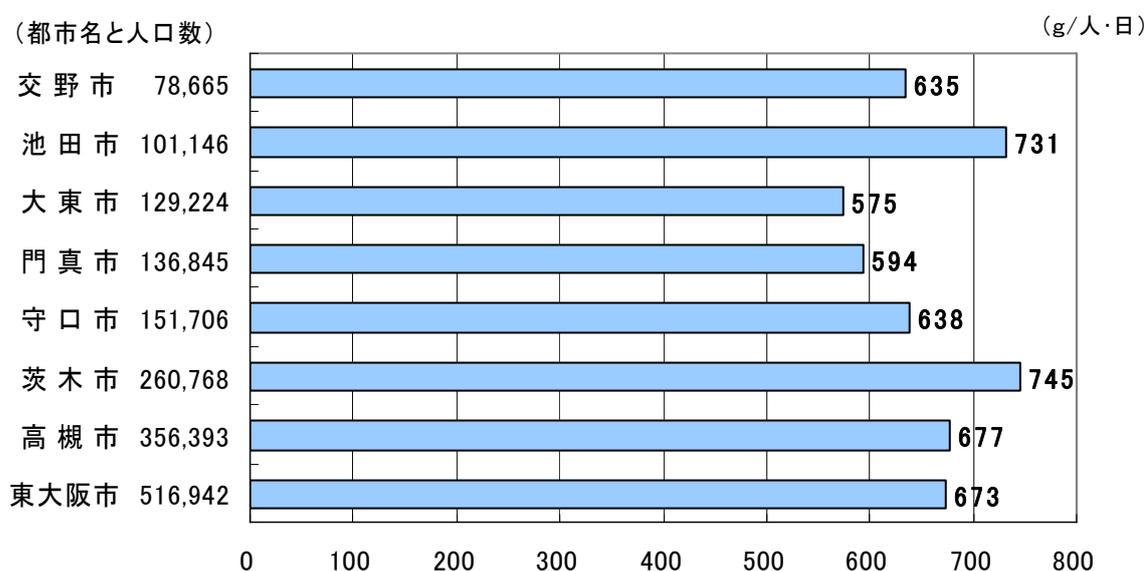


図2-5 生活系ごみの1人1日あたりのごみ排出量（平成14年度）

出典：平成14年度 大阪府の一般廃棄物

表2-1に示すように横浜市と名古屋市の比較をすると、1人1日あたりのごみ排出量（資源以外）は、横浜市が1,231g/人・日、名古屋市が907g/人・日となっている。次に、1人1日あたりの資源回収量では横浜市が136g/人・日、名古屋市が276g/人・日となっており、名古屋市はほぼ横浜市の2倍に及ぶ資源を回収している。

表 2 - 1 横浜市と名古屋市の 1 人 1 日あたりのごみ排出量（平成 1 4 年度）

（単位：g / 人・日）

		横浜市	名古屋市
1 人 1 日あたりの	ごみ排出量（資源以外）注)	1, 2 3 1	9 0 7
	資源回収量	1 3 6	2 7 6
	埋立量	2 3 0	1 3 9

注) ・家庭系ごみ+事業系ごみの合計を人口と 365 日で除した
 ・事業系特別搬入ごみと他市町からの受入を除く

出典：名古屋ごみレポート'03 版

【大都市との比較】名古屋市

2 - 1 - (2) 最終処分場の延命化について

近畿圏における多くの市町村では家庭系ごみを市の責務として収集し、ごみ焼却施設で焼却した残渣を「大阪湾広域臨海環境整備センター」に委託し、埋立処分している。しかし、埋立処分場で受け入れる廃棄物の残余容量が限られており、その埋立量を減らすことで残余年数を少しでも延命させようとしている。

名古屋市では、平成 1 0 年度中に計画だった名古屋港西 1 区の埋立処分場の計画が中止になり、既存の愛岐処分場を延命化させなければならない状況になった。そこで平成 1 1 年 2 月に「ごみ非常事態宣言」をし、指定袋制の導入や市民、事業者にごみの減量化を訴えた。その結果、平成 1 4 年度には平成 1 0 年度と比較して焼却量で 102 万トンから 75 万トンへ 26%削減し、埋立量は 28 万トンから 12 万トンと 57%削減したおかげで最終処分場の延命化に成功している。

横浜市は、不燃ごみと焼却灰などを内陸部にある神明台処分場と、臨海部にある南本牧廃棄物最終処分場の 2 カ所で埋立処分しているが、このままの埋立処分量の推移だと平成 1 9 年度中に既存処分場の容量を上回ると予測している。そこで平成 2 2 年度のごみ排出量を平成 1 3 年度に対して 30%削減する目標を立てて「一般廃棄物処理基本計画 ～横浜 G 3 0 プラン～」を定めた。

名古屋市と横浜市の両市が抱える最終処分場の残余容量の不足が、ごみ減量に乗り出した理由の一つとしてあげられる。最終処分場の延命のためにも、ごみの減量化が必須である。

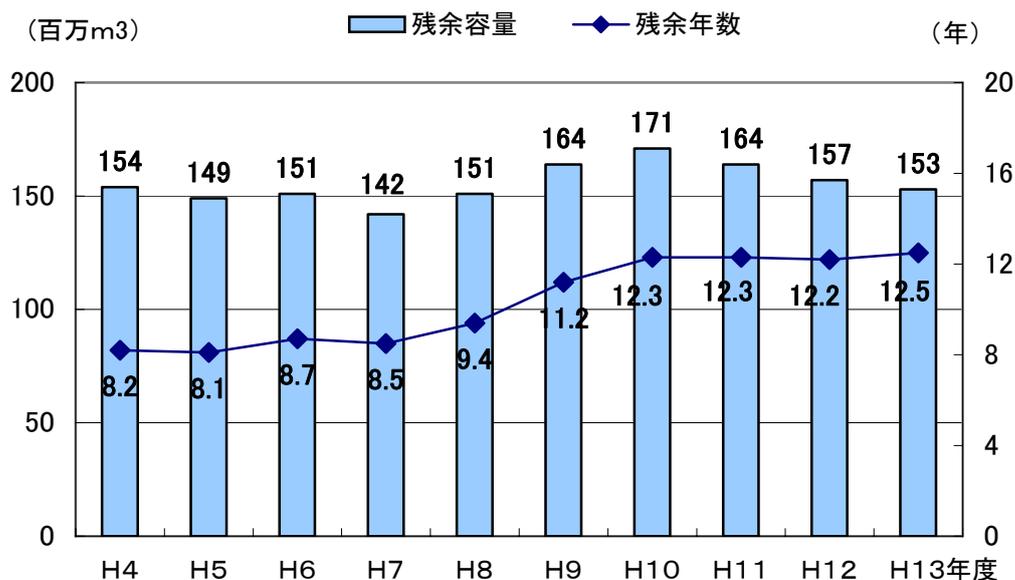


図 2 - 6 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 13 年度）

2 - 1 - (3) ごみ組成割合について

実際に市民が排出する家庭系ごみの内容についてごみ組成割合から調べてみる。

高槻市の平成 13 年度における家庭系ごみの組成割合を見てみると、「紙類」、「プラスチック類」、「厨芥類（流出水等含む）」の 3 種類の割合が多くを占めている。重量比では紙類 28.7%、プラスチック類 12.8%、厨芥類（流出水等含む）31.3%を占めている。一方、容積比では紙類約 34.3%、プラスチック類 40.2%、厨芥類（流出水等含む）6.5%を占めている。

この 3 種類の排出量を重点的に減量するためには、紙類は集団回収などによる再資源化をし、プラスチック類は、容器包装リサイクル法による分別収集、梱包・圧縮を経てリサイクルルートに流す。

また、厨芥類については水分を多く含むため、市民はしっかり水切りをして重量を減らし、また生ごみ処理機などを利用した肥料化などでごみ量の削減を図っていかねばならない。

行政は、法律の施行に合わせるだけでなく、ごみ組成割合に見られるごみの種類や収集量の動向などの地域特性を踏まえて、ごみ分別収集やその方法を考えていかねばならない。

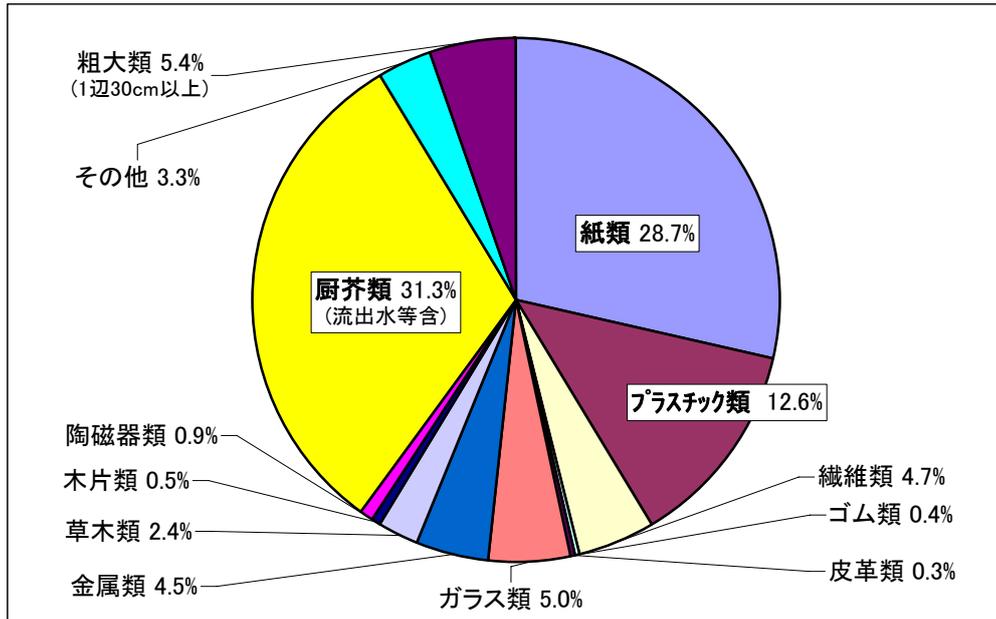


図 2 - 7 家庭系ごみ組成調査 (平成 13 年 11 月実施) 重量比

出典：高槻市ごみ減量化推進計画 (15 年 12 月)

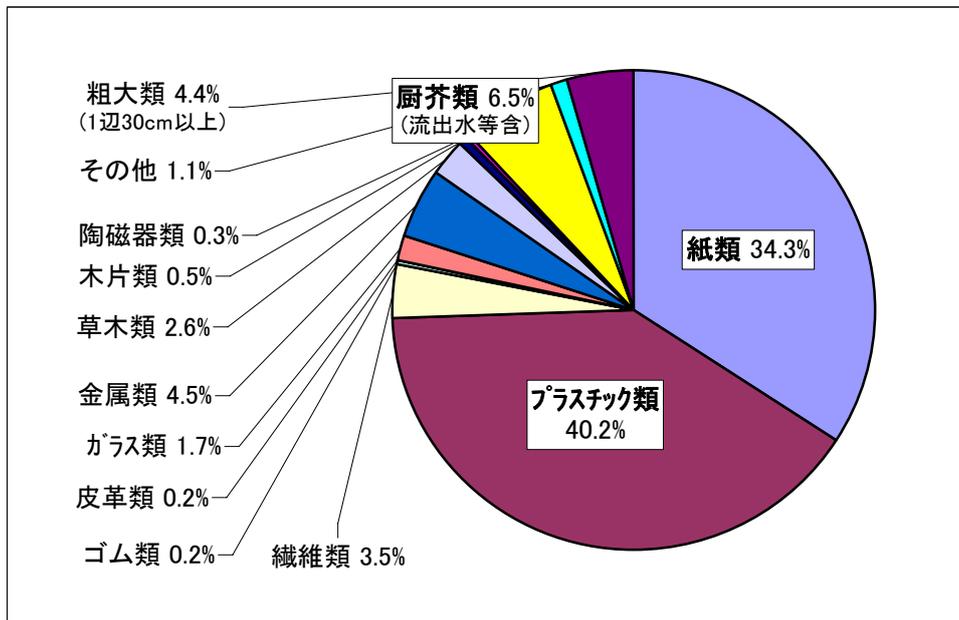


図 2 - 8 家庭ごみ組成調査 (平成 13 年 11 月実施) 容積比

出典：高槻市ごみ減量化推進計画 (15 年 12 月)

2-2 ごみの減量化に向けた各市の施策

2-2-（1） 回収品目について

①多様化するごみの分別収集

平成7年12月に容器包装リサイクル法が一部施行された後に、各市区町村では平成9年4月からガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パックを対象とした分別収集が開始されることになった。また、平成12年4月からはプラスチック製容器包装、紙製容器包装、ダンボールが分別収集対象品目に加わった。

家庭から排出される容器包装廃棄物の回収方法としては、行政の定期収集や、公民館などの公共施設に回収ボックスを設置し資源化物を行政が集める「拠点回収」、スーパーマーケットなどにより店頭で回収ボックスを設置して資源化物を集める「自主回収」、自治会や子ども会などの地域住民の活動による「資源の集団回収」などがあり、これらの回収方法を組み合わせるなど各市の実情に合わせて回収を実施している。

本研究会参加自治体での定期収集と、行政による拠点回収品目と回収ボックス設置数の一覧を表2-2に示す。

現在守口市では、定期収集でペットボトルを扱わず、公共施設での拠点回収とスーパーマーケットなどの店頭での自主回収を行っており、平成10年度の回収ボックスの設置数は50ヶ所、平成16年度には81ヶ所にまで増加している。

自主回収に協力するスーパーマーケットなどの事業者側としては、回収ボックスを設置することにより市民が来店する機会が増えることを期待している。しかし、汚れたまま回収ボックスに投入されたり、回収品目以外の物が投棄されるなど管理面での問題で回収ボックスを設置しないスーパーマーケットなども存在する。

表 2 - 2 ごみ収集の状況と行政による拠点回収品目及び回収ボックス設置数

	池田市	高槻市	茨木市	守口市
ごみ収集の状況	①もえるごみ ②空カン・空ビン ③粗大ごみ・もえなごみ ④紙パック、新聞、本、ダンボール ⑤ペットボトル	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③リサイクルごみ（あきビン、あき缶、古布、古紙） ④大型可燃ごみ	①普通ごみ ②粗大ごみ ③資源ごみ（ペットボトル、缶、ビン）	①可燃ごみ ②不燃・粗大ごみ ③有害危険ごみ ④びん・ガラス ⑤空き缶 ⑥古紙・古布
拠点回収	—	● ペットボトル 45ヶ所	● 紙パック 56ヶ所 ● 古紙類 56ヶ所	● ペットボトル 81ヶ所 ● 紙パック 15ヶ所
	門真市	交野市	大東市	東大阪市
ごみ収集の状況	①普通ごみ ②プラスチック製容器包装・自転車類 ③粗大・ガラス類 ④小型家電製品・小型金属製品・小型プラスチック製品 ⑤びん・缶類 ⑥ペットボトル ⑦古紙・古布	①普通ごみ(生ごみ) ②可燃粗大 ③不燃粗大 ④空缶・空ビン・なべ・乾電池等 ⑤新聞紙・雑誌・ダンボール等 ⑥ペットボトル ⑦牛乳パック	①一般ごみ ②資源ごみ（空き缶、空きびん） ③可燃粗大 ④不燃粗大	①家庭ごみ ②空き缶・あきびん ③大型ごみ ④<モデル地区>（新聞、雑誌、ダンボール、古布、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装）
拠点回収	—	● ペットボトル 52ヶ所 ● 紙パック 20ヶ所	● ペットボトル 28ヶ所 ● 紙パック 23ヶ所	● ペットボトル 83ヶ所 ● 白色トレイ 45ヶ所

注) ごみ収集の状況に記載されている分別は、各市のパンフレットの記載どおり。

ごみ収集の状況は平成16年度分、拠点回収については各市把握年度分を記載。

②横浜市の分別収集

横浜市の分別収集では、家庭系ごみの減量とリサイクルをより一層推進するため、平成17年4月から市内全域で「家庭ごみ」を「家庭ごみ（燃やすごみ）」、「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」に細分化し、「缶・びん・ペットボトル」、「小さな金属類」、「使用済み乾電池」、「粗大ごみ」を合わせた10種分別15品目の分別収集を実施する。

市内全域での実施の前に平成16年10月から18区中6区で先行実施されることになり、先行6区において事前に分別収集の説明会を2ヶ月間で1区あたり300回から、多いところで450回開催した。その中で行政側は事務職員だけでなく、収集中に市民からの質問に答えることができるように、その現場の収集作業員と一緒に町内会単位の大きなところから出席者が少人数の場まで出向いた。

横浜市の市民に分別を周知するリーフレットには、身近でいつでも見られる場所に保管されるように「保存版」と記されている。日本語以外にも外国語版や点字版がある。この点字版作成に関しては、視覚障害でうまく分別ができなくても、指定のシールを貼れば多少の未分別でも回収できるよう収集に配慮されている。

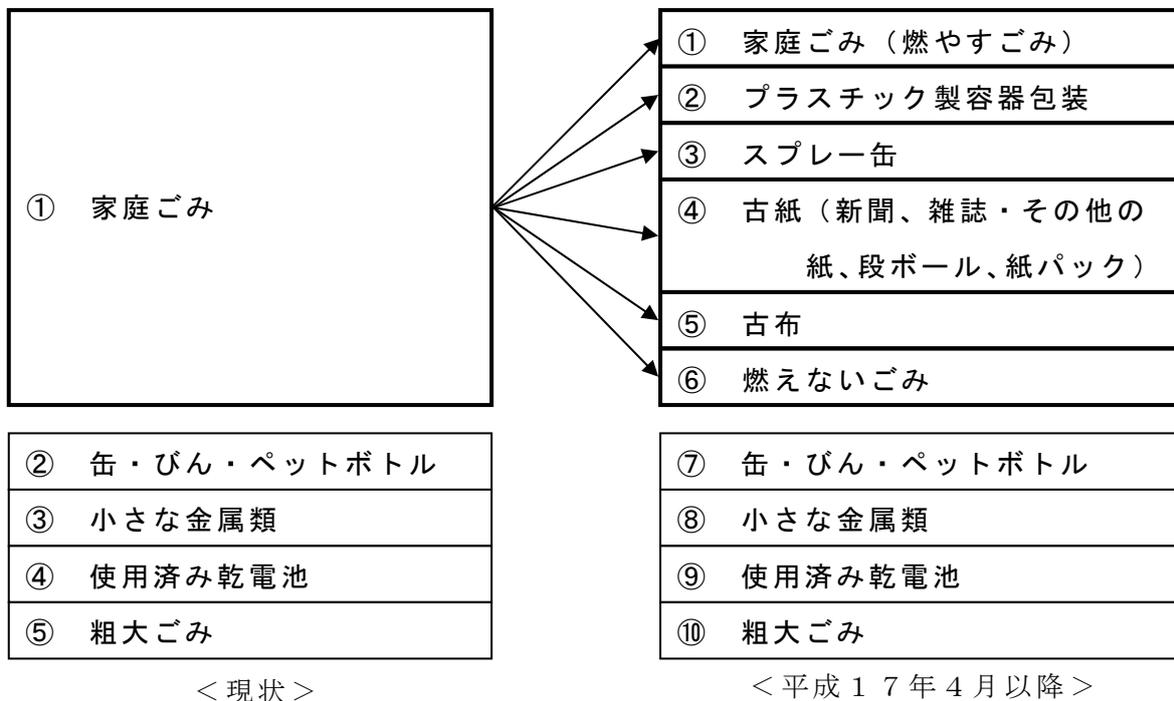


図2-9 横浜市の家庭ごみの細分化

③名古屋市の分別収集

名古屋市の資源化物の分別収集では、「(財)名古屋市リサイクル推進公社」が名古屋市から委託を受けて、空きびん・空き缶の収集を行っており、容器包装リサイクル法の施行後、いち早く平成12年8月からペットボトルのステーション収集を開始し、プラスチック製容器包装と紙製容器包装の収集についても名古屋市から委託を受けていた。ペットボトルと紙パックについては、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの店頭や公共施設に回収ボックスを設置し、拠点回収を行っている。新聞、雑誌、段ボール、古着についてはステーション収集をしておらず、市民には地域の集団資源回収を利用するよう協力を求めている。

これら容器包装類の分別収集の開始にあたり、事前に町内単位の説明会を約2,300回開催し、周知を図った。分別方法を知らせるリーフレットについては、資源物を“ごみ”とは表記せず、家庭から出る“資源”として扱い、周知を図っている。説明会当時にはプラスチック製品に識別表示マークもなく、市民に説明しても素材で見分けるしかなく、電話による問い合わせ件数は10万件にも及んだ。そこで、「容器包装の分け方・出し方 早分かり術」というリーフレットを作成して、識別表示マークが付いていない商品の分け方と、どの程度の汚れなら資源として収集できるかを紹介した。せっかく市民が分別しても容器の汚れにより、選別作業で取り除かれてしまい衛生面の確保から焼却処分される。

どこまで汚れを落とせばよいか写真を掲載して、分かりやすく市民に分別とリサイクルに協力を求めている。

表2-3 名古屋市の資源の分別品目

品目 収集方法	プラスチック製 容器包装	紙製 容器包装	ペットボトル	空きびん	空き缶	紙パック	新聞、雑誌 段ボール、古着
ステーション収集	○	○	○	○	○	—	—
拠点回収	—	—	○	—	—	○	集団資源回収へ

注) ステーション収集：地域で指定したごみ集積場での収集すること。

拠点回収：スーパーマーケットや公共施設などに回収ボックスを設置し、回収すること。

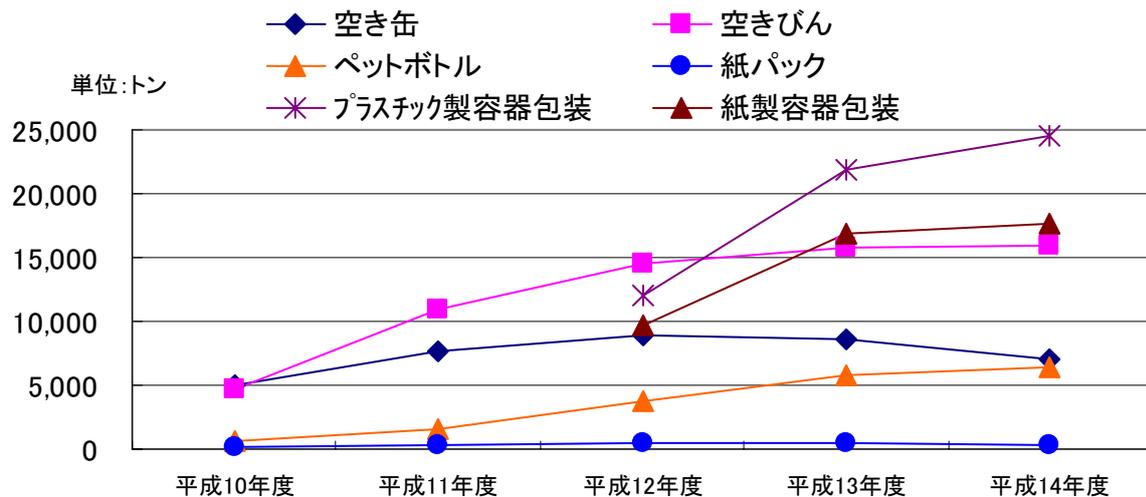


図 2-10 名古屋市の資源収集量の推移

出典：循環型社会の実現に向けて (財)名古屋市リサイクル推進公社

図 2-10 に示すように資源収集量は空き缶と紙パックを除き増加しており、なかでも平成 12 年度からペットボトルとプラスチック製容器包装、紙製容器包装の増加が著しい。

図 2-11 に示すように平成 11 年度と資源化物の分別収集開始後の平成 13 年度とを比較すると、施設の建設費や選別作業による分別費用などの「資源ごみ収集事業費」は 2,272,319 千円から 5,864,614 千円に、派遣職員と嘱託職員を合わせた「職員数」は 172 名から 358 名に、「車両数」は 82 台から 210 台に増加している。

ごみの適正な処理や資源化を進めるため、資源の収集品目を細かくすると、市民のごみ減量化への意識向上にはつながるが、収集費用や処理費用に併せて、人件費や施設の建設、収集車の変更などの物件費が増大する。

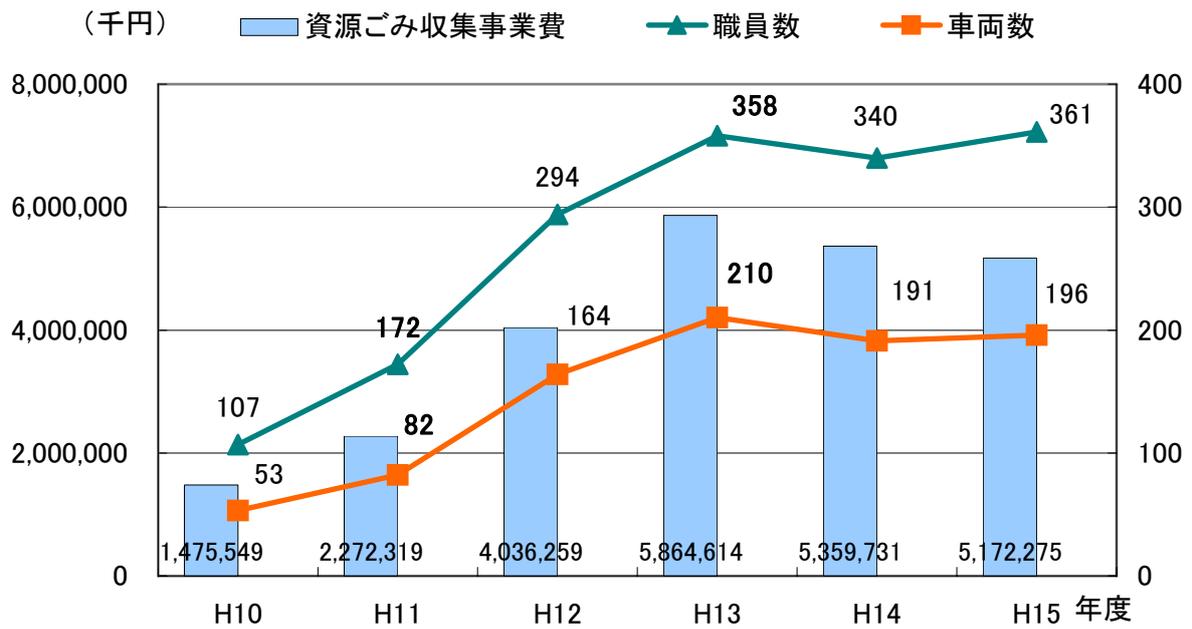


図 2-11 名古屋市の資源の収集について

出典：循環型社会の実現に向けて (財)名古屋市リサイクル推進公社

2-2-(2) 回収方法について

①ごみ集積場

家庭系ごみの収集方法として、排出者の家の前に出す『戸別収集』と何世帯かでまとめて地域で指定したごみ集積場で回収する『ステーション方式』がある。

収集作業員の側からすれば、集約されたステーション方式の方が収集時間の短縮になるが、ごみ集積場には未分別のごみや指定日以外のごみが放置された状態が目立っている。複数の人たちが利用するため誰が排出したか判明できず、収集作業員が取り残した後でも自宅に持ち帰らない一部のマナー違反者がいる。取り残したごみの放置によりさらなる不法投棄を誘発することになり、市民から毎回早急な回収を求められる。

生ごみの放置の場合には、カラスや猫が荒らし、ごみ集積場周辺を汚すこともあり、行政はマナーの違反をした排出者の特定ができず指導もできない。そのため、ごみ集積場付近の市民はごみ集積場の変更やマンションなどの集合住宅を除いて排出者の特定ができる戸別収集の導入をしてもらいたいという要望がある。

テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、クーラーなどの「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」という。）対象品目の放置に対するマナー違反に対して市によっては、取り残しや警告のステッカーを貼って排出者へ持ち帰ってもらうように促している。

廃棄物処理法第5条の6には、「市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。」という規定がある。これにより、委嘱された市民は「廃棄物減量等推進員」として、ごみの減量化に向けた活動や普段のごみ出し時のごみ集積場でのマナー違反者に対して指導している。

本研究会参加自治体のうち高槻市、茨木市及び東大阪市がこの制度を実施している。

例えば、東大阪市の「廃棄物減量等推進員制度」では、自治会長が「地域ごみ減量推進員」となり50世帯に1人の割合で「地域ごみ減量協力員」を設置している。両者にはそれぞれ腕章を表札横に貼るシールが配布される。資源ごみだけはステーション方式を採用しており、ごみ集積場所の決定と管理は自治会に任せている。ごみ集積所では腕章をつけた地域ごみ減量推進員、地域ごみ減量協力員以外にも婦人部の方々が、朝のごみ集積場に立って排出者に対してごみの出し方の指導をしている。ごみの出し方が守られていないごみによる不法投棄の誘発を防ぐために、指定日でないごみが置かれた場合、次の指定日まで自治会館横で保管をしている。このように市民によるごみの分別収集への協力は、地域コミュニティの形成度合いによるため、隣近所の付き合いが希薄である単身者や一過性の住

民に未分別が目立っている。

また、名古屋市でも集積場で分別の指導を行う「保健委員」や「分別推進員」が配置されている。保健委員は2年間の任期で、もともと防疫行政の推進のため公衆衛生業務を主としていたが、集積場の清潔保持から地域におけるごみに関する業務も含まれるようになった。集積場所に比べて保健委員の数が少ない上に、未分別のごみ袋への警告シールの添付やごみ袋の開封により保健委員と市民とのトラブルが発生するなど、保健委員への負担が大きいとの声があがっている。

表2-4 戸別収集とステーション収集の比較

	戸別収集	ステーション収集
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 排出者の明確化・ 排出マナーの向上・ 越境ごみの減少	<ul style="list-style-type: none">・ 地域コミュニティの活性化・ 効率的な収集ルート
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 路上にごみが点在・ 収集作業員の負担大	<ul style="list-style-type: none">・ 越境ごみの増加・ 排出者責任の希薄

門真市では、ごみの分別方法の指導にあたる「清掃指導員」を収集作業員90名中のうち50名（平成16年4月現在）を任命している。その指導員研修の際、日頃の業務の中で感じていることのアンケートを実施した結果、

- ・「ステーション方式だった場所が戸別収集に変わり、作業の負担が大きくなった」
- ・「市民のわかりやすい、ごみ分別項目の見直しを考えてほしい」
- ・「市民は最初分別ができていたが、最近はおろそかになったように感じる」
- ・「粗大ごみの収集で明らかに事業者の不法投棄と思われるケースが見られる」
- ・「今回のような研修を定期的にもっと開催して欲しい」

などの回答があった。ごみの分別の種類が複雑になると市民がごみの分け方に戸惑い、出し方のマナーが守られないことがある。収集作業員は市民の排出状況を一番把握できる立場にあるため、排出されたごみを収集するだけでなく直接市民に対してごみの出し方のマナーを啓発することが効果的であろう。

②資源回収の促進

自治体では、古紙リサイクルの推進を、自治会や子ども会など地域内で行われる集団回収に対して奨励金を交付する「集団回収奨励金制度」による制度を行っている。品目としては新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、空き缶、空き瓶、古着、食用廃油などを扱っており、表2-5に本研究会参加自治体の集団回収の品目と回収量を示す。

表2-5 集団回収の品目と回収量（平成14年度実績）

（単位：kg、食用廃油：ℓ）

	池田市	高槻市	茨木市	守口市	門真市	交野市	大東市	東大阪市
新聞	○	○	○	○	○	—	○	○
	1,178,210	4,574,147	7,412,000	2,330,058	2,773,808	—	2,412,410	10,182,883
雑誌	○	○	○	○	○	—	○	○
	296,620	1,152,955	新聞に含む	827,557	807,009	—	718,125	3,138,696
ダンボール	○	○	○	○	○	○	○	○
	139,770	475,408	535,000	613,634	475,588	2,770	253,361	1,739,518
古布	○	○	○	○	○	—	○	○
	52,698	227,432	206,000	130,710	202,323	—	134,050	579,035
空き缶	○	○注1)	○	○	—	—	—	○注1)
	10,539	50,253	79,000	601,383	—	—	—	89,820
リサイクルびん	—	—	—	—	—	—	—	○
	—	—	—	—	—	—	—	H15より
紙パック	○	○	○	○	○	○	○	—
	1,370	7,640	19,000	10,956	1,285	20,040	3,300	—
食用廃油	—	—	—	—	○	○	—	—
	—	—	—	—	7,511	2,586	—	—

注1) アルミ缶のみ

集団回収の奨励金額は、表 2 - 6 に示すように、池田市では 1 kg あたり 2 円から東大阪市の 6 円までの差があり、茨木市や高槻市のように回収量を 20 トン以上 50 トン未満なら 2 万円、50 トン以上なら 3 万円のように重量の段階に分けて、一定額の奨励金を渡すなどの手法がある。

回収量に応じた奨励金制度以外にも、紐や軍手といった回収用具の貸与（高槻市）や空き缶プレス機の貸出し（東大阪市）などの支援を行っている。

行政としては、市が直営で資源化物を回収することによる収集費用の総額と、集団回収による奨励金合計を比較した場合、集団回収による方が安価であるためなど、多くの自治体で実施されている。今後も集団回収は拡大の方向にり、回収する品目や回数、場所を多様化して市民が集団回収に参加する機会を増やすことが有効である。

表 2 - 6 集団回収の奨励金額

池 田 市	高 槻 市	茨 木 市	守 口 市
1kg につき 2 円 (回収業者向け 1 円/kg)	2t 以上 20t 未満 : 1 万円 20t 以上 50t 未満 : 2 万円 50t 以上 : 3 万円	回収量 1t ~ 2t 未満 : 1 万円 ア + イ = 2 点 ~ 3 点 : 2 万円 ア + イ = 4 点 ~ 7 点 : 3 万円 ア + イ = 8 点 : 4 万円	1kg につき 4 円
門 真 市	交 野 市	大 東 市	東 大 阪 市
1kg につき 4 円 1 リットルにつき 4 円	—	1kg につき 5 円	1kg につき 6 円 リターナルびん 4 円/kg
<p><茨木市の計算方法></p> <p>ア : 年間 (1 月 ~ 12 月) 回収回数 3 回 ~ 6 回 : 1 点 7 回 ~ 10 回 : 2 点 11 回以上 : 3 点</p> <p>イ : 年間 (1 月 ~ 12 月) 回収量 2 t 以上 10 t 未満 : 1 点 10 t 以上 20 t 未満 : 2 点 20 t 以上 30 t 未満 : 3 点 30 t 以上 40 t 未満 : 4 点 40 t 以上 : 5 点</p>			

③名古屋市の集団資源回収

名古屋市では、早くから資源の分別を行い資源回収量が多い。名古屋市の定期収集では、新聞、雑誌などの古紙類は回収していないため、市民には集団資源回収を利用するように案内している。名古屋市の「集団資源回収」には、子ども会、町内会などの地域団体が行う「一般方式」の他にも、「学区協議会方式」、「リサイクルステーション」、「古紙リサイクルセンター」がある。平成11年8月に新聞社、新聞販売店、製紙メーカー、古紙業者の事業者と市民団体と行政が協議会を立ち上げ、検討した結果、平成12年4月から小学校区の単位で活動する団体が月に1回以上集団資源回収を行う「学区協議会方式」が始まった。平成15年度には150の学区が登録している。集団資源回収の品目は、新聞（折り込みチラシを含む）、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着、アルミ缶などがある。

これら地域の集団資源回収が利用できない市民には、リサイクルを推進する3つの市民団体がスーパーマーケットや商店街の駐車場など51ヶ所（平成16年8月現在）を利用して、月2回以上の資源回収を行う「リサイクルステーション」がある。



リサイクルステーション積み込み作業



資源化物を分類してカゴに入れる

それ以外にも、愛知古紙協同組合35社が自社の敷地を利用し、土・日曜日に24ヶ所（平成16年2月現在）開催する「古紙リサイクルセンター」がある。

名古屋市の資源回収量が多い理由は、集団資源回収を受け入れる場所と機会の多様化により、手軽に資源を持ち込むことができるからであろう。

表 2-7 名古屋市の集団資源回収の品目 (平成14年度)

	新聞、雑誌、 段ボール、古着	紙パック	空き缶	空きびん	発泡スチロール製 食品トレイ	なべ やかん類
一般方式	○	○	○	○	—	—
学区協議会	○	○	—	—	—	—
リサイクルステーション	○	○	○	○	○	○
古紙リサイクルセンター	○	○	—	—	—	—

これらの集団資源回収の支援として、廃棄物の減量とリサイクルの普及啓発を行う「(財)名古屋市リサイクル推進公社」は名古屋市から「名古屋リサイクル推進センター」の管理運営を委託され、その推進センターの事業として集団資源回収の奨励金を1kgにつき4円支給している。さらに、回収作業に必要な軽量運搬車(台車)や倉庫の貸出しやリサイクルステーションを運営する3つの市民団体に対して1ヶ所1回の開催につき1万円の事業協力金の支給を行っている。

集団資源回収に取り組む団体は、古紙回収業者との契約の中で品目数や品目ごとの排出方法の他に駐車スペースの位置、雨天時の決定方法など十分に話し合っ市民が排出しやすい環境をつくる必要がある。開催日の前日に新聞社の協力により開催告知の折り込みチラシが配付されることや開催場所を提供してくれる事業者などの協力もあり、持ち込み量も増加している。また、リサイクルステーションなどの場を設けることで、市民間の交流が深められる。回収時間外の持込や対象品目以外のテレビなどの不法投棄があるようだが、ごみ減量化と再資源化への意識向上につながるという効果は大きい。

2-2-(3) 資源の有効活用について

① 生ごみ処理機の購入補助

家庭から出るごみの排出量を削減するため生ごみを堆肥化する生ごみ処理機の購入に対して助成を行っている自治体がある。

生ごみ処理機の購入補助の対象には、「簡易式」と「電動式」とに分けられる。

「簡易式」は、庭や畑にコンポスト容器を埋めてその中に生ごみを入れて土にいる微生物

の発酵・分解の働きで堆肥化されるものである。「電動式」は、脱臭機能により屋内にも設置ができて水分量や温度を管理しており、生ごみを温風で乾燥させて減量させるタイプや微生物により発酵・分解の働きで堆肥化させるタイプがある。本研究会参加自治体における生ごみ処理機の購入補助制度は表 2-8 のとおりである。

高槻市において、生ごみ処理機の購入補助の制度は無いがコンポスト容器（昭和 61 年度より実施）と EM ボカシ（平成 6 年度より実施）を市民に無料貸与して、生ごみの減量化を進めるモニター制度がある。平成 14 年度にはコンポスト容器は累計で 8,287 台、EM ボカシでは累計で 2,549 台普及された。処理機を市民に渡すだけでなく、効果的に活用してもらうための講習会も開催され、ごみの減量化とその啓発に役立っている。

表 2-8 生ごみ処理機の購入補助と交付数（平成 14 年度）

	池田市	高槻市	茨木市	守口市
補助額	・電気式 購入価格の 3 分の 1 (上限 2 万円)	※モニター制度あり	・電気式 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 万 5 千円) ・コンポスト 購入金額の 2 分の 1 (上限 5 千円)	・電源が必要なもの 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 万 5 千円) ・電源が必要でない 購入金額の 2 分の 1 (上限 3 千円)
交付数	・電動式 31 台		・電動式 106 台 ・コンポスト 12 台	・電動式 17 台 ・簡易式 3 台
	門真市	交野市	大東市	東大阪市
補助額	・電気式 購入金額の 2 分の 1 (上限 3 万円) ・簡易式 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 千円)	—	・電気式 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 万円) ・コンポスト・EM ボカシ 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 万円)	・電動式 購入金額の 2 分の 1 (上限 2 万円) ・コンポスト式 購入金額の 2 分の 3 (上限 3 千円)
交付数	・電動式 48 台 ・簡易式 95 台	—	・電気式 39 台 ・コンポスト 3 台 ・EM ボカシ 1 台	・電動式 16 台 ・コンポスト式 1 台

②公園、街路樹等の剪定枝の処理

家庭の剪定枝や市民による地域清掃活動に伴う剪定枝は、主に土日に作業を行うため、週明けに大量に排出される。木・金曜日など週の後半に排出するようにごみの出し方の協力要請をしているが、燃えるごみとして剪定枝を焼却するだけでなく、堆肥化するなど資源の有効活用が行われている自治体がある。

平成15年度の高槻市では、剪定枝を694 m³チップ化し、26 m³が堆肥化された。

交野市では堆肥化された土を平成15年度は153トン無料配付し、市民の菜園などに利用されている。行政として有効利用の堆肥化を推進するためには、チップや堆肥の利用先を確保しなければならない。

一方、剪定を行う事業者に資源化への理解を深めてもらうことの他、焼却場に持ち込む手数料よりチップ化等による再利用の方がコスト面で安くないと再利用されないであろう。

③食用廃油の再利用

門真市では食用廃油が集団回収奨励金制度の対象となっており、1リットルにつき4円の奨励金が支給される。NPO法人北大阪エコネットなどが食用廃油から石鹼を作っている。大東市消費生活研究会では、食用廃油を公民館など15カ所で回収している。回収した廃油のうち約9割は油脂業者に引き取ってもらい、家畜の配合飼料用として利用されている。残りの1割分で石鹼を作り市民祭りなどで配布している。

京都市では食用廃油をディーゼル燃料に精製する施設を建設し、一般家庭から年間13万リットルを回収し、事業者からは年間137万リットルを購入して精製している。ごみ収集車215台と市バス81台のディーゼル燃料として利用しているが、この燃料は品質基準が国内で決められていないため、京都市独自で定めている。

食用廃油をディーゼル燃料に精製し有効活用するには、施設の建設費や建設後の保守費用の捻出、食用廃油の収集方法、車両へのメーカー保障がつかないこと等を解決し、事業として成り立たせていかなければならない。

2-2-(4) ごみの有料化

ごみの有料化の目的として、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担によりごみの減量化と分別収集の徹底、ごみ問題に関する意識の向上を図ることなどが、主な理由としてあげられる。

環境省では、平成16年10月に中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会に意見を求めたところ、この部会において、ごみの発生抑制やごみ排出量に応じた料金負担を求めることで公正化を図れるよう市町村にごみ処理の有料化が示された。この答申を受け、翌年にも廃棄物処理法の「基本方針」を改定する予定である。池田市においても、市民を対象に資源ごみ以外の家庭ごみの有料化、廃棄物減量等推進員制度の導入など12項目が平成16年2月に「廃棄物減量等推進審議会」から答申が示された。

家庭系ごみの有料化を導入する大阪府内の自治体では岸和田市、箕面市、富田林市、河内長野市などがある。

岸和田市では、平成14年7月から「一般家庭ごみ」の有料化が始まった。一般家庭ごみを無料で回収する目印としてシール（処理券）を配付しており、それを30リットルもしくは45リットルの透明・半透明袋に貼られていれば無料で回収する。配布数を超える場合には、有料ごみ処理券として30リットル用ごみ袋にはシール1枚を70円、45リットル用ごみ袋にはシール1枚を100円でごみ処理券取引所から購入する必要がある。

図2-12において、平成14年度分の7月以降の9ヶ月間は有料化であるが、有料化以前平成13年度の一般家庭ごみの排出量と有料化後の平成15年度とを比較すると55,330トンから43,000トンへと約23%削減された。

家庭系ごみから事業系ごみへの移動も考えられるが、有料化の導入は料金のかかる普通ごみ袋から料金のかからない資源ごみ袋へのごみが移動し、リサイクル量の増加につながると考えられる。平成13年度以降、可燃ごみと資源ごみを合わせた一般家庭ごみの総量が増えていないので、有料化の契機にごみに対する関心が高まり、それがごみの発生抑制になったと思われる。

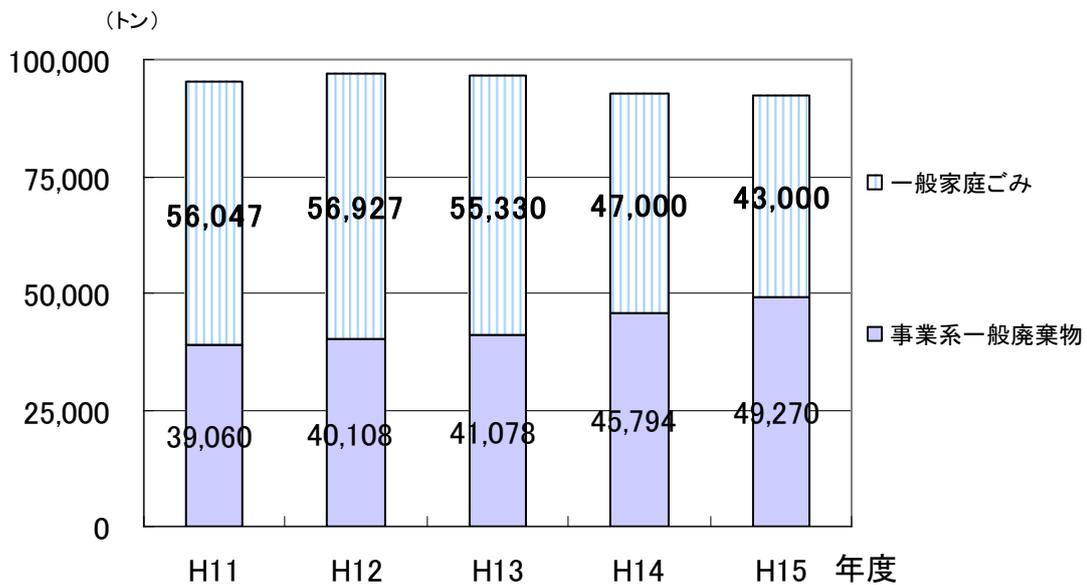


図 2 - 12 岸和田市のごみ排出量の推移

門真市では、一定量を超えるごみについては手数料が徴収されることがある。市が収集、運搬、処分する一般廃棄物で、一家庭から排出されるごみ量が常時 1 日平均 10kg を超える場合には、『多量ごみ』として 10kg につき 100 円の一般廃棄物処理の手数料が発生する。しかし、一般家庭から排出される定期収集ごみ量が 10kg を超えることはないものと想定し、無料で回収している。おそらく市民は定期収集ごみに手数料が発生する場合があることに気づいている人は少ないかもしれない。

行政は、これまで述べてきたように“ごみ”を“資源”として扱い、再資源化しやすいように分別収集の品目を拡大することで、資源回収量が増加している。しかし、資源が再利用（リサイクル）されることで、ごみの焼却量が減少したとしても、資源化物を含む全体のごみの総排出量が増加してはならない。責任ある市民としてまず物を大切に扱い、壊れたら修理（リペア）し、たとえ不用になったとしても、フリーマーケットなどを利用して、再使用（リユース）してもらおうなど、家庭ごみの発生抑制（リデュース）をすることが最も大事なことである。

そして、市民はごみや環境問題に関心を持つだけでなく、地域で行われるあらゆる活動に積極的に参加することが求められている。

2-3 市民に向けた行政施策における課題

前節までに市民を取巻くごみ問題や、減量化に向けた各市の施策等について述べてきた。リサイクルの推進が多く自治体で図られ、分別収集・集団回収による資源化物の回収などの取組みも定着しつつある。

一方、国のごみ施策も大きく変化している。政府で進められている三位一体改革では、従来行われてきた単独市町村による廃棄物処理施設整備への「国庫補助制度¹⁾」を廃止し、3Rを総合的に推進するため「循環型社会形成推進交付金²⁾」創設の方針が示されている。この制度が実施されると、従来単独の市町村で実施されていたごみ焼却場の建設は出来なくなり、広域的な循環型社会形成に寄与する施設整備に交付されることとなる。各市町村は、ごみ焼却一辺倒の施設整備から、地域にあった3R推進のための事業を選択しなければならない。

3R推進のため、容器包装リサイクル法に基づく、資源化物の収集をいち早く実施した名古屋市では、焼却ごみの減量を果たすことができたが、ごみ処理経費の増加や、分別指導にあたっていた保健委員や自治会等役員の負担が重い等、新たな問題が生じている。ここでは、市民に向けた行政施策の課題について考察する。

2-3-1 リサイクルの矛盾

循環型社会形成推進基本法では、「拡大生産者責任」(EPR: Extended Producer Responsibility)の考え方が盛り込まれている。拡大生産者責任とは、製品の生産から最終的な処理までを「製品のライフサイクル」と捉え、そこに用いられる費用すべてを製品コストとみなして、製品価格に内部化させることを目的としている。環境先進国と言われているドイツでは、早くからこの考え方が取り入れられ、生産から廃棄までのコストを事業者が負担するシステムになっているが、日本の循環型社会形成推進基本法では、費用負担について明記されず、各個別法にゆだねられている。

個別法である容器包装リサイクル法は、平成9年4月からガラス製容器、飲料又はしょうゆを充填するためのペットボトル、飲料用紙パック(アルミニウムが利用されているものを除く)等を対象として施行された。平成12年4月には、これらの容器包装に加えて、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び飲料用紙パック以外の紙製容器包装を新たに対象とした(表2-9)。

表 2 - 9 容器包装リサイクル法の対象となる包装容器

金属	①アルミ缶 ②スチール缶
ガラス	③無色のガラス製容器 ④茶色のガラス製容器 ⑤その他の色のガラス製容器
紙	⑥紙パック（牛乳パック等） ⑦段ボール ⑧紙製容器包装（包装紙、紙袋等）
プラスチック	⑨ペットボトル（飲料および醤油用のもの） ⑩プラスチック製容器包装（ペットボトルのキャップ等）
<p>注 1) ①・②・⑥・⑦は、市町村が分別収集した段階で有価物となるため、市町村の分別収集の対象にはなるが、事業者の再商品化義務の対象にはならない。</p> <p>注 2) リターナブル容器等については、再商品化義務が免除される。</p>	

容器包装リサイクル法では、各主体の責務を次のように規定している。

- ①市民（消費者）は、分別収集に協力して、分別排出する。
- ②行政（市町村）は、容器包装廃棄物の収集・運搬・保管等を行う。
- ③事業者は、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を、自らまたは指定法人（（財）日本容器包装リサイクル協会）やリサイクル事業者に委託して再商品化する義務を負う。

市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担の下でリサイクルを推進しようとする考え方である。確かに、事業者の責務を明確にしている点は一歩前進であるが、次の問題点が残っている。再商品化に係る費用は事業者が負担するため、商品価格に転嫁されることとなるが、分別収集は行政の責務であり、その経費は各市町村が負担している。いいかえれば、市民の税金でリサイクル経費の一部が賄われているのである。容器リサイクル法には、拡大生産者責任の考え方は取り入れられているが、不十分である（図 2 - 13）。

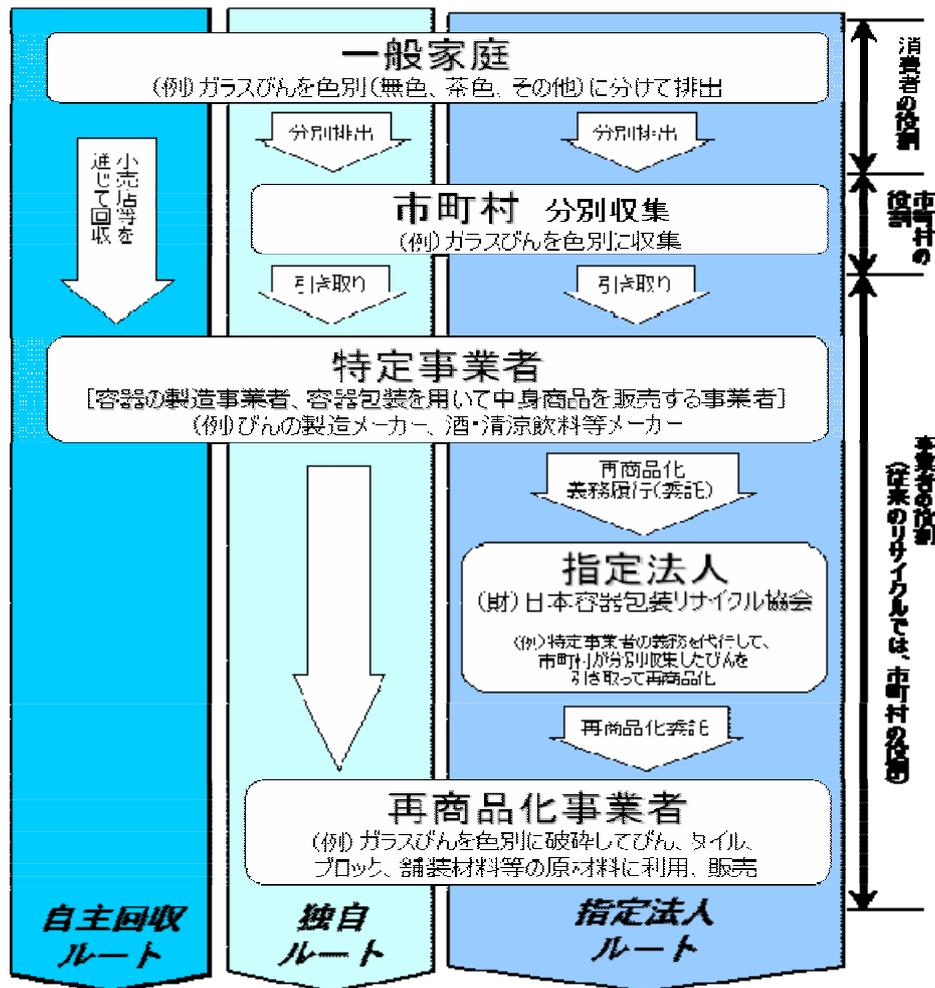


図 2-13 容器包装リサイクル法の概要

出典：環境省ホームページ

リサイクルコストを詳しく見ると（図 2-14）リターナブル容器の場合、事業者が容器の回収から再商品化まで、びん 1 本あたり約 30 円を負担する。一方、ワンウェイ容器の場合は、びん 1 本あたり回収・分別・保管費用約 15 円を市町村が負担し、事業者は再商品化の費用約 25 円を負担している。事業者にとってはリターナブル容器よりもワンウェイの容器を選択して製造・使用した方が、経費負担が軽くなっていることがわかる。このことが、リターナブル容器の普及が進まない原因ともなっている。

従って、現在の仕組みでは、リサイクルに回るワンウェイ容器がより多く商品化され、容器包装リサイクル法に基づく資源化物の分別収集を実施する自治体は、負担が増えるばかりであり、名古屋市ではこの状態を「資源化貧乏」と表現している。このことが、リサイクルの矛盾である。

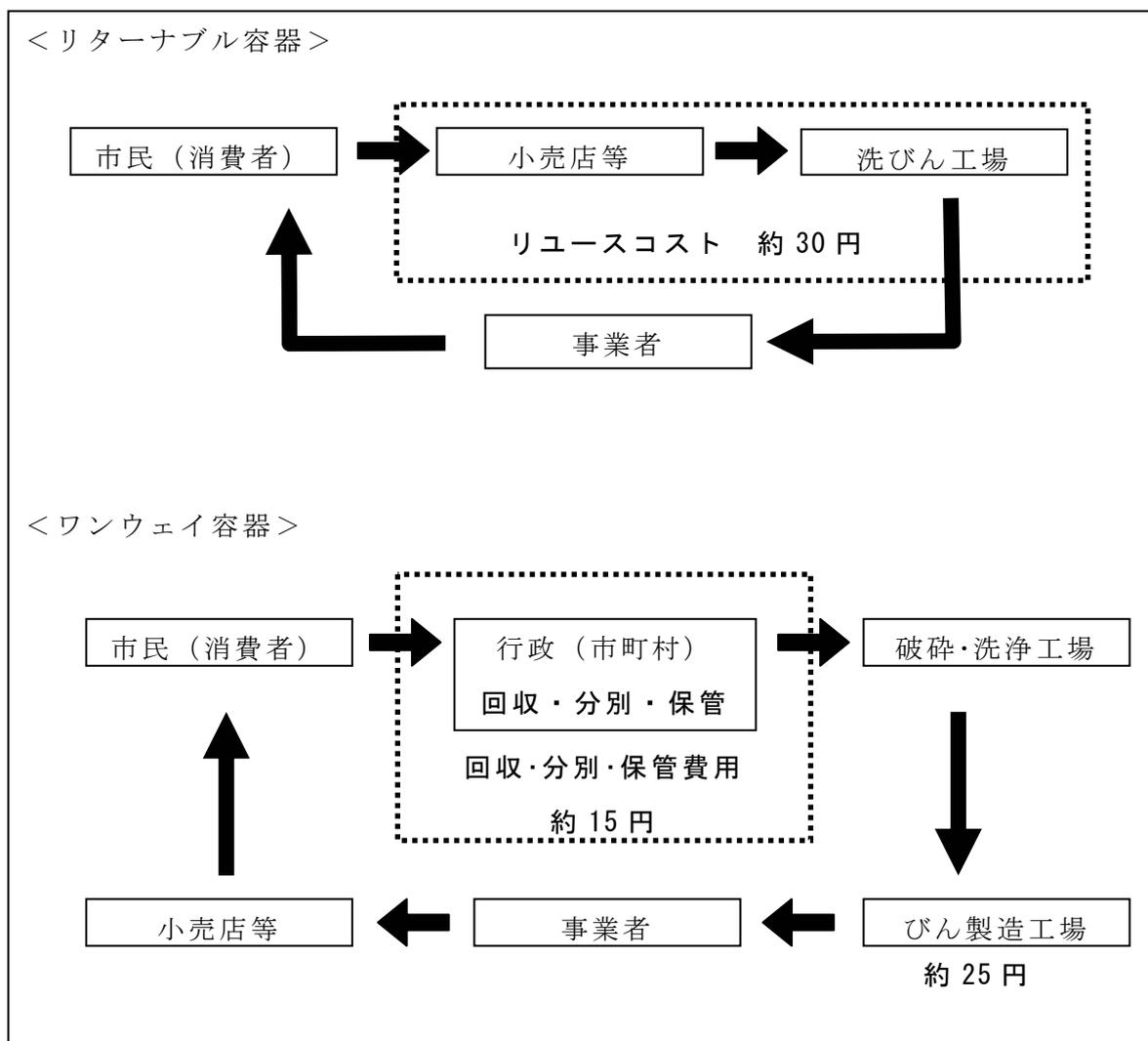


図 2-14 リターナブルびんとワンウェイびんのコスト比較

出典：「育てよう！廃棄物会計 ～知っておきたい自治体のリサイクルコスト～」日報出版(株)のデータをもとに作成

リサイクルだけでは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムの変革は起こらないため、人々の生活スタイルも変化しないし、資源の枯渇も止められない。今、私たちに求められているのは「発生抑制」であり、よりシンプルな生活への変革である。それを促すため市民・事業者・行政が循環型社会の形成のためにより一層、協力し合わなければならない。

2-3- (2) 無関心層の存在

先にも述べたが、名古屋市では、分別指導を行っている保健委員や自治会等役員の負担の重さが課題となっている。本研究会参加自治体の中にも、同じような役割を担う「廃棄物減量化等推進員制度」等を設け、ごみの分別指導を行っている自治体がある。

廃棄物減量化等推進員制度は、地域でのごみ問題に対してのリーダー的役割と、市と地域とのパイプ的な役割をもつものである。分別指導もその役割のひとつではあるが、その人たちの負担が多くなるのは、ごみ分別に協力しない市民や理解を示さない市民が存在しているからである。このような人々は、関心がないからごみ分別に協力しないのであろうか。

ここでは、東大阪市と高槻市における市民意識調査から、市民の環境問題への関心と行動の関係について考える。その結果から、ごみ問題について考察する。³⁾

①東大阪市「平成16年度市政世論調査」より（抜粋）

1) 環境問題で関心があること

「あなたは、環境問題に関心がありますか。」(図2-15)の問いに対し、「ごみのこと」と答えた割合が76.9%で一番関心が高くなっている。「環境問題に関心がない」が0.9%と最も低くなっている。

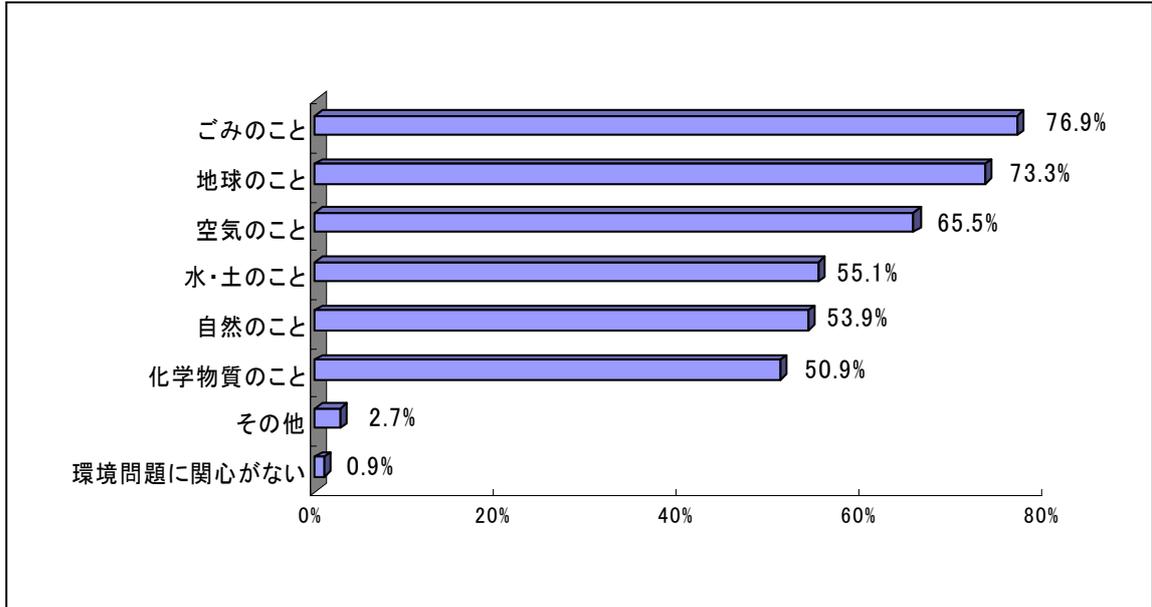


図 2 - 15 環境問題で関心があること

2) 参加したことがある環境を守るための活動

「市民団体などが行っている環境を守るための様々な活動に、参加（協力）したことがありますか。」(図 2 - 16) の問いに、「どの活動にも参加（協力）したことがない」が 47.9%で最も高く、次いで「署名活動に参加」が 19.9%、「金銭や物品の寄付」が 9.9%の順になっている。

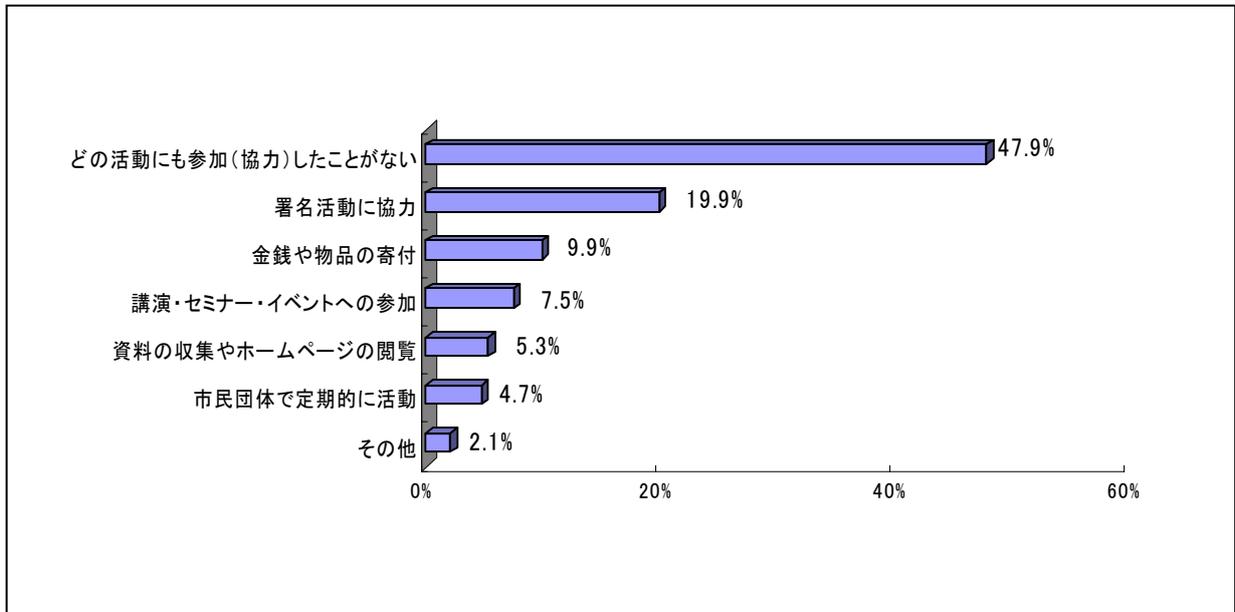


図 2 - 16 参加したことがある環境を守るための活動

1) の問いで「環境問題に関心がない」が 0.9%であるにも関わらず、2) の問いで参加したことがある環境を守るための活動については、「どの活動にも参加（協力）したことがない」が 47.9%と全体の約 5 割に達し、環境問題への関心と行動には乖離が見られる。

②高槻市「平成 15 年度市民意識調査－環境、職員の接遇状況、火災共済・交通災害共済について－報告書」より（抜粋）

1) 環境問題と聞いてイメージするもの

「最近、環境問題が新聞やテレビなどでよく報道されますが、あなたは、環境問題と聞いて、なにをイメージしますか。【〇は 3 つまで】」の問いに「地球温暖化」49.1%、「自然破壊」32.4%、「食品・飲料水の安全性」25.4%、「オゾン層の破壊」24.5%に次いで「廃棄物の不法投棄」23.3%となっている。

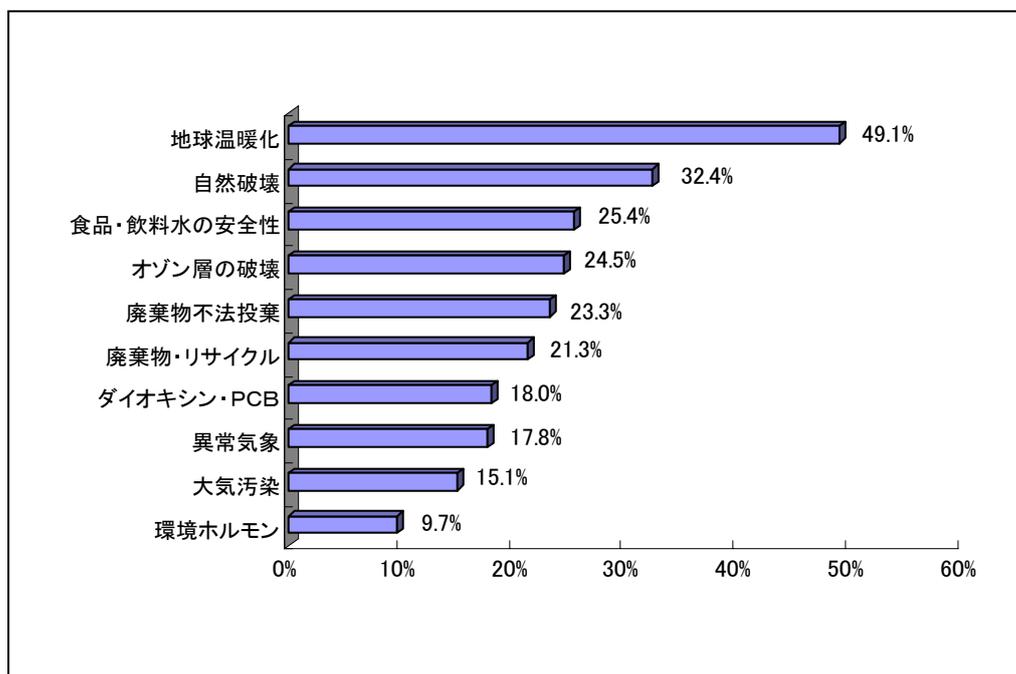


図 2 - 17 環境問題と聞いてイメージするもの

2) 環境に関するイベントや講座・教室の認知状況

「以下には、市が行っている環境に関するイベントや講座・教室をあげています。(1) あなたがご存知のものを選んでください。【〇はいくつでも】」の質問で「フリーマーケット」58.8%、「緑化フェア」36.6%となっている。

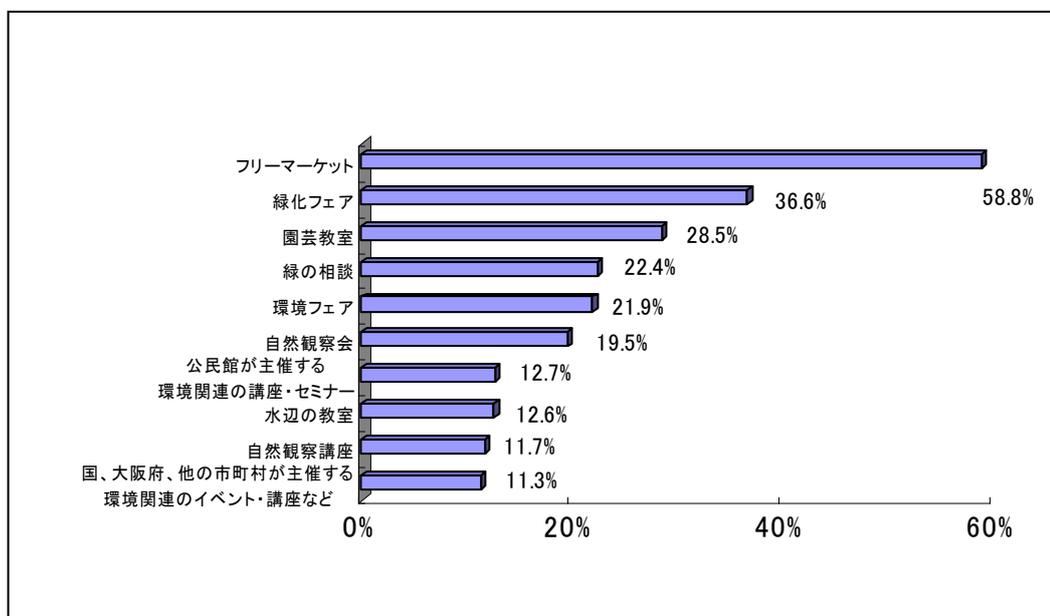


図 2 - 18 環境に関するイベントや講座・教室の認知状況

3) 環境に関するイベントや講座・教室への参加状況

「以下には、市が行っている環境に関するイベントや講座・教室をあげています。(2) あなたがこの2～3年くらいの間に参加したことのあるものを選んでください。【〇はいくつでも】」の問いには「フリーマーケット」12.6%、「緑化フェア」6.5%となっている。

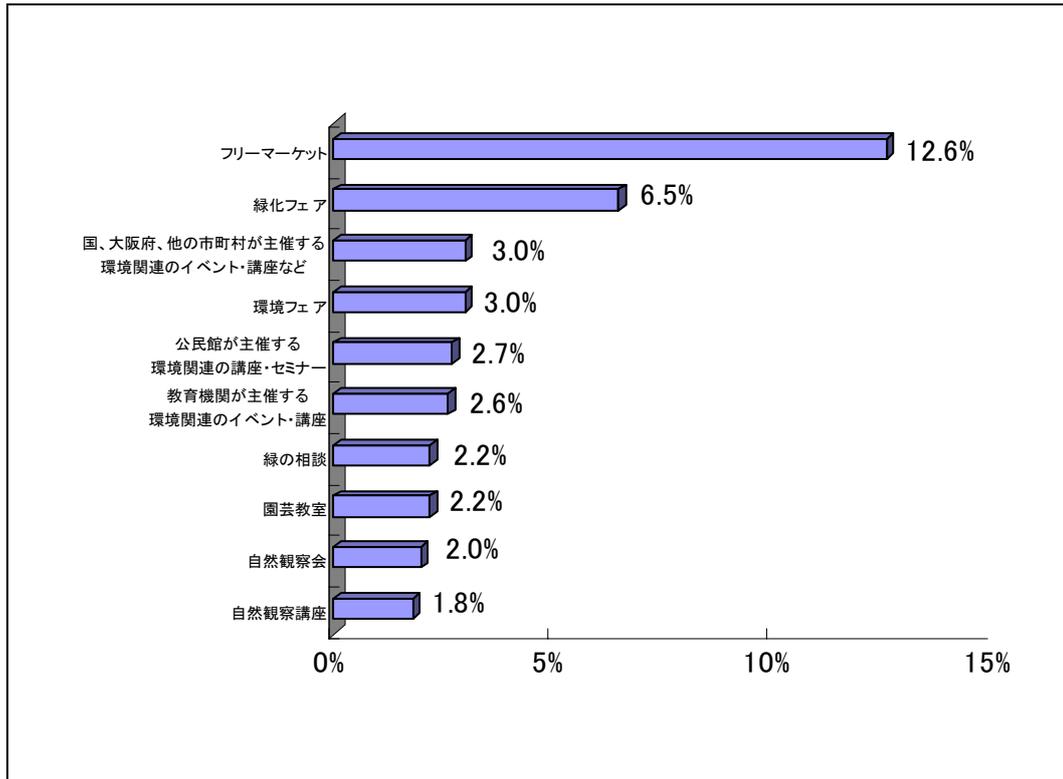


図 2 - 19 環境に関するイベントや講座・教室への参加状況

2)の環境に関するイベントや講座・教室の認知状況の問いに「フリーマーケット」58.8%、「緑化フェア」36.6%あるが、3)の環境に関するイベントや講座・教室への参加状況については「フリーマーケット」12.6%、「緑化フェア」6.5%とそれぞれ、認知しているわりには参加していないことがわかる。

東大阪市の調査と同様に環境関連のイベント等を知っているが、実際には参加しない層があることが分かる。

両市の市民意識調査の結果からもわかるように、市民は環境問題（ごみ問題も含めて）に、まったく関心を持っていないとはいえない。しかし、関心を持っただけで、すぐには行動に結びつかない一面がある。この様に市民が関心を持っていても、行動に結びつかないことが、循環型社会を構築する上での障害のひとつと考えられる。

例えば、レジ袋削減に関心を持っていても、お店で「レジ袋はいりません。」と声をかけることが、人によっては高いハードルとなる。事業者も「レジ袋ありますか？」と声をかけにくいというのが本音のようである。しかし、その障害は決して高いものではない。そ

の障害を取除く、動機付けについての施策を実施すれば、大きな流れになると考えられる。

ごみ問題は一人ひとりの問題であり、また地域の問題であることを認識し、分別指導を行っている人々だけで取組むのではなく、地域全体で取組まなければならない。関心はあるが行動しない市民をどう巻き込んでいくかが問われている。

- 1) 国が地方公共団体に対して、特定の事業を奨励する際に出されるもの。
- 2) 市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業の費用について交付されるもの。
- 3) 図2-15 から図2-19 については、東大阪市及び高槻市の市民意識調査のデータをもとに、本研究会で作成したものである。

(参考文献)

<http://www.env.go.jp/> (環境省ホームページ)

<http://www.city.yokohama.jp/> (横浜市ホームページ)

<http://www.city.nagoya.jp/> (名古屋市ホームページ)

<http://www.nagoya-recycle.or.jp/> ((財)名古屋市リサイクル推進公社ホームページ)

<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/> (東大阪市ホームページ)

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/> (高槻市ホームページ)

http://www.city.kishiwada.osaka.jp (岸和田市ホームページ)

寄本勝美 (2003) 「リサイクル社会への道」岩波新書。

吉田文和 (2004) 「循環型社会 持続可能な未来への経済学」中公新書。

財団法人クリーンジャパンセンター (2002) 「循環型社会キーワード」財団法人経済調査会

「リサイクル文化 No.63」リサイクル文化社

「リサイクル文化 No.66」リサイクル文化社

容器包装リサイクル法の改正を求めるとごみ研究会 (2003) 「育てよう！廃棄物会計 ～知っておきたい自治体のリサイクルコスト～」日報出版(株)

第3章 行政と事業者との間の施策

近年、環境対策は避けて通ることのできない問題であるが、その中でも「ごみ問題」というのは深刻な状況になっている。第2章では、行政と市民との関係について述べてきたが、第3章では行政と事業者の関係について、ごみ施策を具体的にあげ、事業者における課題等について述べる。

3-1 ごみ施策の現状の取組み

事業系一般廃棄物(以下、「事業系ごみ」という。)とは、事業活動から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、その減量化には課題が多い。

例えば、平成15年度における東大阪市のごみ発生量の内訳をみると、事業系ごみは全体の43%でごみ総量の約半分を占めている。それにもかかわらず、家庭系ごみに比べて、ごみの減量対策が進んでいない。

その原因としては、家庭系ごみについては行政の責務により処理しているが、事業系ごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第3条に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とあり、事業者は自らの費用負担によりごみ処理を行っているため、行政としては事業者に対して消極的になっているからである。

そういった状況の中で、行政がどのように事業者に関わっているのか、多くの自治体で実施されている具体的な施策を以下に挙げる。

3-1-1 特定事業者について

特定事業者は、廃棄物処理法第6条の2第5項に「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他、必要な事項を指示することができる」と規定されている。

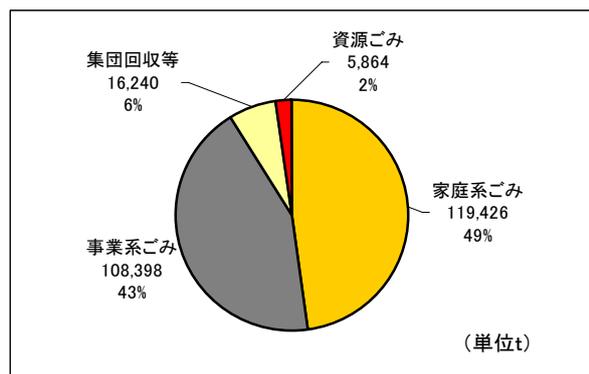


図3-1 平成15年度東大阪市のごみの内訳

特定事業者の設置や基準については、大阪府内の市町村においてさまざまである。本研究参加自治体の設置基準を見てみると、排出量で規定しているところもあれば、面積で規定しているところもあり、それぞれの地域性なども考慮して規定されている。

また、市町村によっては、条例により特定事業者に減量計画書等の提出を義務付けているところもある。本研究参加自治体では、特定事業者を設置している7市のうち、高槻市、大東市、東大阪市の3市が減量計画書の提出を義務付けている。

表3-1 本研究参加自治体における特定事業者設置状況

(平成16年12月末現在)

市町村名	特定事業者の基準	減量計画書等 提出の有無
池田市	1日平均100kg以上	—
高槻市	事業用建物の延べ床面積が3,000㎡以上は日量300kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者	有
茨木市	1ヵ月当たり5t以上の排出事業者	—
守口市	1日の排出量が100kg以上の事業者	—
門真市	1日平均排出量100kgをこえる一般廃棄物を生ずる事業者	—
交野市	—	—
大東市	1日平均100kg以上	有
東大阪市	①1,000平方メートル以上の店舗面積を有する店舗をもって小売業を営む者 ②医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者 ③学校教育法第41条に規定する高等学校、同法第52条に規定する大学および同法第69条の2第2項に規定する短期大学を設置している者 ④3,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者 又は3,000平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者。	有

減量計画書の提出を義務付けることは、事業者がごみの排出量を再認識するという点で有効なものである。現在、減量計画書の提出を義務付けている市町村の中で、提出された計画書を公開しているところは少ない。本研究会参加自治体の中でも公開しているところはない。最近では、事業者において利潤追求の事業活動だけではなく、利害関係者等に配慮した事業活動を行うことが必要になってきており、事業者の社会的責任（CSR）が問われる中（第4、5章参照）、今後は市民にも減量計画書を公開していき、環境に対する事業者の取組みを評価していく必要がある。また、事業者にとって市民（消費者）は、大きな影響力を持つ存在であるため、減量計画書を市民に公開していくことが、事業者が環境に配慮していくための「動機」につながるのではないだろうか。

東大阪市では、特定事業者に対して、平成16年度から減量計画書を配布する際に、市のごみ事情を説明したうえで、事業系ごみの減量化を呼びかけるため説明会を開催したが、半数近くの事業者が欠席した。このような状況から、ごみ減量をはじめとする環境に対する意識がまだまだ低い事業者が多く存在すると考えられる。事業系ごみの減量を進めるためには、特定事業者に対して減量計画書の提出を義務づけることだけでなく、他の手法も盛り込んでいく必要がある。

3-1-(2) 事業系ごみの分別収集

事業系ごみの分別については、実施していない市町村が多い。本研究会参加自治体8市の中でも実施しているところはない。先にも述べたように、事業者は自らの費用負担によりごみを処理しているため、行政が消極的になっていることが原因の1つと考えられる。

ここ最近、大規模事業者については、環境負荷の低減に取り組むための仕組みである、環境マネジメントシステムISO14001の取得などにより、環境配慮活動が進む傾向にあるが、中・小規模事業者においては、分別することは「手間がかかる」、「費用が高くつく」などの理由から、単独で取り組むのは難しい状況にある。

ここでは事業系紙ごみを分別し、資源化している取組み事例を挙げる。広島では、「ミニオフィス町内会」の設立支援を行っている。「ミニオフィス町内会」とは、量的・費用的に単独では困難な近隣の小規模事業者が協力し、古紙の分別方法・収集日を統一することにより、複数の事業所の古紙を1度に効率的に回収するものである。本研究会参加自治体の中で「ミニオフィス町内会」のような取組みをしているところはない。



図 3 - 2 ミニオフィス町内会の仕組み

出典：広島市ホームページより

広島市は、平成16年4月から、再生可能な事業系紙ごみの焼却工場への搬入を禁止するにあたり、搬入検査を厳しく行い、再生可能な紙ごみについては持ち帰りを命じる施策をとった。また、広島市は市内及び近郊の古紙の取扱い業者等を紹介したことにより、民間の古紙ルートが確立し、中・小規模事業者において、古紙業者へ自己搬入するところや、古紙業者に回収を委託するところが多くなった。

この焼却工場への搬入を禁止した結果、事業者ごとに古紙業者に処理を委託するところが増加し、事業系ごみの減量化につながった。

事業系紙ごみの分別をするためには、市内の古紙業者の協力なしには実現できないため、古紙業者の状況などを把握し、調整していくことが必要になるだろう。

また、守口市では、焼却工場への搬入検査を実施している。「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)により、廃棄物焼却炉から排出される排ガス中のダイオキシン類の排出基準に適合しない焼却炉を平成14年11月30日にて停止し、2炉体制で焼却していたごみ処理を現在1炉体制にて実施している。そのため、長期間に渡る安定した焼却炉の運転が必要となっている。

現在、家庭系ごみについては、分別等によるごみ減量化を推進しているところであるが、分別の進んでいない事業系ごみを焼却炉で処理すると、トラブルの原因となり、安定した焼却炉の運転ができなくなってしまう。そのため、事業系ごみに含まれている焼却不適切

な廃棄物を処理しないように、また適正なごみを搬入させることを目的として、定期的に焼却場への搬入検査を実施しているが、検査日には搬入件数が減少する傾向がある。しかし、事業者の環境配慮に対する意識づけの啓発となるためにも、引き続き搬入検査を実施していく予定である。

名古屋市では、すでに事業系古紙の分別収集を既に開始しており、平成12年4月より市がごみ袋を指定する「指定袋制」を導入し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の3種類に分別している。指定袋により分別を促進することは、事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた業者（以下、「許可業者」という。）や事業者にとっても、わかりやすい方法である。また、事業者は指定袋を購入してごみを排出しなければならないため、ごみ処理費用にかかる経費が明確で、費用負担の面からもごみ減量に取組みやすい仕組みである。名古屋市では、平成16年4月に指定袋を変更すると同時に、ごみ処理手数料を1kg当たり30円の上限から50円の上限へ引き上げた。手数料の引き上げを行うことで、経費を重要視する事業者にとって、環境配慮への意識の程度に関係なく、ごみ減量を意識づけるという意味では効果的である。

3-2 事業者に関わる課題について

本章において、事業系ごみの減量化に向けての施策について検証してきた。ここでは、平成13年に大阪府が東大阪市、岸和田市、河内長野市、富田林市の4,018事業所に対して行った「事業所一般廃棄物排出量実態調査」結果（内有効回答事業所数1,851事業所）を参考にしながら、事業系ごみの課題について述べる。

まず、1つ目に事業者責任に対する意識の低さがあげられる。事業者は自己の責任において適切にごみを処理しなければならないにもかかわらず、住居と事業所が同じであるような小規模事業者の場合、事業系ごみを家庭系ごみに混在して排出されることがある。また、事業系ごみが有料であるのに対して、家庭系ごみは無料であることが多いため、適正に処理をしない事業者も存在する（図3-3，4参照）。

2つ目に事業者のごみ減量化、再資源化促進への低意識があげられる。事業活動を拡大することによって利益が増加するなら、多少のごみ処理費用の負担はかまわないと考える傾向や、再資源化を促進するとごみとして処理するよりも手間や費用がかかることなどの問題があり、ごみ減量化、再資源化を促進するほどの動機付けとなっていない（図3-5，6参照）。

3つ目に行政と事業者のコミュニケーションをとる機会、例えば、懇話会等の設置がほ

とんど行われていないのが現状である。本研究会参加自治体のなかで茨木市だけが「事業系ごみ減量化推進懇話会」（以下、「懇話会」という。）として、行政と事業者が定期的にごみ減量化に対して話し合う場を設置している。これは、平成7年度に廃棄物が増加した原因について分析したところ、事業系ごみの増加率があがっていたため、平成9年度に設置したものである。事業系ごみは事業者の責任で処理することになっているが、市内から排出されるごみという考え方にたち、懇話会では事業者と協働により事業系ごみの減量化、再資源化のための提言、調査及び研究、啓発活動等を行っている。

このように行政が一方的に減量化を呼びかけるのではなく、事業者と協働して減量化、再資源化を実施していくことが必要である。これまで、事業者のごみ処理に関しては、事業者の責任のもとで行うとされていたため、事業者まかせによるところが多かったが、事業者も行政も地域を構成するものとして、ごみ減量化を含めそれぞれの立場で環境に配慮していくことが重要である。

ここまで、環境問題の中のごみ施策という観点から事業者と行政の関わりについて述べてきたが、最近の事業者を取り巻く社会状況はどうだろうか。

例えば、「ISO14001取得しています」という看板を最近よく目にするが、それは今までのように利潤追求の事業活動を行ってきた事業者ではなく、地域社会の構成員として環境に配慮する事業活動を行う事業者が、社会から求められている表れのように思う。大規模事業者はISO14001の取得をはじめとし、環境に配慮する事業活動を行うことについて費用が伴ったとしても可能であるが、日本の9割を占める中小事業者にとっては、そのような事業活動を行うことは難しいことであり、今後の課題である。

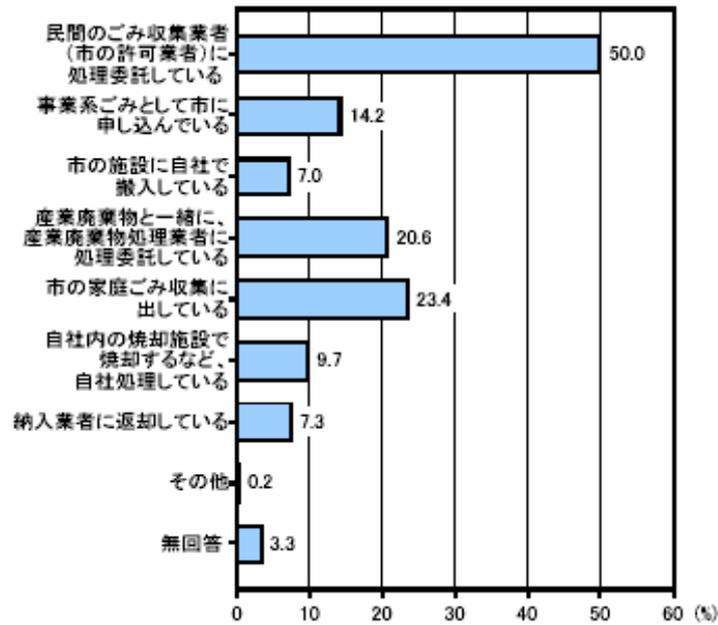


図 3 - 3 ごみの処理方法 (複数回答)

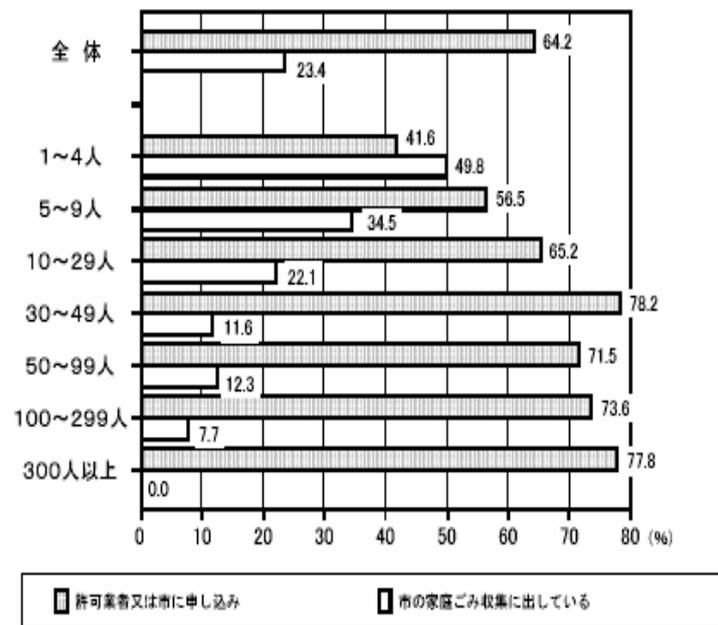


図 3 - 4 ごみの処理方法 (事業所規模別 複数回答)

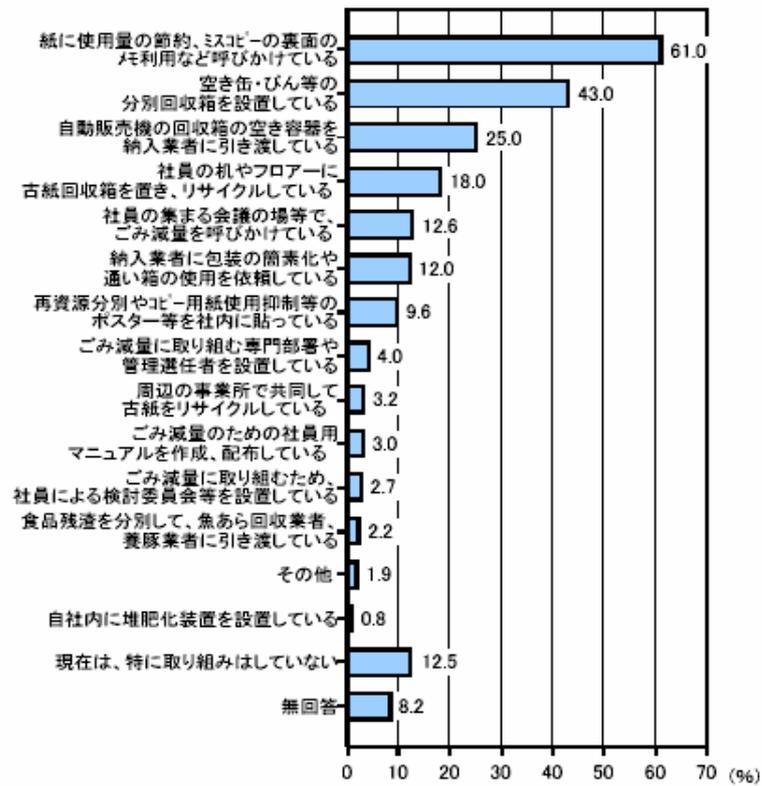


図 3 - 5 ごみ減量化・リサイクルの現在の取組み（複数回答）

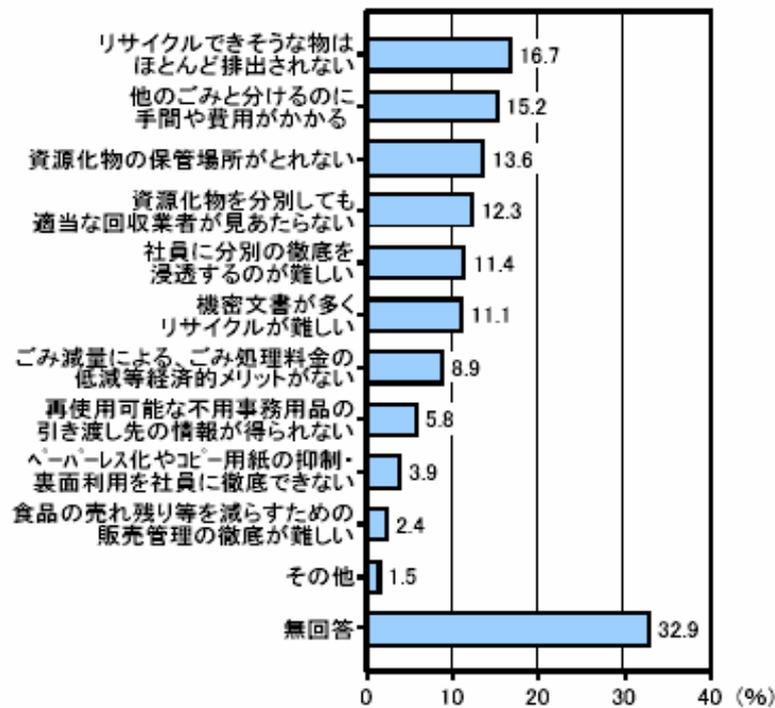


図 3 - 6 ごみ減量化・リサイクルを進める上での問題点（複数回答）

出典：図 3 - 3 ~ 6 大阪府ホームページより

(参考文献)

月刊廃棄物 (2004.8) 「特集/減るか、事業系ごみ！！ (前編)」 (株)日報アイ・ビー

月刊廃棄物 (2004.9) 「特集/減るか、事業系ごみ！！ (後編)」 (株)日報アイ・ビー

<http://www.city.hiroshima.jp/kankyou/hp/bika/mini/gaiyou/gaiyou.html> (広島市ホームページ)

http://www.pref.osaka.jp/waste/jigyuu/report_H14_3.html (大阪府ホームページ)

第4章 市民と事業者への関わり

これまで行われていた行政施策では、市民や事業者が協働で参加する事例は少ない。しかし、第1章で述べたように、現在の社会を持続可能な循環型社会へ変えるには、市民自らが行う公共サービスと自治体の行政サービスの隙間を埋めるため、各主体間の協働による取組みを進める必要がある。

この章では、取組みそのものがあまり行われていない市民と事業者の協働による地域環境活動とはどのような活動であるかについて、視察事例を中心に紹介する。その活動に関わる行政施策はあるのか、そして、市民と事業者の活動における課題について述べる。

4-1 事業者をとりまく社会的背景

時代とともに環境問題は、変化している。昭和40年代は、工場・事業場からの大気汚染や水質汚濁等の公害問題が主なものであった。昭和50年代では、交通公害による大都市の窒素酸化物(NO_x)汚染が環境問題としてクローズアップされた。その後、大量生産・大量消費・大量廃棄などにより環境問題は地球規模になり、平成2年に未来世代に地球環境を残すために「持続可能な社会」が提唱された。それを受け平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

循環型社会形成推進基本法には、第2章3-(1)で述べられているように、拡大生産者責任の考え方が盛り込まれている。これは、製品の生産から最終的な処理まで、事業者が責任を持つという考え方である。つまり事業者は、地球規模での環境に配慮した事業活動を行うことが、社会に対する責任である。つまり、事業者が社会に対して取組まなければならない「環境問題」は、地球規模の環境に配慮した活動へ変化してきた。

一方で、市民の事業者に対する認識も変化している。市民は、事業者に対して「良い品を安く提供」することだけを求めていた。しかし、近年は、事業者も社会の一員であり、経済的な側面だけでなく、環境的な側面・社会的な側面でも責任をはたすべきという考え方が広がっている。

これらの社会的背景によって、いわゆる「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)を経営に取り込んでいる事業者が増えている。

CSRとは、コンプライアンス(法令順守)はもちろんのこと、ステークホルダー(顧客・取引先・従業員・環境・地域・社会など事業者と何らかの利害関係を有する主体: 図4-1)に具体的で実効性のある配慮行動をとることである。CSRは、企業の社会貢献

よりも広い範囲の企業活動のことである（図4-2）。



図4-1 企業とステークホルダーの関係性

出典：CSR Archives ホームページ

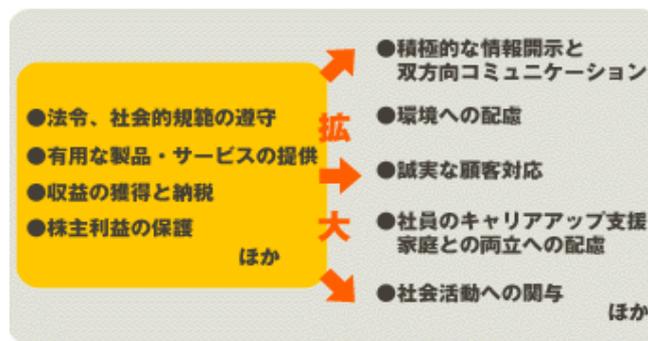


図4-2 CSR（企業の社会的責任）

出典：CSR Archives ホームページ

4-2 具体的な事例

4-2-1 NEC府中事業場の取組みについて

視察先であるNEC府中事業場は、東京都府中市に所在し昭和39年9月に開設された。平成16年4月末での従業員数は6,000人で、次年度から新しい製品の生産を始めるため2,000人の増員計画があり、敷地面積219,152㎡の大規模事業場である。訪問時のNEC府中事業場の印象は、騒音対策と緑化率24.84%の効果もあって、「工場」の印象を払拭され、大きな運動場もあり「大学」のようであった。

NEC（日本電気株式会社）の環境に配慮する活動は、早くから取組まれており、昭和60年には、「廃棄物ゼロ運動」を全社的に始めている。その後、平成13年に「NEC環境ビジョン2010」を制定し、経営のあらゆる局面で環境と事業を融合させる企業方針を打

ち出している。

NEC府中事業場では、NECの環境経営ビジョン実現のため、環境マネジメントシステムを構築し、多面的に「環境に配慮した経営」に対応しようとしている。

例えば、NEC府中事業場のゼロエミッション¹⁾達成のために、廃棄物の発生抑制（IT活用によるペーパーレス化など）・分別の徹底（38分別：表4-1）・リサイクルレベルの向上（廃プラスチックリサイクルやサーマルリサイクル）・取引事業者への環境マネジメントシステム構築の依頼などを行っている。

表4-1 廃棄物の38分別表

品目	種類	品目	種類
紙	ミックスペーパー	金属	金属クズ
	古紙（7種類）		空き缶
	ダンボール	プラスチック	梱包材
	紙緩衝材		EPカートリッジ
廃液	廃酸（2種類）		ペットボトル
	廃アルカリ（2種類）	事務所系廃プラ	
	廃油（5種類）	乾電池（7種類）	
ガラス	空き瓶	陶磁器	
	板ガラス	生ごみ	
	蛍光灯	医療系廃棄物	

また、環境マネジメントシステムを社員に実践してもらうために、Webを使ったeラーニングを取入れて、グリーンコンシューマー²⁾教育を社員に施し、さらに、各職場に環境教育の核となる人材の育成のためにファシリテーター³⁾育成連続講座もおこなっている。社員の環境教育講座の受講履歴はカウントされて、人事担当のセクションが把握をしている。

そのような企業活動をベースとして、NEC府中事業場は地域融解型事業場ともいえるような、地域社会との共生活動（表4-2）へと進展している。

表4-2 地域社会との共生活動

活 動 内 容
通勤路クリーン作戦（年2回実施）・多摩川清掃
府中リサイクルフェスタ・府中NPOボランティア祭りに環境活動パネル出展
府中かんきょう塾・世田谷区消費生活センター主催の講座に講師派遣
地域住民を招き「NEC府中の環境報告書を読む会」の実施
社員向け環境セミナーに地域住民を招待・ゼロエミッション工場見学
社員の高環境意識層（環境意識が高く、かつ環境行動にも優れている人）の拡大

それらの地域社会との共生活動（表4-2）のほかに、NEC府中事業場が実験的に進めている「生ごみの地域循環システムビジネスモデルの共同研究」を以下に報告する。

①生ごみの地域内循環システムビジネスモデル共同研究

NEC府中事業場・東京農工大学・生ごみ処理機業者が協働して、ビジネスモデルの研究をしている。3者の協働により出来た堆肥を、府中有機農業研究会（市民団体）が使用し、堆肥を評価する予定である。府中有機農業研究会と府中市の関わりは、これからだが、システムの研究が進むにつれて、実践面での関わりが増えてくるだろう。

②ビジネスモデルにおける個々の役割

NEC府中事業場…社員食堂から排出される生ごみの提供やマーリングリストの開設、今後、府中事業所内売店での収穫農作物の販売
東京農業大学…堆肥化センターでの堆肥化とビジネスモデル全体の研究
府中有機農業研究会…有機野菜作りと堆肥の評価
生ごみ処理業者…分別生ごみの一次堆肥化と運搬
府中市…ビジネスモデルの啓発など

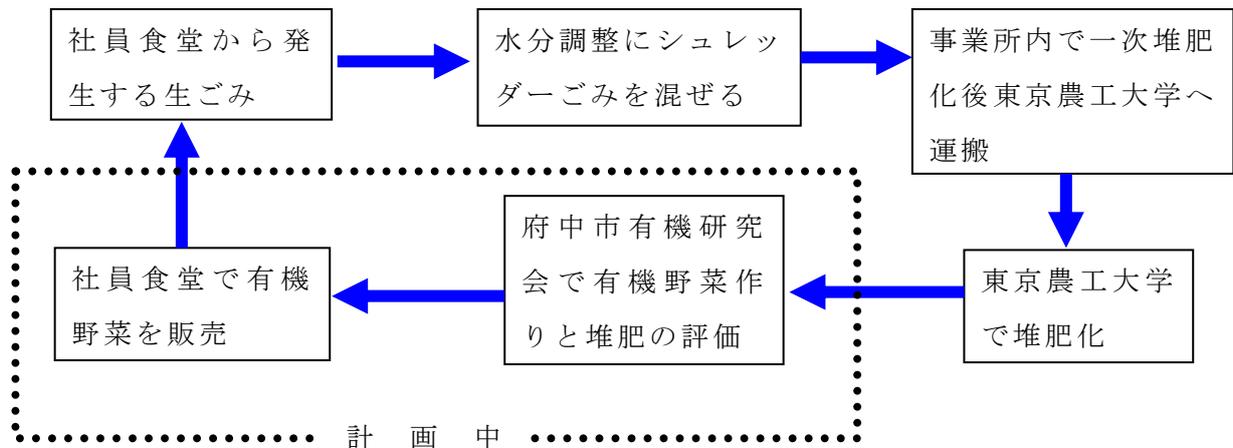


図4-3 生ごみの「地域内循環システム」ビジネスモデル

この研究の目的は、「地産地消」の実現である。地産地消とは、その地域で生産したものをその地域で消費する環境負荷の低いライフスタイルである。

まだこのシステムは、実験段階でシステム構築までには至っていないが、事業者のゼロエミッション活動を地域社会と結びつけようとする協働例である。

このシステムを循環させるには、堆肥化センターを地域に造らなければならないが、府中市のような都市部では、堆肥化センターの建設は難しいと思われる。しかし、農村部が大半を占めている自治体で大規模事業場がある場合は、ごみ減量のために取り入れることができる可能性があるモデルではないだろうか。

NEC府中事業場の取組みがユニークな点は、NEC府中事業場の業務分野から「生ごみの利用」や「地産地消」は『遠い』ところにあることである。生ごみ回収ボックスを製造するメーカーが、地域社会と行政と協働して生ごみ循環システムを構築した例や、スーパーマーケットが地域社会と行政と協働し、地産地消のビジネスモデルを構築しようとする例もあるが、両者とも業務分野に『近い』ところでの協働である。

それでは、なぜ、NEC府中事業場はそのような環境活動を推進するのだろうか？

NECの環境経営は、「NECが真に環境に対応していくために、第一に自らの事業活動において、環境負荷およびリスクを削減し、資源効率を高め、持続可能な経営を確立しなければなりません。同時に、私たちの提供する製品・サービスをとおして、お客さまの、さらには社会全体の環境負荷を削減し、資源効率を向上させることも重要です。これら両方の観点から環境対応を実践した総合的効果として、持続可能な社会構築へ貢献していきたい。」(NEC CORPORATION CSR アニュアルレポート 2004 より) という考え方である。NEC府中事業場は、その考え方にに基づき、大規模事業場であるが故に地域社会に直接的に環境負荷をかけてしまうので、地域社会と共生するような環境活動を推進している。

4-2-(2) レジ袋削減に向けた取組み

国民1人当りのレジ袋使用量は年間で260枚、そのほとんどがごみとして処理されているのが現状である。そのレジ袋削減についてはいくつかの自治体において、市民と事業者の協働による様々な特徴ある取組みをしている。

府内では、池田市とその隣接する自治体がNPOなどの市民団体と協働して年に1回、買物の際に持ち帰り用バッグや袋を持参するよう呼びかけ、駅前で啓発活動をするという「マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)」を実施している。

東京都杉並区では平成14年3月にレジ袋1枚につき5円を課す、すぎなみ環境目的税条例が制定された(レジ袋削減が進めば実際の徴収は見送るとのこと)。この税は、買い物袋を持参しレジ袋を断れば納税を回避することができる税であり、レジ袋が環境に与える問題を直視することで、現在の使い捨て文化や生活習慣を見直すきっかけになるということを期待して制定されたものである。

同年5月には、具体的なレジ袋削減目標を定めるため「杉並区レジ袋削減推進協議会」が発足。平成14年のマイバッグ持参率は26.2%で当初の平成15年7月までの目標値20%を超える結果となり、目標値を33%と上方修正したが、平成16年では31.8%の上昇

にとどまっております、税の認知度が88%と高いわりに、行動に移っていない。

その打開策として、平成14年11月から、200円以上買物をした場合、レジ袋を使用しなかった人に対して「すぎなみエコシール」（以下、「エコシール」という。）を1枚配布（1枚は4円相当であり、2円は加盟する商店が負担し、残りの2円を区が負担している。）し、シール25枚で100円分のお買物ができるというエコシール事業を実施している。

エコシールの市民の認知度は49%であり、利用度は24%であることから、認知度については高い。一方、事業者の反応は2極化しており、事業に協力的な事業者の理由としては、レジ袋を作成する経費が2円程度であるため、事業者にとっては損失がなく、区から2円の補助がでるので販売促進につながることで、レジ袋削減や環境貢献策に積極的であり、店のPRにもなるなどがあげられる。反対に非協力的な事業者の理由としては、レジ袋削減そのものに興味がない、シール発行に手間がかかる、税条例に反対であるなどがあげられる。

名古屋市でも、平成15年10月から「エコクーピョン」として、レジ袋を断った場合シールを発行し、40枚で100円のお買物券として利用できる制度を実施している。この制度は、事業者のシール購入費で成り立っており、行政はシール作成、広報・PRの費用を負担している。実施後1年経過し、店舗での辞退率は最高で32.5%、平均8.6%という状況である。

横浜市では、事業者が自主的にレジ袋等の削減に向けた取組みをするよう事業者と「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」（「横浜市視察報告」参照）を締結している。この方式は、エコスタンプ制導入などの取組みは各事業者において単独で実施されるため、事業者にとって過大な負担となっておらず、事業者が集まる会合が情報交換の場となるなど協定締結事業者にはおおむね好評のようであり、事業者の自主性を高めるという点においては新しい試みといえる。東京都杉並区や名古屋市での参加事業者が中小の小売店であるのに対し、大手スーパー、百貨店が参加している。シール・スタンプ制度に関しては、取組む事業者の規模により行政は関わりの度合いを変える必要がある。

レジ袋削減運動はまだまだ定着したと言えず、行政は粘り強く啓発していくとともに、複数の自治体が共同で広域的に行うなどの工夫をこらしたPRを展開していかなければならない。そして、ここでもその存在が浮き彫りになった「関心はあるが行動しない市民」いわゆる“無関心層”へは、単に「ごみ問題の解決」という面だけでなく、広くアプローチすることが必要と考える。

4-3 市民と事業者への関わりにおける課題

循環型社会の構築は、幅の広い分野であるため、ごみ政策をテーマに絞り、研究してきた。その結果、視察例を中心とした市民・事業者・行政の協働において、以下の課題が浮き彫りになった。

4-3-1 中・小規模事業者の取組み

大手企業など、経営体力のある事業者は「環境」に対する専門的な社員の配置やセクションを立ち上げることができる。しかし、地域社会の事業者の大半をしめる中小企業などは、長引く不況によって、本業の継続すらままならないのに、環境に配慮する活動を経営に取込む余裕がないのが事実である。

しかし、中小企業にとって、大手企業が関連会社に環境マネジメントシステム⁴⁾（以下、「EMS」という。）の導入を求める動きや、地域住民の「環境問題」に対する意識の高まりを背景に、環境に配慮する経営への転換を迫られている。そこで、行政の役割は、中小企業が環境に配慮する経営への転換の「手助け」ではないだろうか。

例えば、中小企業向けのEMSを導入しやすくなる仕組みを確立することや、EMS導入をしている事業者・環境配慮活動を行っている事業者を地域に知らせる仕組みなどを行政がつくりだせばいいのではないだろうか。（第5章2節で詳しく提言する）

4-3-2 無関心市民と無関心事業者

環境に対する意識の低い地域（市民）では、その地域に根付いている事業者を環境に配慮する事業者に転換することは困難である。なぜなら、事業者の経営活動は顧客のニーズに左右されるからである。言い換えれば、地域に根付いている事業者は、地域住民のニーズに敏感に対応することを求められている。つまり、環境に対する意識の低い「住民」がグリーンコンシューマーになれば、地域住民のニーズに敏感な地域に根付いている事業者は、環境に配慮する事業者に転換していくだろう。

そこで重要なのは、「市民のグリーンコンシューマー化」である。しかし、すぐに市民がグリーンコンシューマーになることは、非常に難しい。環境教育の実施、特に学校教育への環境教育の導入やマスメディアを利用した啓発、地域社会での環境リーダーの育成などが、有効な手段になるのではないだろうか。

どちらにせよ、即効性のある施策ではないので、行政は粘り強く推進していく必要がある

るだろう。

4-3-3 市民・事業者・行政の相互理解

大手企業などでは、「日本」だけでなく「世界」で受け入れられる商品やサービスなどを提供するために、世界で通用する経営方針を採用している。例えば、CSRを経営に取り入れて事業を実践している事業者は、環境に配慮する活動を積極的に実施している。あるいは、ステークホルダーによって、環境に配慮する活動に取り組まざるを得なくなっている。

しかし、市民・事業者・行政が協働して、環境に配慮する活動、具体的には今回の共同研究におけるテーマである「循環型社会の構築」への取り組みは、進んでいないのが現状である。

市民・事業者・行政は、個々に環境に配慮する活動に取り組んでいるが、互いの取り組みについて十分に理解していない場合が多い。さらに各主体には、それぞれの特性があるということも理解できていないのではなかろうか。このような状況では、協働で一つの活動を実施しようとしても、十分な成果が得られないと思われる。

よって、循環型社会構築の観点から、協働をすすめるためには、お互いの取り組みや特性を理解し合い、その取り組みにおける目的を共有する必要がある。

- 1) 生産工場や事業場から出る全ての廃棄物を、新たに他の分野の材料として活用し、あらゆる廃棄物を「ゼロ」にすることをいう。
- 2) 環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型のライフスタイルを選択する消費者。
- 3) 参加者の心の動きや状況をみながら、実際にプログラムを進行していく人のこと。(促進者)
- 4) 全体的なマネジメントシステムの一部のこと。環境方針を作成し、実施し、達成し、みなおしかつ維持するための、組織体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むものである。

(参考文献)

<http://www.csrjapan.jp/index.html> (CSR Archives ホームページ)

<http://www.jisc.go.jp/mss/ems.html> (日本工業標準調査会ホームページ)

<http://www.nec.co.jp/eco/ja/> (NEC - 環境アニュアルレポート 2004)

NEC - CSR アニュアルレポート 2004

NEC - 府中事業場環境アニュアルレポート 2004

NEC - 府中事業場環境アニュアルレポート 2003

第5章 市民・事業者間の協働に向けて

これまで、市民・行政・事業者という地域社会を構成する3つの主体間の関わりについて、各主体間の施策の実施状況や取組みを整理することにより、そこにおける課題を述べてきた。これにより見えてきた課題の中で、循環型社会の構築にむけて、各主体間で協働していく上で、大きな問題となってくるのは、「無関心層」の存在である。

ごみ問題というのは、大量生産・大量消費・大量廃棄という現代の消費社会がもたらした結果であり、社会システムや生活スタイルそのものの変革が伴わないと、解決の方向性が見出せない問題でもある。そして、行政だけで社会システムを変えることは出来ないため、各主体間で協働し、地域ぐるみの取組みが必要である。このようなごみ問題に対しては、今まで行政が行ってきた施策、つまり市民に対する分別指導や啓発活動、また、事業者に対する指導は、いわゆる対症療法であり根本的な解決にはつながらない。市民・事業者・行政が協働し、その地域にあったごみ減量の仕組みを構築するために、それぞれの立場でできることを考える必要がある。

それにもかかわらず、無関心層が存在すれば、いくら仕組みを構築しても、実効性のあるものとはならない。いかに、この無関心層を巻き込んで、活動を展開していくかが重要である。

以上の課題について検討していくにあたり、まず、地域社会における市民及び事業者について触れ、次に、無関心層にいかにかアプローチしていくかについて、その手法を述べていきたい。その上で、近年地域社会で数多く設立され、活動しているNPOの存在もまじえながら、どのようにして、市民参加を促すかについて考えていきたい。

5-1 市民の中の無関心層へのアプローチ

前章までで述べたように、市民・事業者の中に、ごみ問題に対して無関心層が存在することが、施策の効果が上がらない1つの要因となっている。また、無関心層が多く存在する状況では、循環型社会を構築するため、各主体間の協働による取組みは、なかなか浸透せず、効果が上がらないであろう。ここでは、まず市民の中の「無関心層」にどのようにアプローチしていくかについて述べたい。

5-1-1 「市民」とは

「市民」とはどのような存在なのだろうか。無関心層へのアプローチを論じる前に、「公（行政）」との関係や社会における役割の変遷について触れながら、述べておきたい。

社会における「公（行政）」、「私（企業）」及び「共（市民グループ）」の役割の変化を表したのが、図5-1である。この図でも示されるように、戦前・戦時中の日本は中央集権的な国家であった。戦後、アメリカから個人主義や民主主義の理念が移入されたが、従来の公・私・共の関係を変革し、ともに新しい公概念や関係を構築していこうという動きは起こらなかった。そのため、「公＝国家・自治体」という認識は根強く、市民運動の行動原理は「反国家・反行政」であったといえる。高度成長期の公害問題に対する市民運動のように、行政と市民が対立する事が多かったことから、それはうかがえる。

しかし、地域でのNPOの活動からも分かるように、現代社会における市民活動は変化してきている。NPOの設立の動機は、地域の課題について自分たちで考える、あるいは地域のために何かしたい等、様々であるが、従来、行政が担うものとされてきた「公」の領域に「市民」が参加してきているといえる。

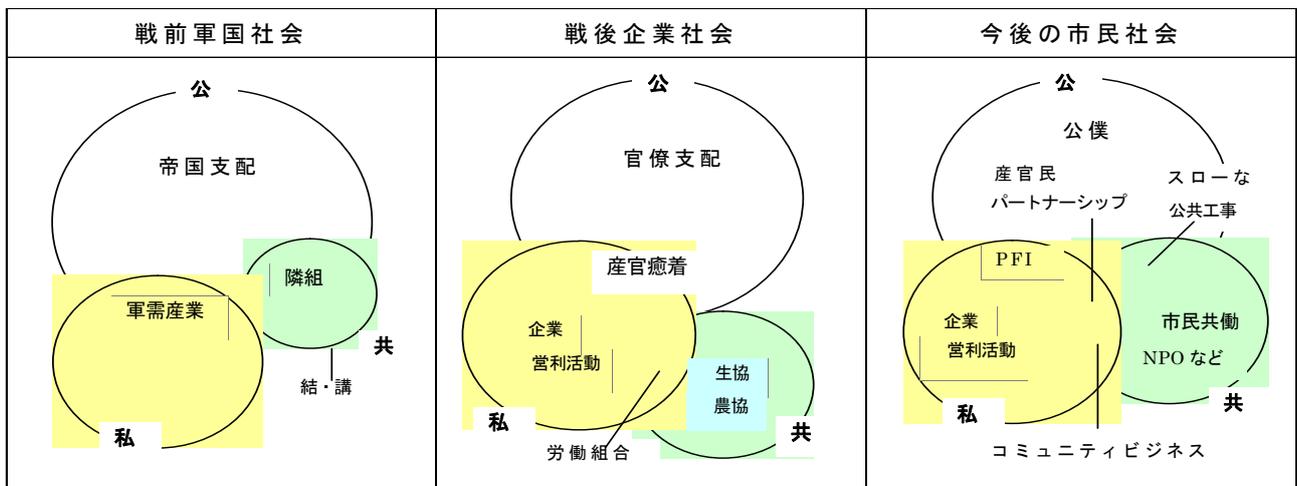


図5-1 公・私・共の役割の変化

出典：環境マネジメントシステムとまちづくり

このように、公領域を担うような市民活動が生まれる反面、市民みずからが行う公共サービスの減少や、市民ニーズの変化に対して、自治体の行う行政サービスが対応しきれていないという現状もみられる。

市民活動の変化は、「市民」という概念の変化が大きく起因してきているのではないだろうか。この「市民」という概念について、木原勝彬は「NPOは日本を救えるか」の中で、「市民という言葉には個の確立した自立的な人間になるように努力し続け・・・単に自立した個人というだけでなく、権利と義務を伴った」（今田忠「官・公・民・私」）民主主義の担い手になりましょうという、理想の市民像が無意識のうちに含意されているのである。」と述べている。また、これが理念、願望としての市民とした上で、実体的な要素として、市民は行政に責任を持たなければならない（対行政責任）とも述べている。

このように市民をとらえると、市民は地域社会のあり方において責務を負っていると考えられる。市民には（事業者にも言えることだが）、「まわりをきれいにする、きれいに保つことがよいことなのだ」というような社会的な規範に沿う行動を期待されていることが、その責務の根拠となる。

また、循環型社会形成推進基本法第12条第3項には「国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。」と規定されている。この面からも、市民は循環型社会の形成について責務を負っているのである。

従来、地域の課題に対して行動することは、善意に基づく「ボランティア（奉仕）」であるという認識が強く、「責務」という概念が薄かったために、その行動（発言・提言も含めて）への責任意識も薄かったのではないだろうか。しかし、市民には地域社会のあり方や行政に対して責任があると考えれば、その行動はおのずと変わってくると思われる。市民が地域社会に対し、問題意識をもち行動しなければ、地域社会の円滑な運営はありえない。

5-1-(2) アプローチの対象

この報告書のなかで、環境活動に参加しない人やごみ減量に積極的でない人等を「無関心層」と表現してきた。ここでは、無関心層とは何かということについて、市民の行動を大別することにより、整理しておきたい（表5-1）。

東京都杉並区では、平成14年3月に店頭でのレジ袋譲渡に対して5円課税する「すぎなみ環境目的税条例」（以下、「レジ袋税」という。）を制定した。この条例は、現在まだ施行されておらず、施行時期については景気動向やレジ袋の削減状況等に配慮して検討することになっている。平成19年度までにレジ袋を60%削減するという目標を設定し、杉並区では「マイバッグ削減運動」や「エコシール事業（レジ袋の受け取りを断った人にシール1枚配布。そのシール25枚と100円の金券と交換するしくみ）」などのレジ袋削減運動

を展開している（詳細については視察報告参照）。ここでは、これらの運動に対する区民の意識や行動を、具体的な行動の例として取り上げる。

①無関心層のカテゴリー

表 5 - 1 無関心層のカテゴリー

カテゴリー	具体の行動（例）
I（問題意識があり、行動力もある）	レジ袋削減運動を知っており、買い物際にはマイバッグを持参する。
II（問題は認知しているが、行動しない）	レジ袋削減運動を知っているが、マイバッグは持って行かない。
III（問題意識もなく行動しない）	レジ袋削減運動も知らず、マイバッグを持たない。
IV（批判層・反行政層）	レジ袋削減運動やマイバッグそのものに反対。

「レジ袋削減運動等に関する認知度調査報告書」(杉並区レジ袋削減推進協議会・杉並区)によると、レジ袋税の認知度は88%、レジ袋削減運動の認知度は75%と高い(平成16年1月調査)。しかし、平成16年度「マイバッグ等持参状況調査」(杉並区)によると、マイバッグ持参率は31.8%(平成16年7月)であり、レジ袋削減の16年度目標である40%に達しなかった。認知度の割に、実際の行動に移していない人が多く存在する状況がある。

また、エコシール事業についても49%が認知していたが、実際に利用している人は、そのうち24%であった。この点からも、認知しても行動していない人が多いことが分かる。これら事例からも分かるように、無関心層といっても、全く問題を知らないわけではなく、問題は認知しているが、実際に行動しない人が多いのである。つまり、行動を起こすまでの動機付けになっていない。そこで無関心層へアプローチしていく際には、まず、カテゴリーII「問題は認知しているが、行動しない」人(これを本研究会では「実質的な無関心層」と呼ぶ。)へ、働きかけていく必要があると考える。この層の全体に占める割合が多いというだけでなく、多少なりとも問題を認知していれば、実際の行動へつながる可能性が高いからである。

地域における市民活動を育てていくためには、まず「参加人口」の増加が必要である。

この「実質的な無関心層」が、実際に「行動する」ことによって、地域社会は大きく変わるであろう。カテゴリⅠ「問題意識があり、行動力もある」人が増えるようになれば、環境に配慮した行動をとることが、社会的に「あたりまえ」というような状況となり、従来まで、問題意識がなかったカテゴリⅢ「問題意識もなく行動しない」人にも、徐々に問題意識が浸透していくからである。

②無関心の要因

「実質的な無関心層」となる要因について、主要なものを列挙したのが表5-2である。

表5-2 実質的な無関心層となる要因

	要 因
問題意識の面	取組みへの意義を感じられない
	問題自体への不信感
	問題が自分の事として捉えられない
行動への発現面	行動する時間がない
	どのように行動していいか分からない
	取組みに参加するのは面倒である (行動に対する抵抗感)
	費用負担をしたくない

上記の要因はあくまでも例示にすぎないが、このように無関心層となる要因はいくつか考えられ、これらが各個人のなかで絡まりあって、環境活動への参加に対し、足踏みさせていると思われる。要因によって、行動を促す効果的な対応手法が変わってくるため、ここで、その対応手法について簡単に整理しておきたい。

「取組みの意義を感じられない」、「問題自体への不信感」という場合には、市民と目的意識の共有化を図る必要があるため、広報（PR）や情報提供が必要と思われる。「レジ袋削減運動等に関する認知度調査」に寄せられた自由意見の中にも、「レジ袋を削減したところで環境改善にどの程度貢献するのか疑問」という意見があったように、問題自体への不信感が、問題は認識していても、それが実際の行動につながらない要因となっている事がうかがえる。また、この調査の中で、レジ袋削減率目標の認知度は37%、レジ袋税導入判

断についての認知度は26%と低い結果が出ている。市民と目標の共有化が図られ、取組みが進まなかった場合に生じる結果が認知されれば、市民への動機付けとなり、行動へとつながるのでないか。そのためには、十分な情報提供が欠かせない。

「問題が自分の事として捉えられない」という場合には、環境教育や情報提供による、「意識改革」が必要であろう。例えばごみについても、市民が排出したごみの処分は、行政の責務として行われているため、どのように処理処分されているかに市民の興味が薄いということがある。そのため、ごみの減量を訴えても、行動につながりにくい状況がある。しかし、例えば名古屋市のように最終処分場の建設が出来なくなれば、市民は必然的にごみ減量をせざるを得なくなる。このように、ごみ問題は市民自らにかえってくることを、もっと知らせる必要があるのではないか。ごみの排出者責任を明確にし、ごみ処理の現状をもっと知らせることにより、一人ひとりが行動することの重要性・必要性をPRし、「気づき」を与える必要がある。

「行動する時間がない」場合には、様々な機会を作ることで参加しやすくすることや、時間がなくても取組める方法を知らせることが重要であろう。また、気軽に取組める方法も有効である。名古屋のリサイクルステーションはスーパーの駐車場を利用し、開催頻度も多いため、買い物のついでに出せるという便利さがある。

「どのように行動していいかわからない」という人は、方法さえ分かれば行動に繋がるという点では、問題意識が高いといえる。環境のために何かしたいという思いは持っているから、様々な媒体を通じ、情報を提供することで、実際の行動に結びつくであろう。編物サークルから始まったアクリルたわしの製作も「情報」がきっかけとなり生まれた取組みである（次項参照）。多角的な情報提供や動機付けが重要である。

「取組みに参加するのは面倒である（行動に対する抵抗感）」というように、市民運動そのものに参加することに抵抗感をもつ人は、多く存在するであろう。取組みやすい方法を提示する、取組みの必要性を訴える、興味を持たせるなどの「情報提供」や「意識改革」も重要であるが、気軽に参加しやすい「場」を作ることも有効である。後で述べるが、「環境パートナーシップ組織」のような組織も市民参加の「受け皿」となり、裾野を広げる上で有効と考える。また、行政が市民の取組みを促すために、新たな施策を実施する際には、効果や効率性なども重要だが、市民が興味を持ち、楽しみながらやれる方法を検討することも必要である。

「費用負担したくない」というように、新たな費用負担をさげたいと考える人には、経済的な手法が有効なのではないかと考える。何も行動しなければ現状維持は出来ず、新た

な費用負担が生じるのだという事をアナウンスし、例えば、レジ袋税の施行やごみの有料化など経済的な手法をとることで、ごみ減量への行動を促せるであろう。「レジ袋削減運動等に関する認知度調査」でも、レジ袋税の導入後に予測される行動として、「買い物袋を持って買い物に行く」が70%を占めている。

以上のように、ここまでは実質的な無関心層を動かすために何が必要かを述べてきた。その具体的な内容を次に述べる。

5-1-(3) 動機づけの多様化

人それぞれ、関心のあるものは違っている。楽しく参加することが出来る趣味のサークルなどの場で、情報交換や情報の共有により生まれてくる「気づき」こそが最も重要である。また、様々な方面からの動機づけにより、環境問題に取り組めるような分かりやすい教育が必要である。

①多角的な環境教育

さまざまな方向からの環境問題に対してのアプローチの例として、「アクリルたわし」を取り上げてみる。

例えば、編物が好きな人のサークルなどで、毛糸や、アクリル繊維などを使って、「たわし」や「スリッパ」を作り、使用している。たわしであれば、洗剤が不要で油污れも落ちることを発見し、排水の水質も安定し、環境負荷が少なくなることに気づき、そこから発展し更に環境問題に取り組んでいくということもある。実際にアクリルたわしに関する情報を検索してみると多数存在しており、アクリルたわし作り教室や、アクリルたわしについての情報交換なども盛んに行われている。



アクリルたわしについて

■アクリルたわしってなに？	
アクリルたわしとは、 アクリル100%の毛糸 で編んだたわしです。 洗剤を使わなくても汚れが落ちる優れたもの。 アクリル毛糸の繊維方向にあるたくさんの溝が 洗剤なしでも汚れを落とす洗浄効果を発揮するそうです。 Knitting Room +R+R+では洗浄力が高い「ハマナカボニー」を使用しています。(フルーツたわし) (一部使用していない毛糸もあり。鍋敷きは他社のアクリル100%毛糸です。)	
■何がいいの？	
洗剤を使わなくても落ちるので、 手に優しく、環境にも優しい ところです。 洗剤によって手が荒れてしまう方にもおすすめです。 毛糸で出来ているので、傷がつきにくく、大切な食器にもお使い頂けます。	
■どんなものに使えるの？	
食器はもちろん、お風呂、車、バイク、自転車、電化製品などにもお使い頂けます。	
キッチンで	<ul style="list-style-type: none"> ●茶渋・油汚れ・グラス磨きにも。 ●シンク周りや蛇口のお掃除にもどうぞ。 ●乾拭きで電子レンジやポットなどにもお使い頂けます。 <p>たわしを お水かぬるま湯に濡らしお使いください。 炒め物などをしたお鍋の油汚れには、お湯を流しながら良くこすってください。 大量の油汚れには、始めに新聞紙等で拭き取ってからお使いください。</p>
普段のお掃除で	<ul style="list-style-type: none"> ●乾拭きで、パソコンや家具、窓拭きにもお使い頂けます。 <p>毛糸同士の摩擦から起きる静電気でほこりが吸い寄せられるように取れます。</p>
お風呂で	<ul style="list-style-type: none"> ●湯船、桶、フタなどの湯あかも水拭きでスッキリ。 ●鏡磨きにもお使いください。 ●ボディウォッシュとしてもお使い頂けます。
洗車で	<ul style="list-style-type: none"> ●車・バイク・自転車の洗車にもお使い頂けます。 <p>最初にお水をかけて、細かな砂や埃等の汚れを取り 水を流しながら優しく洗ってください。</p>
アウトドアで	●アウトドア用品のお皿やお鍋当等のお手入れに。
■使用後は？	
使用後は水かぬるま湯でこまめに手洗いし、日光に当ててよく乾かしてください。 汚れがひどい場合は洗剤で手洗いしてください。 塩素系漂白剤や柔軟材のご使用はお避けください。 直接火気に近づけないでください。 熱い鍋やフライパンには使用しないでください。	

出典：アクリルたわしについて

(<http://knittingroom-rr.ciao.jp/tawashi.html>)

やはり、行政主導で教育や指導を実施していくと、行政からの一方通行になりやすく、なかなか浸透していかないのが本音である。興味のあること、素直に聞き入れることが出来る場などに少しずつ、環境問題に関するエッセンス（要素）を盛り込めれば自然と身につくものである。

また、上記とは別に環境教育を幼い頃から取り入れ、環境問題に直接触れる仕組みを作
って行き、「あたりまえ」という意識付けを自然と身に付け、成長していくとともにそれぞ
れの意識が高く保てるようにすることが最も重要である。

現在小学校などが社会見学として、清掃工場を訪れているが、その内容は、清掃工場
のごみ処理についてや、工場のPRみたいな内容で、実際見学した小学生の感想を聞くと、
“焼却炉はでっかい”とか、“熱い”や、“ごみクレーンの操縦が楽しそう”、“くさい”と
いう感想がほとんどである。確かに、実際に触れてみての実直な感想も必要かもしれない。
しかし、今後はいかに循環型社会に溶け込めるかなど、発生抑制の取組みとして、ノート
や鉛筆などの「使いきり」を実施したり、給食の食べ残しをしないようにしたり、“もった
いない”という気持ちを持たせるなど自己啓発を促進するような、資源循環の教育が必要
である。

地球上の生態系の根源である食物連鎖の学習もひとつの環境教育であり、また、実際に
肌で体験できるよう学校教育（特に小学校や中学校の義務教育課程）の中に盛り込むこと
も重要なことである。

例えば、給食などの残渣や剪定枝などを堆肥化し、その肥料を用いて学校の花壇づくり
を体験させたり、理科などの教育課程で農業などを体験させる。また、生ごみを利用して
メタンガスの発生の実験などさせて「ごみ」ではなく「資源」という意識付けを深く持ち、
地球上の物質は全て循環するということを実感させることで、循環型社会の重要性を理解
してもらい、環境問題への関心に繋げていく教育などが、今後必要になってくる。そのた
め行政は、子どもの育成に力を傾ける場を提供する必要がある。

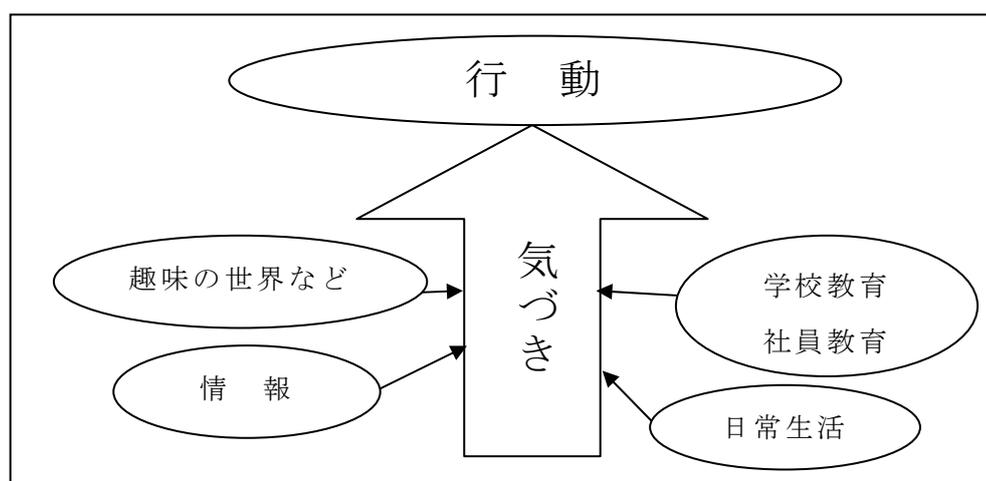


図 5 - 2 環境教育の図式

② マスメディアなどの利用

環境教育だけでなく、市民に広く周知させる手段として、マスメディアの活用は大きな利点になる。現在、どのような場所や時間でも携帯電話や移動式TVなどにより、情報の入手は簡単になってきている。こういった媒体を使わない手はない。

自治体と事業者が市民を振り向かせる手段としてマスメディアを有効に活用し、利用する手段としての図式を図5-3に示す。日本人は、流行・ブランドという言葉に弱い傾向がある。そこで、その時代の流行やブランドなどを取入れて情報提供・広告等を図ってはどうかであろうか。

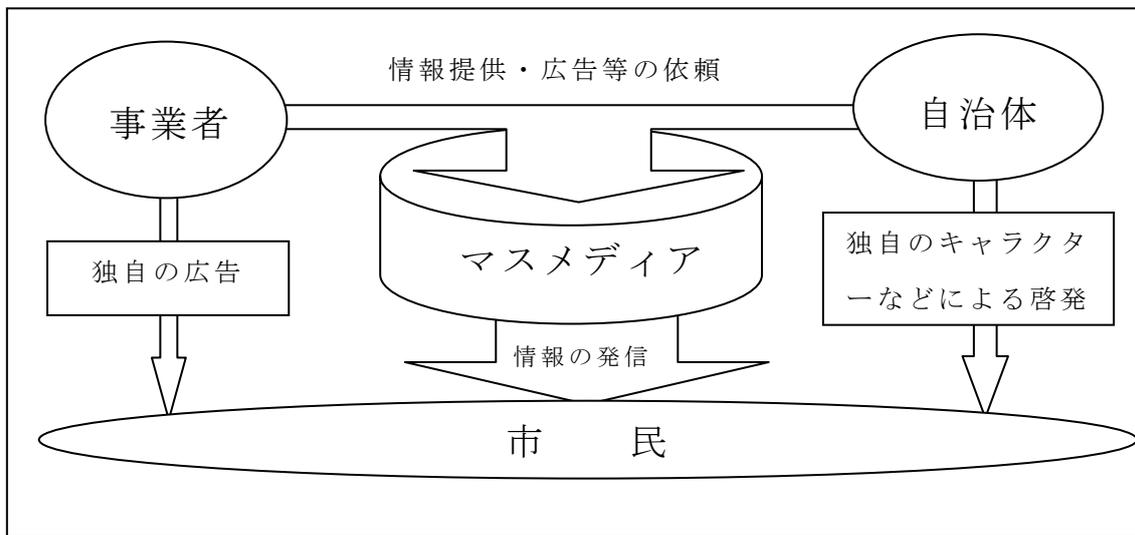


図5-3 マスメディアの役割

ひとつの方策としてマスメディアの活用があるが、自治体の規模によっては一自治体だけでマスメディアを活用して広告活動を行うことは、費用負担も大きく、なかなか難しい面がある。しかし、広域的（国や都道府県、複数の市町村レベルなど）に考えて協賛する自治体や事業者などから拠出することで、費用負担を軽くし、その時代にあった有名人などを起用し、広告することは可能であろう。

例えば、昨年より韓流ブームが起きている。このことを利用して、韓流スターなどを起用し、環境に関する広告物の作成や、啓発活動または実際にCMなどに出演してもらい、「〇〇様も環境問題に取り組まれている、私たちも同じように続こう！！」という相乗効果を図るよう仕掛ける。また、近年成長が著しいIT産業などの力を借りて広報活動を行な

うことも一つの手段である。

最近では、ある自治体でも独自でキャラクター（例えば、「ワケルくん」や「ワケルンジャー」など）を作り、市民・事業者に啓発するようCMやテーマソングなどを作って広く周知されているケースも出てきている。

仙台市では、大量消費社会から環境への負荷が少ない循環型社会への転換を図るため、平成11年に「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、この計画を「100万人のごみ減量大作戦」と名づけ、具体的な数値目標を定め、市民・事業者と連携してごみ減量・リサイクルの取組みを進めている。その一環として“ワケルくん”が生まれた。ワケルくんは昨年結婚し、“セツコさん”というお嫁さんをもらった。ワケルくん夫妻は仙台市の一市民として、とてもユニークなキャラクターで人を引き付ける魅力があり、仙台市のホームページにも仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」として開設している。



ワケルくん&セツコさん



食器洗浄車：ワケルモービル

出典：仙台市ワケルネットホームページ

(<http://www.gomi100.com/>)

また、福井市においては平成15年4月1日から、「プラスチック製容器包装」「紙製容器（空き箱）」「ダンボール」の3つの分別収集を新たに始めた。この新分別の周知を図るため、福井市広報広聴課では、平成15年2月以降、広報紙やテレビ広報番組などで、理解と協力を呼びかけてきた。しかし、ごみの資源化とごみの減量化をねらいとした新分別について、もっともっとPRが必要なのではないか、今までとは違うもっとインパクトがある広報が必要なのではないかと考えた。そこで、誰にでも分かりやすいようにしようと、子どもたちに大人気の「戦隊シリーズ」で、ドラマ仕立ての番組を企画・制作した。福井市も仙台市と同様、市のホームページの中に「ワケルンジャーのページ」として開設して

いる。

このような、“アッ”と驚くような、一風変わった取組みをし、感心を持たせることは、無関心層を振り向かす手段としては大変参考になる。



【主なキャスト】

- ・ワケルレッド／護美分瑠（ゴミ ワケル） チームのリーダー。熱血体育の先生
得意な分別：燃やせるごみ
- ・ワケルグリーン／氏源海舟（シゲン カイシュウ） だじゃれ大好き、チームーのお調子者。清掃業
得意な分別：燃やせないごみ
- ・ワケルピンク／津目加絵（ツメ カエ） チームのマドンナ。司令隊長が営む喫茶店のウェーター
得意な分別：資源ごみ
- ・ワケルブルー／利才来推（リサイ クルオ） チームーの天然ボケ。公務員
得意な分別：紙製容器（空箱）
- ・ワケルイエロー／分別刷三（ブンベツ スルゾウ） 科学的な分析が得意。大学院生
得意な分別：プラスチック製容器包装
- ・司令隊長／通称 おっちゃん
ワケルンジャーの指揮官。冷静な分析ばモットー。喫茶店のマスター
- ・ゴミンガー
新分別を邪魔するごみから生まれた怪人

出典：福井市ワケルンジャーホームページ

(<http://www.city.fukui.fukui.jp/kohou/wakeru.html>)

5-2 事業者の無関心層へのアプローチ

5-2-1 最近における事業者の役割

事業者とは、競争市場社会において利潤追求を目的とした事業活動を行い、利潤を分配、運用することで成長を遂げてきた。しかし、現在においては相次ぐ事業者の不祥事等からもわかるように、事業者に対する社会の見方が変わり、法令や社会的規範を遵守した事業活動の遂行、経営の透明性の向上が求められるようになった。さらに利害関係者と公正な取引を行うとともに取引の選択に必要な情報を積極的に開示し、各利害関係者と良好な関係を築いていくことが重要になってきた。要するに、ただ利潤追求の事業活動を行うだけでなく、利害関係者に配慮した事業活動を行うことが必要になってきており、事業者の社会的責任「CSR」(Corporate Social Responsibility)を問われる時代が到来したのである。

本研究会では、前述した利害関係者を市民や事業者、行政で構成される「地域」としてとらえ、事業者は地域社会の構成員として、その属する「地域」と良好な関係を築き、環境に配慮した事業活動を行っていくことが重要であると考えます。特に循環型社会を構築するには、地域との協働した環境活動は必須のことであり、様々な事業者の発行する環境報告書からわかるように地域との協働(社会貢献)は増加している。このことは、現在においては企業を評価するうえでの1つの指標ともなっている。視察に行ったNEC府中事業場でも、CSR方針に基づき地域と協働した環境活動が推進されていた。

このように、CSRの概念は大規模事業者の中では定着しつつあるが、中小事業者の中ではそこまで普及しているとは言い難い。そこで中小事業者に環境面でのCSRが根付かない理由は何なのか、また、根付かせる手法は何かを述べていく。

5-2-2 無関心事業者への対応

市民における「無関心層」への対応については、片面的な環境教育だけではなく、個々における趣味や関心事から環境へ配慮した行動へのアプローチできるよう多角的な環境教育を実施する必要があることを述べてきた。では、事業者についてはどうであろうか。第3章や第4章からもわかるように、事業者にとって今後の事業活動をしていく上で、環境に配慮した事業活動を行うことは必須のことであり、現在顕著に現れだした環境面での「CSR」の推進において、グリーン購入やISO14001(以下、「ISO」という。)の取得、ゼロエミッション等環境配慮への行動がみられる。しかし、ISO取得については多額の費用負担があり、未だ停滞の続く経済情勢の中、小規模事業者にとっては厳しい管

理システムであるといえる。

また、平成17年4月1日より「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）が施行予定であり、第11条では、国は中小事業者に対し、環境配慮等の状況を公表する方法や情報提供等の必要な措置を講ずる旨の規定がある。中小規模事業者にも環境マネジメントシステムの推進を図るべく、ISOよりも簡易で取組みやすいEA21¹⁾やKES²⁾の普及促進を図っていく動きが国レベルでは見られる。また、EA21においては、平成16年度より、従来の「参加届出制度」から、第三者による「認証制度」へ移行したことにより、ISOのように社会的信憑性が担保されるようになった。そこで、地方自治体に焦点を当て、ISOやEA21等の取得支援について、表5-3を参照しながら本研究会参加自治体の支援状況をみてみたい。

大東市や東大阪市などISO取得における導入経費の助成支援制度がある。各市の施策の中でEA21やKESへの支援制度は見られず、遅れているのが現状である。理由として、中小事業者とはいえ国際競争力の強化を図るためISO取得を奨励したいということや、ISO取得支援を実施してから検討したいということが8市の主な見解である。そのような中、門真市と守口市においては、守口門真商工会議所や大阪府との協力により、市内事業者のEA21の普及と促進を図るため、大阪環境カウンセラー協会のEA21導入チームリーダーを講師として招き、セミナーを平成17年2月に開催する予定ということである。このような「しかけ」を行政より事業者に対して企てることで、中小事業者のEA21構築にどれだけの効果が得られるか未知数ではあるが、「しかける」という意味では、コミュニケーションの図りにくい行政と事業者との効果的な「歩みより」になるのではなかろうか。

上記のように、ISO取得については、全国的な認知度の高さにより支援意識が見られるが、EA21に関してはあまり浸透しておらず、これからの支援が広まっていくものと思われる。事業者の中の大半を占める中小事業者への環境マネジメントシステム構築（以下、「EMS」という。）への支援は、今後強化していかなければならない。後にEA21やKES等の簡易なEMS構築支援について考察する。

表 5 - 3 本研究会参加自治体におけるEMS支援施策等について

質問番号	質問事項	池田市	高槻市	守口市	茨木市
1	ISO取得についての支援の有無	なし	なし	なし	無し 補助金はないが、商工会議所と共同での市内事業者を対象としたISOやEMSの懇話会はある(平成16年度のみ)
2	EA21、KES等についての支援の有無	なし	なし	なし	なし
3	質問1「有り」の場合での支援方法	—	—	—	—
4	質問2「有り」の場合での支援方法	—	—	—	—
5	質問1「無し」の場合の理由	—	—	これと言った理由はなし	事業者からの問い合わせ等何もなく、実施にいたらない。
6	質問2「無し」の場合の理由	—	—	現在市内登録社は無い	事業者からの問い合わせ等何もなく、実施にいたらない。
7	ISO取得企業の把握はしているか	している	している	している	している
8	質問7「している」の場合、何社か	7社(取得予定含む)	56社	35社	約40社
9	EA21やKES等取得企業の把握はしているか?	していない	していない	している	していない
10	質問9「している」の場合、何社か	—	—	0社	—
質問番号	質問事項	大東市	門真市	東大阪市	交野市
1	ISO取得についての支援の有無	あり	なし	あり	あり
2	EA21、KES等についての支援の有無	なし	なし	なし	なし
3	質問1「有り」の場合での支援方法	導入に係る経費(60万)を補助 (商工会議所が受付窓口・事務を担当。市は助成のみ)	—	①ISO企画の認証取得にかかるコンサルタント経費②社員教育を行うために外部機関に支払った経費、又は講師謝礼 ③審査登録機関に支払う審査登録手数料など助成対象経費の1/3以内限度額100万円	—
4	質問2「有り」の場合での支援方法	—	—	—	—
5	質問1「無し」の場合の理由	—	具体的な支援は無いが、守口門真商工会議所と府、市と協力してEA21の説明会を実施予定	—	検討中
6	質問2「無し」の場合の理由	ISO支援制度があるから	—	市内中小企業においても、国際競争力の強化を図ることを目的としているため。	ISOの支援の後に検討したい
7	ISO取得企業の把握はしているか	している	していない	していない	していない
8	質問7「している」の場合、何社か	15年度末現在:23 16年10月現在:28	—	—	—
9	EA21やKES等取得企業の把握はしているか?	していない	していない	していない	していない
10	質問9「している」の場合、何社か	—	—	—	—

I S O等のE M Sの存在や事業者の社会的責任という概念の下、事業者においては、事業活動を行うにあたり環境配慮に無関心でいる状況は、社会的背景により縮小傾向にある。しかし、行政から多量排出事業者への規制の緩さや事業系ごみの分別収集が進まない状況を鑑みると、第3章での課題や背景の中で無関心事業者が存在するのは言うまでもない。無関心市民と同様に、環境配慮へ動機づける「しかけ」が必要である。そこで、事業者における環境配慮はどれほど浸透しているか次の調査で検証してみたい。

①本研究会参加自治体8市内事業所のグリーン購入の推進姿勢について

平成13年4月に、再生品や環境負荷の少ない物品等の供給の推進や、また、安定的な需要を確保する重要性を鑑み、国等による環境物品等の調達推進やそれらに関する情報提供等必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）が施行された。法令の中では、事業者や国民においても、物品購入に際しては、できる限り環境物品等を選択すること一般的責務を規定している。

そもそもグリーン購入とは、環境省のホームページでは、「製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。」と規定している。市民であれ事業者であれ、グリーン購入は環境配慮行動への取組みやすい第1歩であると考えられる。

さて、大阪府内事業所の数を表5-4よりみてみると、平成13年度においては、府内事業所総数が483,964事業所あり、そのうち本研究会参加自治体の事業所数は、池田市4,022事業所、高槻市10,182事業所、茨木市9,902事業所、交野市2,044事業所、守口市9,187事業所、門真市7,397事業所、東大阪市31,164事業所、大東市5,600事業所である。メンバー所属市町村の事業所総数は、70,311事業所となる。

そこで、府内事業所におけるグリーン購入推進姿勢を調べ、環境配慮への動向を探ってみる。まず、グリーン調達を実施している事業所を把握するために、グリーン購入促進に取り組む団体であるグリーン購入ネットワーク³⁾（Green Purchasing Network、以下、「GPN」という。）に加入している事業所の数を調べてみると、平成17年1月現在で府内事業所（自治体は除く）においてGPN加入事業所総数は209であり、うち本研究会参加自治体におけるGPN加入事業所は、池田市3事業所、高槻市1事業所、茨木市2事業所、交野市0事業所、守口市1事業所、門真市3事業所、東大阪市15事業所、大東市0事業所

である。

表 5 - 4 平成 13 年 事業所数 (対 : 平成 8 年事業所数 総数)

市 町 村 名	平成 13 年		平成 8 年		(a) - (b)	平成 8 年 ~ 13 年	
	事業所数	構成比 (a)	事業所数	構成比 (b)		増減数	増減率
総 数	483,964	100.0	533,566	100.0	-	▲ 49,602	▲ 9.3
市 部 計	475,742	98.3	525,020	98.4	▲ 0.1	▲ 49,278	▲ 9.4
郡 部 計	8,222	1.7	8,546	1.6	0.1	▲ 324	▲ 3.8
大 阪 市 地 域	232,804	48.1	263,157	49.3	▲ 1.2	▲ 30,353	▲ 11.5
三 島 地 域	37,063	7.7	38,638	7.2	0.4	▲ 1,575	▲ 4.1
豊 能 地 域	24,400	5.0	25,904	4.9	0.2	▲ 1,504	▲ 5.8
北 河 内 地 域	46,176	9.5	50,767	9.5	0.0	▲ 4,591	▲ 9.0
中 河 内 地 域	48,429	10.0	53,685	10.1	▲ 0.1	▲ 5,256	▲ 9.8
南 河 内 地 域	24,888	5.1	26,020	4.9	0.3	▲ 1,132	▲ 4.4
泉 北 地 域	45,411	9.4	49,280	9.2	0.1	▲ 3,869	▲ 7.9
泉 南 地 域	24,793	5.1	26,115	4.9	0.2	▲ 1,322	▲ 5.1
大 阪 市	232,804	48.1	263,157	49.3	▲ 1.2	▲ 30,353	▲ 11.5
堺 市	31,948	6.6	34,684	6.5	0.1	▲ 2,736	▲ 7.9
岸 和 田 市	8,964	1.9	9,551	1.8	0.1	▲ 587	▲ 6.1
豊 中 市	15,590	3.2	16,444	3.1	0.1	▲ 854	▲ 5.2
池 田 市	4,022	0.8	4,457	0.8	▲ 0.0	▲ 435	▲ 9.8
吹 田 市	11,783	2.4	11,925	2.2	0.2	▲ 142	▲ 1.2
泉 大 津 市	4,072	0.8	4,505	0.8	▲ 0.0	▲ 433	▲ 9.6
高 槻 市	10,182	2.1	11,043	2.1	0.0	▲ 861	▲ 7.8
貝 塚 市	3,757	0.8	3,920	0.7	0.0	▲ 163	▲ 4.2
守 口 市	9,187	1.9	10,454	2.0	▲ 0.1	▲ 1,267	▲ 12.1
枚 方 市	11,042	2.3	11,650	2.2	0.1	▲ 608	▲ 5.2
茨 木 市	9,902	2.0	10,069	1.9	0.2	▲ 167	▲ 1.7
八 尾 市	14,441	3.0	15,808	3.0	0.0	▲ 1,367	▲ 8.6
泉 佐 野 市	5,315	1.1	5,570	1.0	0.1	▲ 255	▲ 4.6
富 田 林 川 市	3,832	0.8	4,018	0.8	0.0	▲ 186	▲ 4.6
寝 屋 川 市	8,860	1.8	10,310	1.9	▲ 0.1	▲ 1,450	▲ 14.1
河 内 長 野 市	3,233	0.7	3,354	0.6	0.0	▲ 121	▲ 3.6
松 原 市	5,629	1.2	5,915	1.1	0.1	▲ 286	▲ 4.8
大 東 市	5,600	1.2	6,038	1.1	0.0	▲ 438	▲ 7.3
和 泉 市	5,951	1.2	6,376	1.2	0.0	▲ 425	▲ 6.7
箕 面 市	3,721	0.8	3,907	0.7	0.0	▲ 186	▲ 4.8
柏 原 市	2,824	0.6	2,893	0.5	0.0	▲ 69	▲ 2.4
羽 曳 野 市	3,928	0.8	4,040	0.8	0.1	▲ 112	▲ 2.8
門 真 市	7,397	1.5	8,203	1.5	▲ 0.0	▲ 806	▲ 9.8
摂 津 市	4,495	0.9	4,886	0.9	0.0	▲ 391	▲ 8.0
高 石 市	2,533	0.5	2,672	0.5	0.0	▲ 139	▲ 5.2
藤 井 寺 市	3,218	0.7	3,417	0.6	0.0	▲ 199	▲ 5.8
東 大 阪 市	31,164	6.4	34,984	6.6	▲ 0.1	▲ 3,820	▲ 10.9
泉 南 市	2,433	0.5	2,527	0.5	0.0	▲ 94	▲ 3.7
四 條 畷 市	2,046	0.4	2,075	0.4	0.0	▲ 29	▲ 1.4
交 野 市	2,044	0.4	2,037	0.4	0.0	7	0.3
大 阪 狭 山 市	1,934	0.4	2,040	0.4	0.0	▲ 106	▲ 5.2
阪 南 市	1,891	0.4	2,091	0.4	▲ 0.0	▲ 200	▲ 9.6
島 本 町	701	0.1	715	0.1	0.0	▲ 14	▲ 2.0
豊 能 町	494	0.1	489	0.1	0.0	5	1.0
能 勢 町	573	0.1	607	0.1	0.0	▲ 34	▲ 5.6
忠 岡 町	907	0.2	1,043	0.2	▲ 0.0	▲ 136	▲ 13.0
熊 取 町	1,266	0.3	1,137	0.2	0.0	129	11.3
田 尻 町	459	0.1	555	0.1	▲ 0.0	▲ 96	▲ 17.3
岬 町	708	0.1	764	0.1	0.0	▲ 56	▲ 7.3
太 子 町	484	0.1	468	0.1	0.0	16	3.4
河 南 町	628	0.1	623	0.1	0.0	5	0.8
千 早 阪 村	262	0.1	274	0.1	0.0	▲ 12	▲ 4.4
美 原 町	1,740	0.4	1,871	0.4	0.0	▲ 131	▲ 7.0

出典 : 平成 13 年度大阪府事業所・企業統計調査

どうしてこんなに府内における加入事業者数が少ないのかGPN事務局の担当者に聞いてみると、第1にGPN本部所在地が関東にあるということで、どうしても関東方面の事業者の加入率が高くなってしまうこと。第2に大阪府には都道府県単位のGPN（以下、「地域GPN」という。）が無いこと。などが加入促進に繋がらない要因だと分析されていた。年々地域GPNが設立されており、現在では、京都府、滋賀県、三重県、宮城県が地域GPNとして設立されている。地域GPNが存在していれば、地域事情にあった啓発活動を実施することができ、地域の認知度や普及率が上がる。

また、地域GPNへ事業者が入会すれば、自動的にGPN本部の会員となり、グロスが増加する。本研究会の考える加入事業者数が少ない要因としては、GPNホームページを見ればグリーン購入の対象商品等をGPNへ加入せずとも必要な情報が手に入るということや、会費がかかる・商品情報を掲載しても売り上げが上がらない・事業所のPRがあまりできないというようなこともあるのではなかろうか。

参考に、大阪府内市町村のGPN加入度を調べると、平成17年1月現在で、14市（和泉市、茨木市、大阪市、河内長野市、岸和田市、堺市、吹田市、高槻市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、枚方市、守口市、八尾市）が加入している。府内44市町村のうち約3分の1が加入しているのは、府内事業所の加入数と比べる限りでは高い加入率であると言える。このことは、グリーン購入法施行により、全庁的なグリーン調達方針を策定している市町村が存在することが理由としてあげられよう。本研究会参加自治体のグリーン調達方針策定状況等は表5-5のとおりである。

上記で述べてきたように、本研究会参加自治体8市内の事業所数に比べて、GPN加入事業者が極端に少ないというこの乖離は、前述の原因だけではなく、やはり環境配慮に乏しい、無関心な事業者も存在していることも一因であると読み取れる。ISOを取得しているような事業者であれば当然グリーン購入はしているし、GPNへの積極的な加入が見られる。しかし日本の事業所のなかで約9割と言われるのは中小事業者であり、中小事業者こそが積極的な環境配慮を促進していかなければ、事業者全体の環境配慮へは繋がらない。

以上のことから、中小事業者や環境配慮に関心の薄い事業者に対して、どのようにして環境配慮行動への動機付けを施していけばよいかについて論じる。

表5-5 本研究会参加自治体におけるグリーン調達方針策定状況等について

質問番号	質問事項	池田市	高槻市	守口市	茨木市
1	グリーン調達方針を策定しているか	している 池田市環境物品等調達基本方針	している	国の基準などを考慮した上で独自に判断している	している
2	質問1で「している」の場合、いつ策定したか	平成13年度	毎年度3月末に翌年度の方針を策定	平成12年5月	平成14年3月
3	質問2「していない」の場合、なぜ策定していないのか、また、今後策定される見込みはあるのか？	-	-	-	-
4	グリーン調達について、契約担当課は各課に推進をはかっているか	はかっている	はかっている	はかっている	はかっている
5	質問4で「はかっている」の際、どのような手法で推進しているか	基本方針に基づき、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、情報の提供に努めている。	契約担当課は、単価契約物品の中にエコ商品を増やしていくことで、グリーン購入の推進に寄与している	出来るだけグリーン購入をすよう啓発している	庶務担当者研修会にて周知し推進を図っている。
6	質問4で「はかっていない」の際、なぜはかっていないのか、また、今後はかかっていく予定はあるのか	-	-	-	-
7	入札に係る業者選定基準に環境配慮項目(例えばISO取得等)は規定されているか	規定されていない	規定されていない	規定されていない	規定されていない
8	質問7で「規定されている」の場合、どんな事項か	-	-	-	-
9	質問7で「規定されていない」場合なぜ規定されていないのか、また、今後規定される見込みはあるのか	-	業者登録の中にISO取得の有無の欄がある。規定されていない理由は、地域の事業者の振興という面もあり、地元の業者にはEMS構築を行う体力がないところもあるため、一律に導入することはできないため。規定見込みは無し	市内業者で規定をしてもあまりメリットがない。規定の見込みも無し。	市内業者を選ぶ事を優先しており、選定基準にはしていない。ただし、業者登録の際に、ISOの有無を記載。(市内業者でISO取得企業は少ない。)
質問番号	質問事項	大東市	門真市	東大阪市	交野市
1	グリーン調達方針を策定しているか	していない	している	していない	していない
2	質問1で「している」の場合、いつ策定したか	-	平成13年4月	-	-
3	質問2「していない」の場合、なぜ策定していないのか、また、今後策定される見込みはあるのか？	契約課のみでなく、庁舎全体の課題であるため、調整がとれていない。 <今後> 大阪府でも取り組まれると思うので、市としても取り組まなければならないと思う。	-	今年度中に策定予定。	グリーン商品購入の推進はしているが、方針の策定までには至っていない。購入金額の大きなものについては、環境配慮よりも金額を優先するので、方針の策定はしないであろう。
4	グリーン調達について、契約担当課は各課に推進をはかっているか	はかっている	市の管財契約課が商品指定して契約する単価契約の共同物品については、エコ商品の導入を予算の範囲内で図ってくれている。	-	はかっていない
5	質問4で「はかっている」の際、どのような手法で推進しているか	年度末(当初)に文書の一部にグリーン購入促進が記載されている	門真市エコオフィス計画内の推進委員・推進員に対して毎年「調達方針」を配布。用紙で配付したりエコオフィス計画で調査を行うFD内に保存している。	-	-
6	質問4で「はかっていない」の際、なぜはかっていないのか、また、今後はかかっていく予定はあるのか	-	-	-	はかっていない。各課の判断によるところが大きいため、調整が難しいため。
7	入札に係る業者選定基準に環境配慮項目(例えばISO取得等)は規定されているか	規定されていない	規定していない	規定されていない	規定されていない
8	質問7で「規定されている」の場合、どんな事項か	-	-	-	-
9	質問7で「規定されていない」場合なぜ規定されていないのか、また、今後規定される見込みはあるのか	市内の業者は中小企業が多いため、ISO取得を要件とする、業者が極端に少なくなるため。今後は、規定する流れになると思う。	平成17年度と18年度の2年分の業者登録は終わったので、あとの19年度には業者登録時に「グリーン配送に努めてほしい」という内容を業者に伝える程度を管財契約課長と話し合い中。さらにISO取得の有無を規定することは無い。	市内業者の育成を図る目的が大きいため。	金額を重視するため今までは行っていないが、今後は検討していくつもりである。

5-2-(3) 事業者のPRとコミュニティ形成になるシステムの構築

競争市場で取引する事業者にとって、自分の会社を世間に周知することは、事業活動での戦略であり、周知することによって知名度が上がり、社会的信用を得ることによって利潤をもたらす。大規模事業者であれば、有名タレントを起用したCM作成によるテレビ等のメディアを活用したり、ホテルや自社ビルの大広間を利用して新製品・新商品発表会を開催したりというように派手で強力なPRができる。

しかし、中小事業者にとって、当然大規模事業者のような大々的なPRは資金面でも難しく、自社ホームページや広告チラシへの掲載等が主なPR媒体ではなかろうか。また、中小事業者にとって、自分の会社を売り込むためにPRする機会が増えることは、今まで以上に知名度が上がり、事業者にとって利益に繋がることである。しかし、同時に世間の監視の目も厳しくなるという環境も生まれ、社会的責任を果たさなければならない。

そこで、5-2-(2)で述べた環境配慮に無関心な事業者に対し、事業者PRをする機会を増やす施策を考案し、そのPRが「自分たちが環境に配慮していること」というPR内容にすることにより、知名度だけでなく、社会貢献をしているといことで世間への社会的信用を高める。そうすることで、その事業者に対して市民は関心を持ち、「遠かった」事業者が「近い」事業者になり、地域コミュニティの形成に寄与できるのではなかろうか。

事業者にとって「PRしたければ、環境に配慮した行動をとらなければならない」というようなシステムが、無関心事業者からの脱却の第1歩に繋がると考える。

①一元的な環境情報サイトの創設

最近多くの自治体で産業振興情報サイト⁴⁾のようなものが立ち上がっている。本研究会参加自治体においても、高槻市、茨木市、東大阪市、大東市が実施している。表5-6でこの4市のサイト内容について比較をしてみる。

高槻市と茨木市は小売業等の商業メインで、主に一般市民向けのサイトであるのに対し、東大阪市や大東市は、製造・加工業等の工業メインで主に事業者向けのサイトである。これらサイトは市内事業者の振興と発展に寄与する目的で作成されたものが多く、事業所PRの1つのツールとしては参考になる。また、滋賀グリーン購入ネットワーク⁵⁾では、会員対象ではあるが、会員内の相互の情報交換と事業所PRを促進するためにグリーン商品情報を含めた事業所PRサイトを当該ネットワーク内で平成17年2月に立ち上げ予定である。対象が限定され、誰もが利用しやすいとは言い難いが、一元的な環境情報を含めたサイトの種類として、事業者のPRも含めた環境に関する情報を集めたサイトとしては参

考となる事例である。このように、情報が一元化されたサイトを立ち上げることで、各事業者の環境への取組みを知ることができる。

サイト構築において、各事業所の環境報告書を掲載したり、NPOや市民はモニターとなって市内事業者の環境活動をレポートしたり、市民から意見募集をしたりといった様々な主体のコミュニケーションの場とする。また、E A 2 1などの中小企業向けに環境マネジメントシステム導入に向けての講座を開催のような事業者支援についての情報も載せる。

表 5 - 6 4市における産業振興情報サイトの内容比較

サイト内容項目	高槻市	茨木市	東大阪市	大東市
サイト名	ティ・ビィ:ネット	茨木市産業情報サイト	東大阪市技術交流プラザ	大東市ものづくり支援企業データベース
立ち上げ年度	平成13年度	平成15年度	平成13年度	平成12年度
実施主体	高槻市	茨木市	東大阪市	大東市
登録事業者数 (平成16年12月末現在)	1065	732	約1100	322
更新頻度	随時	月3回	月5~6回	随時
検索機能	あり(業種別・五十音別・フリーワード等)	あり(業種別・五十音別・フリーワード等)	あり(業種別・五十音別・フリーワード等)	あり(業種別・五十音別・フリーワード等)
閲覧対象者	主に市民	主に市民	主に事業者	主に事業者
閲覧者特典の有無	なし	あり	なし	なし
求人情報の有無	あり	あり	なし	なし
事業者の技術・商品紹介	あり	あり	あり	あり
事業者技術交流の場	なし	なし	あり	あり
登録事業者専用ページの有無	あり(更新情報入力)	なし	なし	なし
サイトからの直接新規登録の可否	不可(登録用紙をダウンロード)	可(直接入力)	不可	不可
産業情報以外の情報の有無	あり(観光情報・行政情報等)	あり(観光情報・行政情報等)	あり(行政情報・産業関連大学情報等)	あり(行政情報・産官学連携情報等)
その他特徴的な点	市内商業者紹介がメイン。登録者が直接更新情報を送信できる。	市内商業者紹介がメイン。登録事業者の中の店長等の人物を紹介。市内商店街リストがある。	対事業者向けのサイト。技術交流や企業間取引がメイン。	対事業者向けのサイト。行政の中小事業者に対する補助制度の紹介やISO取得状況を掲載。

(平成16年12月末現在)

実施主体としては、産業振興情報サイトのように行政主導による立ち上げ及び運用が一般的になりがちであるが、立ち上げは行政、運用は環境を専門に扱い、市民との繋がりも深い環境NPOや市内商工業を総括的に把握し、事業者と関わりの深い商工会議所や商工会といった主体に担ってもらうのがよいのではなかろうか。

⇒効果： 取組みの進んでいない事業者が行動を起こすには、情報が必要である。環境活動について、個々の事業者ではホームページで掲載したりしているが、地域としての全体像が掴みにくい。

そこで、地域内事業者の環境活動に関する情報を一元化することで、事業者間や事業者・市民間のコミュニケーションツールの1つとなり、取組みの進んでいない事業者にも参考になり、環境行動を促せるであろう。

また、ITを使用した事業所PRツールとなり、賛同を得やすい。中小事業者にとって、大手事業者が取引事業者にISO（もしくはEA21などの何らかの環境マネジメントシステム）取得を求めているのは、大いに圧力になっているように思える。ただ、取組む上では、取得経費等さまざまなハードルがあるために、中小企業はジレンマに陥っているのではないかと（もちろん、単に無関心な事業者もいるとは思いますが）。

そこで、事業者のコミュニケーションツールとして、この地域内事業者の環境行動に関する情報を一元的に集めたサイトを創設し、事業者間での情報ネットワークを図る。また、市民からのアイデア募集コーナーのようなものを設けることで、地域との交流も図っていき、このサイトがコミュニティ形成のツールとしても活用できる。中小事業者にとって地域とのネットワークは重要なのではないだろうか。また、産業振興情報サイトとリンクを張ることで、事業者の関心も高まり、両サイトへの情報登録においてもお互いに相乗効果が狙える。

②環境配慮事業所コンクールの実施

実施主体としては、行政、NPO等いろんな主体が考えられるが、コンクールを実施する中での審査員には、学識経験者や行政、一般公募市民や環境NPOが参加し、環境配慮に関する事業所のプレゼンテーションに対し評価する。例えば、視察に行ったNEC府中事業所の実施している「環境報告書を読む会」を発展させ、一つの事業者が環境配慮発表会を地域へ発信するのではなく、異業種事業者合同発表会のようなものをつくり、それに

外部評価制度を加えた形態である。コンクールの円滑かつ適正な進行を実施するため、業種別や規模別で実施し、参加事業所が多い場合は、書類審査を実施して、第一次は書類審査。第二次はプレゼンテーションへと繋げていく。そして、高い評価を得た事業所に対し、「環境配慮事業所」として認定し、表彰する。認定された事業者に対しては、広報や自治体HPによる事業者紹介やPRを実施。また、広告料を徴収する条件で、公用車等へ事業者広告を掲載する。（群馬県太田市にて公用車への企業広告掲示を実施している。）その他税制面での優遇措置を設ける等高評価事業所に特典を与え、賛美する制度を構築する。

⇒効果： 事業者と市民との協働面で、行政がコーディネートすることができる事業になりえ、行政・事業者・市民との三位一体の事業が展開でき、協働の結束が高まる。また、市民に対して、環境への意識付けができ、市民自身が在住地域の事業者の取組みを知ること、事業者に対する見識が深まる。また、事業者においても、PRする良い場となり、総合的に地域コミュニティの形成につながる。さらに評価向上に向けての事業者間競争の活性化も期待でき、CSRの推進と企業市民の自覚を促せる。

また、環境配慮において高い評価を受けることにより社会的信用を得るだけでなく、具体的な多様の特典を授与することで、事業者の満足度を促進させ、環境配慮が持続可能になる。また、事業者PRにより住民の事業者に対する認知度が向上する。しかし、「行政がコーディネートできる事業」と著したが、行政のコーディネート力があってはじめて成功するものである。行政は、ただ「段取り」するのではなく、「演出」というプロデューサー意識もつことが重要である。

③市民と小規模事業者との直接接点となるシステムの構築

環境マネジメントシステムを導入していない事業者を対象にした公募制による「うちではこんな環境配慮に取り組んでいます」というような報告文を募集。市民モニターが実際に行き現場を確認し、視察を実施。自治体HPにて視察報告をし、広報誌等で紹介する。これを、環境情報サイトに掲載する。

⇒効果： 環境マネジメントシステムは導入していないが、独自で環境活動をしていれば、それを取り上げることで、その事業者としてはPRとなるし、また他の事

業者にとっても参考となる。NPOや市民モニターが取材等にいけば、コミュニケーションが生まれることも期待できる。住民と身近な事業者が対象になりやすいことも考えられ、地域コミュニティの形成につながる。さらに、市民モニターを実施することで、事業者・市民の接点を増幅させ、両者の協働の一助となる。

5-2-(4) EA21等の環境マネジメントシステム導入への支援

EMSといえば、ISO14001だといわれるが、ISO14001の認証取得には数百万円はかかり、また取得までの時間と人的資源の投資は事業者にとって負担が大きくなることが多い。また、認証をうけた後も定期的に更新のための審査が必要となり、そのたびに費用が発生し、認証維持にもかなりの体力を要する。このことに鑑みると、中小事業者でも資金に余裕があり、比較的大きな企業でないと取組むことが難しい。そもそもISOを取得する事業者は環境配慮への意識は高く、事業所評価の向上やCSRの一環として取組んでいる事業者が多く、大規模事業者が多い。そこで、経費的にも数十万程度で始められ、ISOの簡易版と言われる「EA21」や「KES」、「エコステージ」⁶⁾などが中小事業者にとって取組みやすいEMSである。特にEA21は、環境省が1996年に中小事業者のために構築した簡易なEMSであり、その後改正がなされ、現在は2003年度版が主流である。また、冒頭で述べたとおり、平成16年度より第3者認証制度が導入され、今後の活用がかなり期待できる制度である。平成16年3月31日現在のEA21の届出数は表5-7、表5-8、表5-9に示すとおりである。

表 5 - 7 企業別参加届出件数

(単位:件数)

業種別	タイプ I	タイプ II	I + II
建設業	1 4 0	9	1 4 9
製造業	3 6 0	4 5	4 0 5
電気ガス等供給業他	5	0	5
運輸・通信業	1 3	4	1 7
卸売業	1 8 3	6 2	2 4 5
小売業	2 7	7	3 4
飲食店	1	0	1
金融・保険業	1	1	2
不動産業	2	0	2
サービス業	1 1 8	1 8	1 3 6
その他	3 4	3	3 7
未記入	8 0	2 0	1 0 0
合計	9 6 4	1 6 9	1 1 3 3

(平成 1 6 年 3 月 3 1 日現在)

出典:(社) 全国環境保全推進連合会 H P

表 5 - 8 地域別参加届出件数

(単位:件数)

地域別	タイプ I	タイプ II	I + II
北海道	4	0	4
東北	24	1	25
関東	184	19	203
中部	393	22	415
近畿	144	24	168
中国	70	3	73
四国	8	0	8
九州	137	100	237
合計	964	169	1133

(平成16年3月31日現在)

出典:(社)全国環境保全推進連合会HP

表 5 - 9 年度別参加届出数

(単位:件数)

地域別	タイプ I	タイプ II	I + II	構成比
平成8年度	29	—	29	2.6 %
平成9年度	28	—	28	2.5 %
平成10年度	11	—	11	1.0 %
平成11年度	16	4	20	1.8 %
平成12年度	35	1	36	3.2 %
平成13年度	65	3	68	6.0 %
平成14年度	332	71	403	35.6 %
平成15年度	448	90	538	47.5 %
合計	964	169	1133	100.0 %

※タイプIIは平成11年度よりスタート

出典:(社)全国環境保全推進連合会HP

タイプⅠ：「環境行動計画書」を作成し、公表して参加するタイプ。「環境行動計画書」を参加届書と提出する際に添付する必要がある。

タイプⅡ：「環境行動計画書」を作成し、事業所名と主な取組みを届け出るタイプ。
(中小企業の「経営管理」入門より引用)

表5-9からわかるように、年々EA21の届出数は増加しており、認証制度へ移行することでますます増加するものと思われる。全国的に見ても事業者のうち大半は中小事業者であり、EA21の取得増加を考慮すると、表5-3からもわかるように自治体における支援策は構築されておらず、今後の重点施策として、まずはこのような取組みやすいEMSを支援していくことが必要である。支援方法としては、

①EA21等の簡易EMSの取組みについての講習会を実施

各簡易EMSについての講習会を開き、簡易EMSの概要やISOとの違いを明確にすることで、取組みやすさ抵抗感を無くす。また、受講することで簡易EMSのシステム構築を完成させ、受講後は登録・認証を済ますだけというような、講習会内容を実習も踏まえたものに充実させる。その他異業種交流会の側面も持たせ、コミュニケーションの場をもうける。

②簡易EMS取組みに係る経費の補助

経費を助成することにより、事業者への経済的負担を軽減する。また、「補助金が出る」ということで、無関心事業者へのアプローチにもなる。

③簡易EMS実施事業者に対して、固定資産税の優遇等の税制措置

経費助成だけでなく、EMS実施による事業者への褒賞を表す施策として、固定資産等の税金を優遇する。より無関心事業者へのアプローチできるのではなかろうか。

④自治体HPや環境情報サイトへの簡易EMSへの取組み方法を掲載

講習会等に参加できない事業者に対し、いつでもすぐに情報が得られるよう電子媒体を利用して簡易EMSへの取組み方法を掲載する。誰でも見ることができるので、EMSの認知度の向上と普及につながる。

5-2-(5) グリーンコンシューマーの養成

現在、「グリーンコンシューマー」という言葉は良く耳にする。グリーンコンシューマー大阪ネットワークによると、「グリーンコンシューマー」とは、

- ①環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型のライフスタイルを選択する消費者。
- ②企業に対し、環境を汚さない製品の生産や流通をうながす行動を起こす消費者。
- ③行政に対し、環境対策を実施し法律や条例の制定を提言し、または進んで協力する消費者。

ということを意味する。多くの人の認識では、①の概念が多い。また、同ネットワークによれば、グリーンコンシューマーについての基本原則があり、これにのっとって行動することが重要である。基本原則は以下のとおりである。

1. 必要なものだけ買う
2. ごみになるものは買わない、容器は再使用できるものを選ぶ
3. 使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ
4. 使う段階で環境負荷が少ないものを選ぶ
5. つくるときに環境を汚さず、つくる人の健康をそこなわないものを選ぶ
6. 自分や家族の健康や安全をそこなわないものを選ぶ
7. 使ったあと、リサイクルできるものを選ぶ
8. 再生品を選ぶ
9. 生産・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーを浪費しないものを選ぶ
10. 環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ

市民である「顧客」が上記原則に従い行動し、環境に配慮した商品を購入することで、グリーン商品の重要度が高揚し、グリーン市場が構築されることにより事業者においても、グリーン商品の生産・開発・販売が促進される。また、無関心事業者に対しても、グリーン市場が構築されれば、必然的に市場で求められるのは環境に配慮した商品であり、無関心事業者も無関心ではいられなくなり、無関心事業者の減少に繋がる。グリーン市場を構築するにはグリーンコンシューマーが増加しなければならず、増加させせるには、グリーンコンシューマーの養成が必要である。視察に行った名古屋市では、名古屋市リサイクル推進センター主導により、名古屋で区版の「環境にやさしい買い物ガイドブック」を作成したり、このガイドブックを作成したメンバーや、その他環境活動しているメンバーが集まって「ひらけECO」という冊子をつくり、グリーンコンシューマー、グリーンカンパニーの増加促進に努めている。また、京都を本拠地とする環境NGO「環境市民」は、長年にわたりグリーンコンシューマーの普及・促進活動を実施している草分け的な団体であ

り、独自のグリーンコンシューマー養成プログラムを持ち、全国で講座を実施している。

そこで、グリーン市場の拡大と無関心事業者を減少させるために、本研究会の考えるグリーンコンシューマーの養成手法について紹介する。

グリーンコンシューマー養成の手法としては、

- ①行政やNPO主催によるグリーンコンシューマー養成講座を実施する。
- ②事業者によるグリーン商品展示・即売会を実施する。
- ③学校における環境教育の一部にグリーンコンシューマーに関する学習を取り入れ、生徒に環境配慮商品の見つけ方を教えたりして、環境配慮商品の購入促進を若年層に根付かせる。
- ④テレビにおけるコミュニティチャンネルでのグリーンコンシューマー促進番組を制作し、メディアを利用することで広くグリーン購入を促進させる。
- ⑤行政において、グリーン調達物品等を情報公開するだけでなく、各物品等に対する環境配慮内容も付して情報公開することで、事業者や市民に対しグリーン商品の認識を深めてもらう。
- ⑥行政において、市民課などで配布している封筒などにグリーンコンシューマーになろうという呼びかけ広告を作り、啓発する。
- ⑦小売店店主を対象としたグリーンコンシューマー養成講座を実施し、消費者に対し、環境配慮への適切なアドバイスができるよう養成する。

グリーンコンシューマーを養成するには無関心層の取り込みをどこまで広げられるかというところにある。いろいろなアプローチメニューを考案し、選択肢が広がれば取組みやすくなるので、行政・事業者・市民を交えた座談会を実施し、様々なアプローチ研究をしていく必要がある。

- 1) E A 2 1 (エコアクション21) 中小企業版 ISO14000 と呼ばれ、国内 700 万のありとあらゆる事業所 (中小企業が多数) を対象として、「各事業所が自主的に環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ため平成 8 年に環境省が策定した環境マネジメントシステムです。E A 21 は従来までは「参加届出制度」であったが、平成 16 年度より第 3 者による「認証制度」が導入された。

- 2) K E S (京都・環境マネジメントシステム) は、1992 年に開かれたリオデジャネイロの地球サミットの行動計画「アジェンダ 21」づくりの提唱に基づき、市民、事業者、市民団体、事業者団体、行政機関が発足させた「京 (みやこ) のアジェンダ 21 フォーラム」の企業活動ワーキンググループが作成した中小企業向けの京都版環境管理認証制度である。

- 3) グリーン購入ネットワーク (green purchasing network G P N) グリーン購入ネットワークは、グリーン購入の取組みを促進するために 1996 年 2 月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワークです。全国の多種多様な企業や団体が同じ購入者の立場で参加しています。ネットワークでは幅広くグリーン購入の普及啓発を行うとともに、優れた取組み事例の表彰・紹介、購入ガイドラインの策定、環境に配慮した商品情報をまとめたデータベースづくり、国内外における調査研究活動、地域ネットワークの立ち上げなどを通じて、消費者・企業・行政におけるグリーン購入を促進しています。(G P N のホームページより)

- 4) 産業振興情報サイト 市内商工業振興の発展と円滑かつ効率的な情報発信及び情報収集寄与する目的で作成されたポータルサイト的な情報サイト。府内においては高槻市の「ティビーネット <http://www.takatsuki-city.jp/>」や茨木市の「茨木市産業情報サイト <http://www.ico-sangyo.net/>」、八尾市の「八尾あきんど O N - D O ネット <http://sangyo.city.yao.osaka.jp/>」、東大阪市の「東大阪市技術交流プラザ <http://www.techplaza.city.higashiosaka.osaka.jp/>」、大東市の「ものづくり企業支援データベース <http://www.mono-daito.jp/>」、岸和田市の「ものづくり支援 W E B <http://www.sangyo-kishiwada.jp/>」、摂津市の「摂津市の製造・加工業データベース http://www2.city.settsu.osaka.jp/kk/sangyou_1/」などがある。

5) 滋賀グリーンネットワーク 滋賀県内のグリーン購入の取組みを促進するために1999年12月に設立された。企業、行政機関、消費者団体などの会員(2004年4月現在382団体)で構成されており、会員がそれぞれ自主的にグリーン購入を実践するだけでなく、キャンペーンの実施やセミナー等の開催など、会員の内外にグリーン購入を広げていくための活動を行っている。(滋賀グリーン購入ネットワークホームページより)

6) エコステージとは、有限責任中間法人エコステージ協会が運用する環境マネジメントシステムで、5つのステージから構成されていて、順次ステップアップしていく手法をとっている。認証型環境マネジメントシステムツールのひとつ。

5-3 地域への市民参加

5-3-1 NPOなどの市民活動団体

市民が公益活動を行うためには、その基盤となる「場」としての組織が必要となる。共通の問題意識をもち、活動していこうとする人々が集まって、組織を形成していく訳だが、そのような市民活動団体の組織形態は様々である。経済企画庁の「市民活動団体基本調査報告書」のなかで、市民活動団体とは「継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）ではないもの」と定義づけられ、全国から85,786団体（平成8年9月末現在）を抽出している。なお、現在、社会で活動する公益法人にはさまざまな種類があるので、参考に紹介しておく（表5-10）。

市民活動団体の中には、法人格を取得しない団体もあり、どのような組織形態をとるかは、その団体の事業内容等を考慮し、一番ふさわしいものを選択されていると思われる。組織形態にかかわらず、公益性をもった市民活動団体が多く存在し、地域で活動していくことは、行政主導ではなく、市民の手による地域社会の運営につながる。

まず、はじめに「NPO」の定義について触れておきたい。NPOとは「Non-profit Organization」の略で民間非営利組織と略されている。このNPOについて、「新しい公共と自治体」の中で、松下啓一は次の6点で定義づけている。

- ・ 公共領域で社会公益活動を行っていること。
- ・ 継続的・安定的に公共を担うことが可能な組織であること
(人の変更にかかわらず団体が継続しているものならば、法人格の有無は問わない)
- ・ 民間の組織であること
- ・ 非営利であること（利益を分配しないこと）
- ・ 自己統治・自主管理・自発性といった自律性・自立性を持っていること
- ・ ボランティア性

なお、6点目についてはNPOの必要条件ではないが、地域のNPOの多くはボランティア

表5-10 公益法人の種類と根拠法

種類	根拠法
社団法人	民法
財団法人	民法
学校法人	私立学校法
社会福祉法人	社会福祉法
宗教法人	宗教法人法
医療法人	医療法
更生保護法人	更生保護事業法
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法

※特定非営利活動促進法は平成10年3月制定

ア性が濃厚でこのようなNPOを大切にしたいと松下は述べている。また、NPOの存在意義に注目し、木原勝彬は「市民による自主性・自立的な非営利組織で、行政や企業では取組めない社会の様々な問題の解決に、先駆的・先見的に取り組んでいる公共活動団体」と定義付けている。

現在、市民間でなされていた地域維持活動などの住民サービス機能が、低下してきている。その反面、市民ニーズが多様化してきており、行政も組織のスリム化という流れの中にあって、従来の「丸抱え」というやり方では対応できなくなっている。つまり、市民ニーズと行政サービスとの間に隙間が生じている。(第1章参照)。このような状況のなかにあって、新たな公共の担い手として、NPOが注目されており、NPOのもつ公益性・専門性・先見性等を活かし、NPOと協働し市民のニーズに柔軟に対応することで、地域社会の運営を行っていく必要がある。

5-3-(2) NPO法人などとの協働

平成10年3月に、法人格を持たない任意の市民活動団体に対して法人格取得を認めようと、「特定非営利活動促進法¹⁾」(以下、「NPO法」という。)が制定され、同年12月に施行された。この法律により認証された法人は、NPO法人と呼ばれ、NPO法の制定以降、地域社会で多く設立・認証されている。ここでは、新しい公共の担い手として注目を集めているNPO法人を取り上げたい。

①NPO法人の認証状況

大阪府が認証したNPO法人の累計認証数の推移及びその主な活動分野について、次に示す。なお、活動分野については、1つのNPO法人が複数の活動を行っている場合もあるため、複数回答したものを集計している。



図5-4 大阪府のNPO法人累計申請数及び認証数

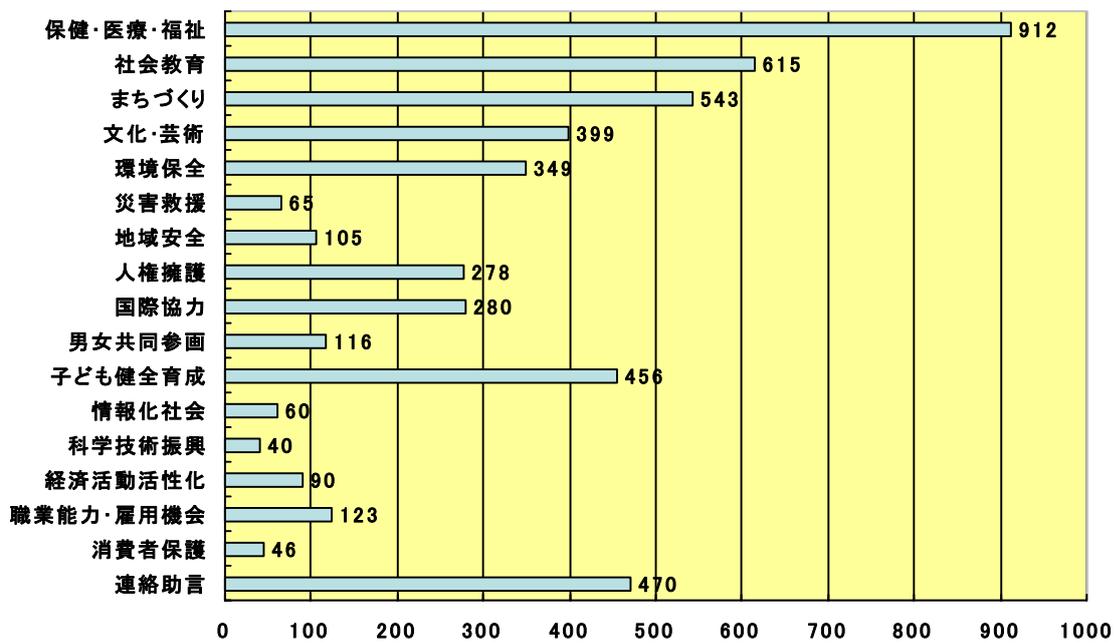


図5-5 大阪府の分野別認証法人数（平成16年12月末現在）

※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は認証法人数と合致しない。

資料提供：大阪府生活文化部府民活動推進課

図5-4から分かるように、NPO法人の認証件数は飛躍的に増加している。平成11年度の認証件数は119件であったが、平成16年度では1,573件となり、NPO法人の増加により、社会的な認知度や注目度も高まってきた。なお、本研究会参加自治体に所在地を置くNPO法人の数の推移は、表5-11のとおりである。

表5-11 NPO法人数の推移（累計）

	池田市	高槻市	茨木市	守口市	門真市	交野市	大東市	東大阪市
13年度末	9	20	10	3	3	5	2	8
14年度末	16	33	15	5	6	7	8	31
15年度末	22	50	27	8	8	7	11	51

※大阪府認証のNPO法人のうち、法人の所在地により集計したものである。

次に、図5-5に示すNPO法人の活動分野については、保健・医療・福祉分野がずば抜けて多く、環境保全活動分野での2.6倍に達する。これは、保健・医療・福祉分野という分野では、市民ニーズと行政サービスの隙間が大きく、それを埋めるため、早い時期から市民活動で取組まれていたことが理由として考えられる。環境保全活動分野で活動するNPO法人数は、活動分野17分類中7番目であり、地域での活動団体は今後増えていく必要があると思われる。

②NPO法人との協働事例

NPO法人の特性を生かした取組み事例として、今回視察を行ったNPO法人「中部リサイクル運動市民の会」による一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について、取り上げたい。

NPO法人中部リサイクル運動市民の会は、平成13年度愛知県日野市、平成14年度には愛知県津島市と西春町の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定事業を受託した。今までの一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、行政主導で作成され、市民の声があまり反映されてこなかったという思いから、市民委員を公募し、計画段階から市民参加を行った。策定委員会、分科会で議論を重ねることで、市民の目線に立った分かりやすい計画づくりを心がけ、委員同士のごみ問題に関する知識の差を埋め、情報の共有化を図るために勉強会の開催も行った（表5-12参照）。

表5-12 3市町の委員会で実施したイベント策定委員会等の状況

実施項目	日進市	津島市	西春町
1 策定委員会	22回	17回	13回
2 分科会	—	20回	—
3 ごみの勉強会	2回	—	—
4 ごみの行方見学会	—	○	—
5 ごみの組成調査	2回 (1回)	1回 (1回)	1回 (1回)
6 先進市の視察	3回 (1回)	2回 (1回)	3回
7 情報提供者（専門家等）の講演	3名	4名	1名
8 展示場でのワークショップ	—	○	○
市民参加集会	2回	2回	—
9 (市民ワークショップ、市民フォーラム)	(2回)	(2回)	計画策定後、町で独自実施
10 計画書（原案）の縦覧	市民フォーラムと広報で実施	市民フォーラムと広報と市HP、市の関連施設、スーパー、郵便局で実施	— 計画策定後、町で独自に市民フォーラムを実施
11 アンケート調査	○	—	○
12 委員会ホームページの開設	○	—	—
13 市民新聞の発行	—	4回	—

※（）内はその内一般市民が参加した数

出典：NPO法人「中部リサイクル運動市民の会」
ニュースレターvol.8

また、できるだけ多くの市民の声を反映するため、イベント実施の際に一般市民にアンケートを行うなどの工夫をした。計画段階からの市民参加を行うことで、計画策定の透明性が高くなり、様々な市民ニーズの把握も可能であった。また、行政・事業者・市民の相互理解の機会となり、市民みずからが考え、つくりあげることで、ごみや環境に対する当事者意識が高まるといった効果もみられた。

策定された3市町の計画には、一般廃棄物処理基本計画の法的必須事項ではない情報の共有化や環境学習の施策が多く盛り込まれ、イラスト等の多用により、市民にとって親しみやすいものになった。

津島市では、A2版4つ折りのマップタイプという形式を採用し全戸配布を行い、市民全体への広報にも工夫がみられる。これは計画の実施段階における市民参加を促すために有効であろう。また、計画実現のために、公募市民による委員会を立ち上げ、住民説明会を市民委員が行うなど、市民みずからが計画推進に寄与している。このような状況が生まれたことで、NPO法人に委託した津島市の担当者も「市民とのコミュニケーションが日ごとに強くなっており、官民協働の最先端を走る予感がしつつある」（平成16年10月10日付中日新聞より）とその効果を高く評価している。

この事例で注目すべき点は、NPO法人が公募市民を募集する際の要件として、当該市に在住しているかどうかを不問とした点や、市民の手によるワークショップ形式での議論を活用するなど、柔軟な発想と手法で計画策定を行っていることである。ここには、NPOの持つ柔軟性といった特性が活かされていると言える。また、最近では、市民ニーズを取り上げるため、パブリックコメントの募集が自治体で盛んに行われているが、ごみの分野での実施は珍しく、先進的であるといえる。

次に、市民参加のもとに策定した日進市及び西春町の一般廃棄物処理基本計画と、市民参加なしで策定された計画とを比較することで、その違いをみておきたい。まず、日進市と西春町の一般廃棄物処理基本計画の目次を掲げる。

日進市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

PART 1 計画の目標と施策

- 1 計画の目標と背景
- 2 計画の全体像
- 3 具体的な施策
 - 1 資源化を推進します
 - 2 発生・排出されるごみを少なくします
 - 3 意識の変化と具体的な行動を促します
 - 4 適正な処理・処分を行います
 - 5 他にもいろいろ取り組みます
- 4 計画の実施スケジュール

PART 2 計画策定の趣旨とごみ処理の現状

- 1 計画の体系
- 2 日進市の概要
- 3 ごみ・資源の処理状況
- 4 分別収集するごみ・資源の区分と種類
- 5 計画の指標（将来のごみ量予測、数値目標設定のための基礎データ）
 - 1 将来人口及び世帯数
 - 2 ごみ量の推計
 - 3 資源回収の現状
 - 4 ごみの性状
 - 5 市民の意向

PART 3 策定委員会について

西春町一般廃棄物処理基本計画

計画づくりにあたって

計画の全体像

- 1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画って？
- 2 10年後の西春をこんな町に
- 3 町のめざす、ごみ減量目標
- 4 目標値を決めるためのデータ
- 5 計画の中心となる4つの柱はこれ！
- 6 どのように計画を実行していくか！

計画の内容

- 1 生活スタイルを変え、ごみの発生を抑えます
- 2 リサイクルを進めます
- 3 安全で適正なごみ処理のしくみづくりを進めます
- 4 情報共有のしくみをつくり、環境学習を進めます
- 5 計画の実施スケジュール

ごみ処理の現状

- 1 西春町のあらまし
- 2 ごみ・資源の施策のあゆみ
- 3 ごみ・資源の循環
- 4 ごみ処理施設
- 5 ごみ・資源の排出量の推移
- 6 ごみの組成調査の結果
- 7 ごみ・資源の処理コスト

策定ボランティア会議のあゆみ

策定を終えて

上記のケースとは対照的に、策定段階で市民参加がなされなかった自治体の一般廃棄物処理基本計画の目次は、次のようなものである。

ごみ処理編

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨
2. 本計画の位置付け
3. 計画の目標年度

第2章 地域の概況

1. 位置
2. 気象
3. 人口
4. 産業
5. 都市計画
6. 交通

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の変遷
2. 組織体制
3. 収集・運搬の状況
 - (1) 収集・運搬
4. ごみ排出量の実績及びその形状
 - (1) 年間のごみ排出量の推移
 - (2) 家庭系ごみの組成調査
 - (3) 事業系ごみの組成調査
 - (4) ごみ質の状況
5. ごみ処理・処分の現況
 - (1) 処理・処分施設の概要
 - (2) 処理・処分量
6. ごみ処理の流れ
7. ごみの減量化・資源化の実績
 - (1) 分別収集によるごみの減量化・資源化事業
 - (2) 再生資源の集団回収団体への補助事業
 - (3) ごみ袋の透明・半透明化
 - (4) 生ごみ堆肥化に係る補助事業
 - (5) 啓発事業
 - (6) 市民会議等の発足

- 8. 現状における問題点及び今後の課題
 - (1) ごみ焼却施設について
 - (2) 生ごみの減量化・資源化について
 - (3) その他プラスチック製容器包装について
 - (4) 分別収集区分の見直しについて
 - (5) ごみの有料化の検討について

第4章 ごみ処理基本構想

- 1. 基本理念
- 2. 基本原則
 - (1) 関係法令遵守の原則
 - (2) 市民、事業者、行政三者協働の原則
 - (3) 環境負荷低減の原則
 - (4) 総合的なごみの管理の原則
- 3. ごみ量の予測と減量目標
 - (1) 減量目標の設定
 - (2) ごみ減量化・資源化施策を展開した場合の減量化・資源化効果
 - (3) ごみ量の予測及びごみ減量化・資源化施策を展開した場合のごみ量等の推移

第5章 基本理念実現に向けた施策の展開

- 1. ごみ減量化・資源化を進めるためのシステム検討
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 施策展開
- 2. 3R推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを促す基盤づくり
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 施策展開
- 3. 環境負荷低減を考慮した適正処理の推進
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 施策展開
- 4. 計画の推進に向けて
 - (1) 計画のチェックアンドフィードバック
 - (2) パートナーシップの確立

生活排水処理編（【目次省略】）

資料編

最小二乗法を用いた予測式について

資料1 将来人口の予測結果

：

資料15 ごみ減量化・資源化施策を展開した場合のごみ量の推移

（参考：平成14年度の見込みを考慮して予測した場合）

市民参加型の計画と非参加型の計画とを比較すると、参加型では、誰にでも分かりやすい表現で書かれているが、非参加型のものは一見して項目が多く、ごみ行政のことを知らない一般市民にとっては、難解に思えるであろう。また、非参加型では、地域やごみ処理の現状分析が先に述べられているのに対し、参加型では、まず計画の目標や全体像が述べられている点や、具体的な施策の表現が「・・・します」という能動体のタイトルである点から、市民がこの計画の実施主体者であるという明確な意識が見てとれる。

市民参加の形態として、審議会への市民参加はよく見られるが、行政計画策定そのものをNPOに委託するという事例は、まだ少ないと思われる。この事例はNPOが、その先見性や専門性を生かし、柔軟な発想や運用を行うことで、より充実した市民との協働による計画作りが行えた例ではないだろうか。

5-3-(3) 環境パートナーシップ組織

1992年ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで、環境と開発に「持続可能な開発」をキーワードとした行動計画「アジェンダ21」が採択された（第1章参照）。この地球サミットの直前に、クリチバで自治体の会議が開かれ、世界の自治体がアジェンダ21の地域版として「ローカルアジェンダ21」を作成することが同意された。日本でのローカルアジェンダ21は、地球環境保全のための地域の行動計画と位置付けられている場合が多く、これを策定するため、近年、多くの自治体で市民・事業者・行政の環境パートナーシップ組織が設立されている。環境パートナーシップについては、「市民、市民団体、事業者、行政など地域を構成する活動団体が対等な立場で役割を分担し、相互に協力・連携しながら身近な地域の環境問題から地球環境問題にいたるさまざまな環境問題に取り組む『関係』を築くとともに、こうした『関係』を基盤にして『共同事業』を行うこと」（『環境マネジメントシステムとまちづくり』高橋秀行）と述べられているが、地域の各主体が「環境（地域環境・地球環境）の保全」という共通の目標を共有することが、この関係を構築していく出発点となる。

環境パートナーシップ組織は、地域の実情によって形態が異なるが、自治体の呼びかけによって設立された場合が多く、組織運営の中心となるメンバーと、自発的に参加した市民で構成されている。事業運営は市民の手に拠っているが、事務局機能については、行政が担っているところも多いのが、現在の状況である。ここで、まず多様化してきている環境パートナーシップ組織の概略を捉えるため、4つの基準を設定し分類した表5-13を提

示したい。

表 5-13 環境パートナーシップ組織の類型

	設置根拠※1	メンバーの資格※2	事務局機能※3	財源※4
委員会型	要綱等	委員	行政依存	行政依存
行政主導型	要綱等	会員	行政依存	行政依存
行政支援任意団体型	会則・規則等	会員	行政依存	行政依存
共同事務局型	会則・規則等	会員	市民・行政共同	行政依存
行政支援 NPO 型	会則・規則等	会員	市民主体	行政依存
自立的 NPO 型	会則・規則等	会員	市民主体	会費・事業収入中心

分類の基準について

※1 設置根拠：要綱設置かあるいは会則・規約で設置するのか

※2 メンバーの資格：首長に委嘱された「委員」なのか、「会員」か

※3 事務局機能：行政からの自立性（行政が担当するのか、市民や事業者と行政が分担するのか、市民や事業者が担当するのか）

※4 財源：収入面における行政からの自立性（財政的に行政に大きく依存しているのか、それとも会費収入や行政以外からの受託収入が相当割合を占めているのか）

出典：「環境マネジメントとまちづくり」

本研究会参加自治体のなかで、環境パートナーシップ組織を有しているのは、高槻市と池田市であるが、ここでは高槻市と近隣市の環境パートナーシップ組織の概要を表 5-14 に示す。

表 5-14 環境パートナーシップ組織の一例

名称	組織形態	登録会員数	概要（グループ活動等）
たかつき環境市民会議	任意団体	約 230 人	里山、水、エコビレッジ、オリジナルマイバッグ、エコライフ、ごみ減量、エコ事業所、人にやさしい交通、環境講座、プレス&環境ガイド
とよなか市民環境会議アジェンダ21	NPO法人	個人正会員 115 名、団体・正会員 38 団体、団体賛助会員 1 団体	生活部会、産業部会、交通部会、自然部会、企画屋本舗、竹炭作りプロジェクト、花と緑のネットワークとよなか
京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	任意団体	個人会員 203、団体会員 259	9つのワーキンググループ（ライフスタイルWG、企業活動WG・KES認証事業部、エコツーリズムWG、食の循環WG、えこまつりWG他）による活動やプロジェクトチーム活動など

※会員数については下記の時点である

たかつき環境市民会議：平成16年12月末

京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム：平成16年3月末

とよなか市民環境会議アジェンダ21：平成16年11月末

パートナーシップ組織の設立経緯やその位置付けについては、地域によって異なるため、高槻市の事例を紹介したい。「たかつき環境市民会議」（以下、「市民会議」という。）は、「高槻市環境基本計画」の実現化にむけ、市民・事業者の行動計画となる「ローカルアジェンダ21」を策定するため、市が呼びかけて平成12年10月に発足した。11グループ（発足当時。現在、プレスと環境ガイドは、合同で活動しているため10グループ）が実践活動を行いながら、平成14年3月に「たかつきローカルアジェンダ21」を策定した。ごみ問題に関しては、「ごみ減量グループ」がごみゼロのまちをめざし、短期目標として

- ・家庭でできる生ごみ資源化処理（堆肥化等）の普及モデル事業の実施

- ・小学校での生ごみ堆肥化体験学習モデル事業の実施
- ・生ごみ堆肥化リサイクルシステムのモデル事業の実施

をあげ、生ごみ処理法の家庭への普及などに取組んでいる。

市民会議は、環境基本計画の中で行政の対等なパートナーと位置付けられているため、行政からの独立性が現在の課題となっている。

課題の1点は財源の問題である。現在は、組織の運営経費を行政が負担しているが、独立して組織活動を維持していくために、市民会議で財源を確保していかなければならない。これをどのような形で行うかは、行政と対等なパートナーシップ組織であり、また新しい公の担い手であるという組織の存在意義を、財源面でどう維持していくかという問題であるので、十分な議論と検討が必要であろう。また、活動拠点となる「場」の確保も必要であり、このためにも安定した財源が必要である。

さらに、市民会議にふさわしい意思決定の仕組みはどういったものかという点や、個々の会員が組織の維持や活動の維持に、どのように責任を持っていくのかという点も、組織が継続していくうえで重要な課題である。活動を維持していくためには、参加している市民・事業者が、参加することの「メリット」を感じられるような仕掛けが必要である。

環境パートナーシップ組織の利点の1つとして、行政が関与していることにより、市民が環境活動に参加したいという思いを持ったときに、気軽に参加しやすいことがあげられる。また、複数の活動グループを持ち、環境に関する地域の様々な課題の解決に向けて実践活動を行っているため、市民が興味を持ったところから参加できるという点もある。環境活動への市民参加のハードルを低くし、より多くの市民の「受け皿」として、環境パートナーシップ組織は有効である。

また、ごみ減量のように地域ぐるみで取組みが必要な課題についても、市民・事業者が協働し、新たなシステムがつくられることで、「実質的な無関心層」を取り込むことが可能となるのではないだろうか。この点においても、環境パートナーシップ組織は有効であろう。

- 1) 平成10年3月制定同年12月施行。特徴の1つは「所轄庁による認証制度」という点である。

所轄庁はその団体の活動内容とは関係なく、事務所が1つの都道府県内にしかない場合はそれぞれの都道府県の知事が、2つ以上の都道府県に事務所がある場合は内閣総理大臣が所轄庁となる。

(参考文献)

<http://www.gomil100.com/> (仙台市ホームページ: ワケルネット)

<http://www.city.fukui.fukui.jp/kohou/wakeru.html> (福井市ホームページ: ワケルンジャー)

<http://knittingroom-rr.ciao.jp/tawashi.html> (アクリルたわしについて)

<http://www.pref.osaka.jp/toukei/index.htm> (大阪府統計ホームページ)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html> (環境省ホームページ)

<http://www.gpn.jp/> (グリーン購入ネットワークホームページ)

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kesma21f/> (京アジェンダフォーラムホームページ)

<http://www.ecowatching.com/index.html> (エコウォッチングホームページ)

<http://www.jab.or.jp/index.html> ((財)日本適合性承認協会ホームページ)

<http://www.mmjp.or.jp/gcon/principle.html> (グリーンコンシューマー大阪ネットワークホームページ)

<http://www.napec.or.jp/index.html> ((社)社会環境保全推進連合会ホームページ)

<http://www.kankyoshimin.org/jp/cef/goal.html> (環境市民ホームページ)

<http://www5b.biglobe.ne.jp/~toyonaka/> (とよなか市民環境会議アジェンダ21ホームページ)

財団法人クリーン・ジャパン・センター (2002)「循環型社会キーワード」財団法人経済調査会

山中芳夫 (2003)「中小企業の新しい「環境経営」入門」(株)チクマ秀版社

新川達郎監修 (2003)「NPOと行政の協働の手引き」大阪ボランティア協会。

川崎健次・中口毅博・植田和弘編著 (2004)「環境マネジメントとまちづくり」学芸出版社。

木原勝彬「NPOは日本の社会を救えるか」

松下啓一 (2002)「新しい公共と自治体」信山社。

レジ袋削減運動等に関する認知度調査報告書 (杉並区レジ袋削減推進協議会・杉並区)

たかつきローカルアジェンダ21 (2004年度版)

京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム2003年度事業報告

日進市一般廃棄物処理基本計画

西春町一般廃棄物処理基本計画

津島市一般廃棄物処理基本計画

NPO法人「中部リサイクル運動市民の会」ニュースレターvol.8

第6章 地域社会の再構築

現在のごみ行政は、変革の時期を迎えており、環境省は、家庭ごみ有料化や、最終処分場の埋め立てごみの再処理（埋め立て処分したものを掘り起こし、再度焼却処分を行うこと）についてなど、さまざまな方針を打ち出してきている。その背景には、全国各地の最終処分場の残余年数が少なくなってきたという状況がある。

大阪府内の多くの自治体は、最終処分場として大阪湾フェニックスを利用しており、新たに神戸沖にも建設されることで、名古屋市のように逼迫した状況にはないが、遅かれ早かれ同様の問題に直面することは、予測できる。そのときに、地域ぐるみで問題に向けて対応していけるかどうか、その土壌作りが必要不可欠である。そして、地域コミュニティの形成はごみ問題だけでなく、地域が抱える問題（例えば福祉・防災）の解決の方向性を見出すためにも、また地域経営の面からも重要な課題となっている。物的資源だけでなく、人的な資源までも循環する地域社会でなければならない。

この章では、従来の自治会組織のみに頼るだけでない、新しい地域社会のあり方について考えてみたい。

6-1 地域ニーズにあわせた施策展開

地域は、その地域の歴史や風土を背景とし、人口構造、産業構造、住環境などにより、個々の地域特性をもつ。そのため、そこに暮らす住民のニーズも様々である。今まで行政は、全国一律のサービスを行ってきたが、地方分権が大きく取り上げられる現在においては、この地域特性から生じるに地域ニーズに対応する必要がある。

地域特性により行政施策が異なるものの一例として、ごみの分別収集があげられる。徳島県上勝町のごみ34分別は有名である。ごみ焼却場を持たない上勝町は、徹底したごみ分別により、焼却ごみがほとんど出ない状況を作りあげた。ごみ減量という点から見れば、すばらしいことであるが、このように多種多様な分別の実施は、収集体制や施設面からも都市部や衛星都市では困難である。効果がどんなに高くても、地域特性が合わなければ、その施策は実施不可能である。同様に、地域に暮らす住民のニーズに合わない施策も効果が半減するため、この地域ニーズをいかに把握するということが非常に重要である。

多くの自治体では、行政計画を策定する際に、行政原案を公表し市民意見（パブリックコメント）の募集を行ったり、市民意識調査などの意識調査やアンケートを行ったりするなど、様々な手法を取っている。また、本研究会参加自治体ではまだ制定されていないが、

計画策定段階から市民参加を認める市民参加条例（府内では箕面市など）を制定している自治体もある。

しかし、地域ニーズの的確な把握は、自治体にとっての課題になっている。寄せられた市民の声が、市民の声を代表するものとも言い切れず、どこにニーズがあるのかを的確に判断するのは、困難なことだからである。

的確な地域ニーズの把握には、市民・事業者・NPOと協働していくことも有効な手段である。NPO法人中部リサイクル運動市民の会が行った一般廃棄物処理計画の策定についても、多くの市民参加で策定することで、よりの確な地域ニーズの把握ができたといえる。地域ニーズに合った施策を展開しないとコミュニティは強くならないのである。

6-2 コミュニティの現状

コミュニティは行政の現場においても、よく使われる言葉であるが、どのようなイメージで捉えたらよいのだろうか。ここでは、「日常生活における共同的な生活基礎単位であり、地域自治体政府と個人との中間領域における自治空間でもあり、また社会・経済システム改革の基盤にもなりうる単位」であるとともに、「生活基礎空間をベースに、例えばインターネットに象徴されるようなグローバルネットワークという、コミュニティを越えた関係が地域住民やNPOによって構築される、開かれた世界」（木原勝彬「NPOは日本を救えるか」）であると捉えることとする。

このような地域のコミュニティを構成するものの1つとして、自治会組織が存在している。しかし、コミュニティ形成を推進していく上で、自治会の組織率や加入率の低下が自治体における課題となっている。平成13年度において、自治会組織への加入率は、高槻市74.9%、茨木市76.4%、池田市48.1%であったが、平成15年度においては、高槻市73.2%、茨木市73.0%、池田市45.0%と低下が見られる。自治会の組織形態などは地域によってまちまちであり、また自治会の加入率のみが、地域コミュニティの密度を測る指標にはなりえないが、住民の自治会離れという傾向は否めない。

地域社会における自治会組織の存在意義は大きい。名古屋市では、平成11年2月に2年間で20万トンのごみ減量を目標とする「ごみ非常事態宣言」を行い、その結果、ごみ量は102万トンから75万トンまで削減された。短期間でこれほどのごみ減量を成し得たのは、自治会組織に根ざした「保健委員制度」が有効に機能したからであり、この組織なくしては、このような成果は生まれなかったであろう。

しかし、ごみ減量に成功した名古屋市では、保健委員への負担の集中が起こり、今後の「地域のあり方」という課題に直面している。「循環型社会に向けた地域教育・地域協働のあり方検討会」の報告書の中で、次のような意見が掲載されている。

- ・保健委員は1町内に1人しかいないので難しい面がある。加えて皆1年で交代したがる。なり手がいない。
- ・保健委員はごみのことばかり行っているという問題がある。現在では公衆衛生業務はほとんどない。日常業務はごみに関することで忙殺されている。
- ・保健委員は古い制度で今はごみと衛生の割合が7：3という話も出ているので、制度のあり方まで議論せざるを得ない。
- ・保健委員という名称は20世紀のものである。環境委員という名を冠した組織をつくり、皆で環境のことを考えるような触れ込みをすることが第一である。
- ・保健委員という名称で、歪んだイメージ⁶が固定されている。名称を環境委員にしてより広範な役割を担うのか、もっとシンプルな役割を担うのか、目標を明確にする必要がある。
- ・今の制度の中で工夫すれば問題は解決できるのか、環境委員や地域リーダーのようなものを新たに創設しなければならないのかが大きな論点である。

この保健委員は名古屋市と市民との中間領域で活動しており、2者をつなぐ役割を担っている。しかし、一般市民が保健委員の活動に協力しない、あるいは保健委員に任せきりにしてしまうと、この中間領域の結びつきは非常に希薄になってしまう。このように市民が無関心な状態では、保健委員に負担が生じ、地域社会での活動に支障をきたしてしまう。

また、保健委員制度は、もともと地域の公衆衛生を担うための制度であるため、環境問題に対応する新たな地域リーダーの必要性が議論になっている。名古屋市の事例は、従来の自治会組織だけでなく、新たな形でネットワークを構築することで、地域コミュニティを活性化し、再構築していく必要性を投げかけている。

これまで、自治体は地域に密着した自治会などのコミュニティ組織と協働して、住民サービスを行ってきた。また最近、各地で頻発している災害や防犯の面からも、地域のコミュニティというものの重要性がクローズアップされている。今後は、地域コミュニティを再構築していくため、自治会離れを食い止めるだけでなく、NPOなどの市民活動団体や地域の事業者と協働し、新たな地域のネットワークを形成する必要がある。

では、具体的にネットワークを構築していくにはどうすればいいのか。そのためには、

まず、地域で核となる存在、つまり環境面での「環境リーダー」のような人材を養成する必要がある。環境リーダーの地域社会での活動が、市民の環境活動への参加の機会を生み出し、裾野を広げることで、地域社会のネットワーク形成につながっていくのではないかと考える。あわせて、環境リーダーが地域で活動する受け皿を作っていくことも、ネットワーク形成には欠かせない。

6-3 コミュニティ再生

6-3-(1) 地域における環境リーダーの養成

環境教育や、循環型社会を形成していく上で環境リーダーの存在をなくしては、出来ない。また、環境やごみを取り巻く問題は地域性があり、それぞれの土地の風土や伝統なども異なっているため、環境リーダーは地域に溶け込んで、その土地などの習慣を十分理解し、密接した指導サポートを実施することが望ましい。

実際に、本研究会参加自治体の、環境リーダーの存在や、環境教育の実態を表6-1にまとめてみた。

表 6 - 1 環境教育の実態

	池田市	高槻市	守口市	茨木市
環境講座の有無	有り	有り	無し	有り
” 実施頻度(回/年)	月1回	水質モニタリングなど4回/年 公民館13回/年	—	2回程度(春と秋)
” 実施団体	エコスタッフ	高槻市	—	茨木市
出前による環境講座の有無	有り	有り	有り	有り
” 実施頻度(回/年)	随時	出前環境講座:15校 出張授業:32校	環境教室2回/年 新エネルギー教室2回/年 水質環境観察会1回/年	随時
” 主な実施場所	小学校等	小・中学校	小学校 権現川流域(四条畷市)	依頼された場所(特に保育所 や学校、こどもエコクラブ会 員が多い)
” 実施団体	エコスタッフ	高槻市	守口市 大阪府 近畿経済産業局 (財)新エネルギー財団	講師派遣は茨木市
環境リーダーの人材登録の有無	無し	無し	無し	有り 環境教育ボランティア登録制 度がある。 現在53名登録
どういった人が登録・実施しているか	—	—	—	50歳後半～ ・退職された人 ・生活環境については主婦 ・全体的に男性が多い
地域におけるリーダーの存在	大阪府地球温暖化防止活動 推進委員	大阪府地球温暖化防止活動 推進委員	—	大阪府地球温暖化防止活動 推進委員
	大東市	門真市	東大阪市	交野市
環境講座の有無	無し	有り 環境問題講演会	無し	無し
” 実施頻度(回/年)	—	年1回	—	—
” 実施団体	—	門真市	—	—
出前による環境講座の有無	有り	無し	有り	有り
” 実施頻度(回/年)	随時	—	随時	1回(H15)、現在4回実施 (要望があれば実施回数が増えます)
” 主な実施場所	小学校、公民館など	—	小・中学校等	公民館など
” 実施団体	大東市	—	東大阪市	交野市主催のごみ減量啓 発、その内容の一部を「ごみ ゼロの会」に依頼している
環境リーダーの人材登録の有無	無し	無し	無し	無し
どういった人が登録・実施しているか	—	—	—	—
地域におけるリーダーの存在	—	—	大阪府地球温暖化防止活動 推進員	大阪府地球温暖化防止活動 推進員

注) ここでは地域におけるリーダーとして、「大阪府地球温暖化防止活動推進員(市町村及び地元NPO等と協働しながら、地球温暖化防止について住民への理解を深め、情報の提供や啓発活動、また住民への助言などを行う人)」の状況について記載している。

上記表の他、門真市は大阪府による「省エネライフ促進事業」の環境家計簿に平成15年度から参加しており、7月から12月に環境家計簿をつけて、一定の成果のあった人に認定書を交付するもので、広報紙による募集を行っている。市民団体に参加を呼びかけたところ、平成15年度は約100名、平成16年度は約200名の登録があった。

市民団体内で10名程度に1名の割合で「省エネリーダー」を選出してもらい、その人を対象にこの事業の中間組織であるNPO法人や大阪府職員が講師となって環境家計簿のつけ方や環境問題について講義を受けてもらっている。

現在、環境リーダーの育成は、環境省や、東京都などで幅広く参加を求めて養成講座を実施しており、環境リーダーの活動が広がろうとしている。しかし、大阪府でも環境省より養成講座の実施を呼びかけたのだが、賛同は少なかった。

これは、残念なことであり、このような土壌があるにもかかわらず参加しないというのは、やはり、広報などの“宣伝不足”なのかそれとも各自治体（行政）の“やる気”がないのかそれとも“必要性”を理解していないのかである。

今後は、各自治体が必要性を十分理解し、各事業者や個人に十分なアナウンスを行い、またある程度の助成などをして誰もが参加できるようなシステム作りを構築し、より多くの環境リーダーを育てることが必要である。

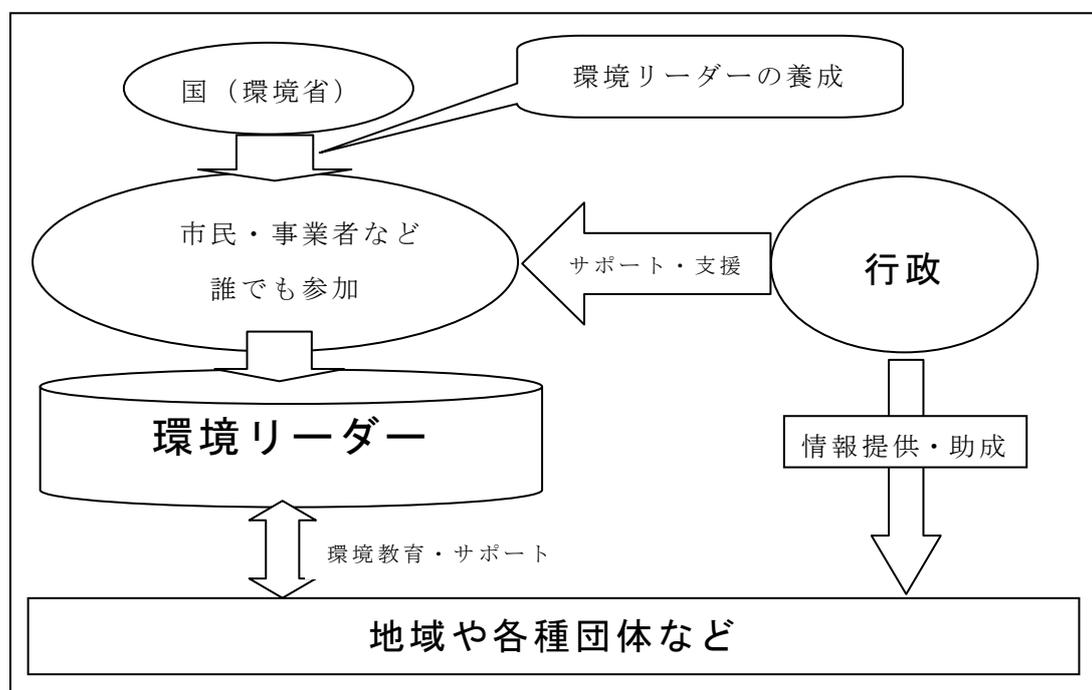


図6-1 環境リーダーの位置付け

6-3-(2) 地域力の向上

これまで、循環型社会形成のためには、市民・事業者・行政との協働が必要という視点に立ち、環境問題（ごみ問題）に無関心な市民・事業者へのアプローチの手法を述べてきた。また、公益活動への市民参加を促すための受け皿として、NPOや環境パートナーシップ組織をあげ、そのような場の提供が必要であることを述べてきた。

今、核家族化や地域社会のコミュニケーション不足によって、市民自らが行う公共サービスが減少している。また、市民ニーズの変化に対して、自治体が行う行政サービスが対応しきれていないという現状がある。これを、本報告書の中で「公共サービスの隙間」と表現してきた。「民でできることは民で」という政府の方針からも分かるように、行政のあり方も転換期にきている現状の中で、この隙間をいかに埋めていくかが、地域社会に問われているといえる。

この隙間を埋めていくには、自治体は的確に地域ニーズを把握する努力が必要であり、そのニーズに対応していくために、市民・事業者・行政が協働していくことが重要である。

地域での環境活動の活性化を図る核となる環境リーダーの存在は、今後増えていく必要がある。そして、環境活動の裾野が広がることにより地域ネットワークが形成され、コミュニティの再生に繋がり、地域力が向上するのである。

事業者においても、大企業が中心ではあるが、「地域の発展なくしては企業の発展はない」という企業理念により、地域貢献を行う事業者が増えてきた。事業者が地域との連携の必要性を認識していくことで、地域住民との関わりや協働が生まれる土壌となるだろう。これも隙間をうめる1つの要素となりえる。

この章でとりあげた「地域社会の再構築」というのは、大きなテーマである。これは循環型社会形成に必要なだけでなく、今後の地域運営を行う上で、自治体の課題となっている。このテーマについては、今後更なる検証が必要であろう。

この報告書では、地域社会を構成する各主体が、地域の問題について主体的に捉え行動することにより、従来の地縁的なコミュニティ組織だけでなく、新たなコミュニティの形成が図られ、地域力が向上する。これにより、物的資源だけでなく人的資源も循環する循環型社会を形成していけるということを述べ、まとめとしたい。

(参考文献)

木原勝彬「NPOは日本を救えるか」

「循環型社会に向けた地域教育・地域協働のあり方検討会」報告書

先進事例視察報告

杉並区 視察報告

視 察 日：平成16年11月4日（木）

視察先と対応者：東京都杉並区役所

生活経済課レジ袋削減担当 係長 浅川さん、主査 塚原さん

視 察 者：増井文典（池田市）、西川政男（大東市）、久保敬美（東大阪市）

レジ袋削減担当は、現在、課長を含め5名の体制。

1. すぎなみ環境目的税

Q. レジ袋の削減とすぎなみ環境目的税を制定した背景について

（レジ袋削減運動にとどまらず、税制度とした背景について）

A. 当初は、法定外目的税として新たな税源を模索したときの案。

税の公平性（税負担者が消費者）、選択性（税を払いたくなければ、マイバッグを持参すればよい）、環境への意識向上（レジ袋の削減）等の点で税として適していた。

トレー等への税も検討されたが、製品も製造段階からの対応が必要であり現実化しなかった。

当初から、レジ袋削減を目的とした税ではない。

Q. すぎなみ環境目的税公表後の市民の意識変化について

A. 税の認知度は88%と高い（年間5万人の住居移動に関わらず高い認知度）

しかし、マイバッグ持参率は26.2%（H14）から31.8%（H16）と認知度のわりに、行動にはいたっていない。

2. レジ袋削減運動

Q. レジ袋削減運動を含めたNPOとの協働について

（事業を実施する場合、NPOと協働していることが多くみられるため。）

A. 平成14年5月16日「杉並区レジ袋削減推進協議会」が設立されレジ袋削減の取組みが行われています。理事会に市民団体が加わり、運動を進めている。

- 区政とまちづくりに区民が主体的に参画しやすい環境づくり
- 区政やまちづくりに関する情報の公開
- 区民や地域団体などが主体的に活動しやすい環境整備

Q. 無関心層へのレジ袋削減運動の働きかけについて

A. 広報ビデオ「イレンジャー」の制作や、バスでの車内放送、スーパー・商店街での店内放送、広報車による街頭放送や、「ノーレジ袋の日」運動の展開を行っているが、事業者でも温度差がある。

市民レベルでの運動が大事であり、教育やPRの充実により市民が主体になることが必要。

3. エコシール事業

Q. エコシール事業は大変ユニークな施策と思いますが、市民への浸透度について

A. エコシール運営委員会（区より補助）を設立し、展開している。エコシール事業にかかる杉並区の予算は1億1千万円で内広報にかかる費用は1千万円。

認知度 49.4%

利用度 23.7%

Q. エコシール事業への事業者の反応について

A. 熱心な事業者と非協力的な事業者の二極化。

熱心な理由	非協力的な理由
1) 区から2円の補助	1) 2円を負担したくない
2) 販売促進につなげたい	2) 税条例との関係から
3) レジ袋削減に積極的	3) レジ袋削減そのものに協力的でない
4) 環境貢献策として活用	4) シール発行に手間がかかる

Q. エコシール事業を実施していない杉並区内のスーパー、コンビニ等の取組みについて、全国展開しているスーパー、コンビニ等は、杉並区内とそれ以外の地域にある事業所では何か違う取組みをしているのですか。

A. スーパーの対応はポイント制、レジ袋の有料化を実施している店、何もしていない店に分かれる。

コンビニは ampm とスリーエフがエコシール事業に加わっていない。

Q. すぎなみエコシール事業の今後の展開について、1期事業が平成17年2月28日までですが、その評価は？

A. 2期事業も引き続き行う予定。

(シールの形状等の見直しや、事業のコスト削減を図る。)

所感：無関心層への決定打は見つかっていない。また、レジ袋削減運動にすぎなみ環境目的税を使えない状況にある。(事業者のすぎなみ環境目的税に対する反発のため)



- ・ 環境にやさしい習慣マイバッグ (杉並区役所前)

横浜市 視察報告

視 察 日：平成16年11月4日（木）

視察先と対応者：横浜市環境事業局ごみゼロ推進総合対策部ごみゼロ推進課

課長補佐 富井みどりさん、担当係長 鈴木浩さん

見 学 施 設：鶴見工場、鶴見資源化センター

視 察 者：吉田昇（池田市）、吉崎康之（守口市）、森井康喜（門真市）

・ヨコハマG30について

家庭系ごみの削減では各区内にモデル地区を設け、全市で約40,000世帯を対象に平成15年10月から分別収集の拡大を実施したところ30%以上ごみの減量があった。さらに、平成17年4月からは横浜市域全体に広げていく予定。普及啓発については各区G30推進本部と収集事務所（収集作業員も導入）、地域G30活動委員会と環境事業推進委員が中心となって住民説明会や排出場所での立会指導など地域の特性を活かしたきめ細やかな取組みを実施している。

公共施設には「ヨコハマはG30」の大きな横断幕の表示があり、市作成の印刷物には必ずこのロゴが入る。一部の職員はロゴの入った腕章をつけ、パソコンのディスプレイにロゴ入りのステッカーが貼られていた。いたるところで市民の目に触れる。



・鶴見工場前



・市役所ごみゼロ 18分別

- ・ 事業系ごみ減量の取組みについて

平成 15 年 12 月より、産業廃棄物である木くずや廃プラスチック類の焼却工場の受け入れ停止とそれに伴う搬入物検査を実施したところかなりの減量効果があった。さらに事業系ごみの分別とリサイクルを推進し、搬入物検査設備を設置するとともに経常的な検査を行う体制を整備して、搬入物検査を強化する。

- ・ 「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」について

協定締結事業者数 27 社 1 組合（225 店舗）。ほとんどの大手スーパー・百貨店が締結している。

市民と事業者と行政の協働としては、まず、事業者に過大な負担にならないこと（名古屋市のエコクーピョンみたいに）。負担が大きいと成果は期待できない。

事業者には協定締結店舗間の情報交換の場にもなっているのでおおむね好評である印象。

協定を締結する小売店数を増やすよりも実効性の高い小売店にしていく方向。

- ・ 経済的手法の導入について

減量化が進んでいる今の段階では市民に対し説明がつかないので、現時点では検討していない。

- ・ 収集車について

約 500 台の収集車はほぼ C N G 車で、新規で車両は購入せずリース契約している。タイヤのホイールには広告物を取り付け広告料を得ている。

- ・ 剪定枝の堆肥化について

剪定枝はチップ機を使い細かくし、神明台処分場で乾かした後、堆肥化されイベントなどで配布している。

- ・ 鶴見工場、鶴見資源化センター見学

資源化センターでは分別収集された缶・びん・ペットボトルを選別。市民は透明のごみ袋で排出、搬入されたものには黒いごみ袋がなく、排出のルールがきちんと守られているようだった。

鶴見工場の焼却による廃熱は空調に利用し、発電して一部売却もしている。



・ スtockヤード



・ 手選別コンベア

- ・ 抜き取り条例

資源のステーションからの抜き取りを禁止する条例を制定し、環境事業推進委員などが抜き取り行為を発見した時には環境局まで連絡するようになっている。抜き取り行為者の取り締まりが目的ではなく、あくまでも啓発が目的である。

- ・ リユースカップ

横浜国際競技場におけるJリーグ試合でのリユースカップ導入は市民、事業者のごみに減量、リサイクルに対する意識や関心を高めている。

「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定書」

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第16条（再生利用等促進物）及び第17条（適正包装の推進）に従って、横浜市（以下「甲」という。）と事業者 _____（以下「乙」という）は乙が横浜市内で使用する容器包装類等を削減することを目的に、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第1条 甲及び乙は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の理念を具体化して、環境への負荷を極力低減させていくため、市民・事業者・横浜市が緊密なパートナーシップを形成し、横浜市におけるごみの発生抑制と減量化や資源の循環的利用を促進し、環境にやさしい消費・販売行動を実践し、持続可能な循環型都市づくりを行っていくための証しとして、本協定書を締結する。

第2条 甲は、本協定書を締結する乙を廃棄物の削減に向けた先駆的な取組みを積極的に行う事業者と位置付け、これらの取組みに対して積極的に協力・支援していくとともに、市民及びその他の事業者に対して乙の取組みを公表することをおして、横浜市におけるごみの減量化や資源の循環的利用を促進し、持続可能な循環型都市を構築していく。

（容器包装類等の削減に向けた目標年次及び取組み等）

第3条 本協定書において業界全体として販売方法等に係わる容器包装類等の削減に取り組む期間を別表1に定める。

2 重点的に削減に取り組む品目を別表2に定める。

3 協定締結事業者は別表3に定める取組み内容を参考に、各々の施策に則り、効果的な取組みを行うこととする。

（事業者の取組み）

第4条 乙は容器包装類等の削減に向けて消費者と協力し次の取組みを行うものとする。

（1）レジ袋の削減や簡易包装等ごみの発生抑制の推進

（2）店頭回収による自主回収・リサイクルの推進

（3）環境・リサイクルを考慮した商品の積極的な販売

（4）店舗や事業所でのごみの減量化・資源化の推進

- (5) 社員への環境教育や啓発活動の実施
- (6) その他

(「覚書」による自主的な取組みの推進)

第5条 乙は、容器包装類等の削減に向けて、自らの創意工夫により取組みを推進するものとし、第3条及び第4条に規定する個々の取組み事項に関して具体的な取組みや目標等を掲げ、これを「覚書」に定めるものとする。

(横浜市の取組み)

第6条 甲は次の取組みを行うものとする。

- (1) 協定に基づき容器包装類等の減量やリサイクル推進を事業者及び市民へ要請
- (2) 容器包装類等の減量やリサイクルのための情報収集と提供
- (3) 協定締結事業者が行う取組みの積極的なPR (パンフレット、啓発イベント、広報紙等によるPR)
- (4) 協定締結事業者への積極的な協力や支援 (協定締結店の共通表示ステッカー作成や優れた取組みを行った事業者の市民への公表等)
- (5) 市民の意見の把握
- (6) ごみ減量効果の把握
- (7) 容器包装ごみの処理コストの市民への周知等
- (8) その他

(市民の取組みを推進させる啓発)

第7条 甲は前条の取組みのほか、市民に容器包装類等の削減に向けて積極的に行動するよう乙の取組みへの協力を広報紙や啓発イベント等で積極的に働きかけるものとする。

- (1) 買い物袋の持参や簡易包装への協力
- (2) 店頭回収の積極的利用
- (3) 環境・リサイクルを考慮した環境にやさしい商品の選択
- (4) その他

(実績調査及び報告)

第8条 乙は、第3条第3項に掲げ実施した取組みの進捗状況のほか、第5条に掲げた「覚書」に定めた取組みや目標の進捗状況が把握できる実績値を、年度ごとに甲に報告する。

(進行管理及び公表)

第9条 甲は、第8条に基づく実績調査及び報告をとりまとめ、協定締結事業者全体から排出される容器包装類等の削減状況を把握する。

2 甲は、協定締結事業者全体の取組み状況について、広報メディア等を通じて広く市民に公表する。なお、事業者名を公表する場合は、当該事業者の合意を得て行うものとする。

(より効果的な容器包装類等の削減方策の協議)

第10条 甲は本協定書に基づいて容器包装等の削減に向けた取組みの結果を評価し、より効果的な方策に向けて乙と協議するものとする。

(協定書等の有効期間)

第11条 協定書の有効期間は5年間とし、更新については期間満了までに再度協議を行うものとする。

2 覚書の有効期間は1年間とし、毎年更新するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙での協議の上定めることとする。

(別表 1)

平成 14 年度から平成 18 年度までとし、5 年間で次のステップに分けて取組みを行う。

	目標期間	位置付け
ステップ 1	平成 14 年度から 16 年度まで	実効性のある減量を推進する
ステップ 2	平成 17 年度から 18 年度まで	最終フォローアップ

(別表 2)

業種全体で重点的に削減に取り組む品目は次のとおりとする。

レジ袋、プラスチック製袋、紙袋、包装紙、食品トレー（スーパー業界のみ）

(別表 3)

	取組み内容の事例
事業者	(販売段階に関わる取組み) 声掛け運動の徹底 店内アナウンスの実施 レジ袋等の薄肉化 包装紙の薄肉化 紙袋の薄肉化 簡易包装の推進 エコテープの推進 レジ袋等の有料化 環境にやさしい素材の使用 スタンプ制・エコポイント制の導入 レジ袋等不用カード制の導入 エコバッグの販売 マイバスケケット制の導入 スタンプ還元金額の値上げ 週末ポイント倍増の実施 スタンプ制・エコポイント制の全店共有化 その他 (売り方に関わる取組み) ばら売り・量り売り商品の拡大 トレー使用商品の削減 その他 (回収) 対象品目の店頭回収 その他 (普及・啓発) 協定締結店の共通ロゴマークステッカー表示 ノーレジ袋・ノー包装デーを毎月設定 環境月間(6月) リサイクル推進月間(10月)、中元・歳暮商戦期等での啓発 イベント・フォーラム等の実施 その他

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その

1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区港町 1 - 1

横浜市

横浜市長

印

乙 住所

事業者名

職・氏名

印

NEC府中事業場 視察報告

視 察 日：平成16年11月4日（木）

視察先と対応者：NEC府中事業場 本館3階会議室

CSR推進本部環境推進部 府中環境管理推進センター 向達壮吉さん

視察者：花田稔弘（交野市）、原千鶴子（高槻市）、
藪内新一郎（(財)大阪府市町村振興協会）

内 容：1. NEC府中事業場の概要及び質問事項への回答
2. ゼロミッション工場見学
3. ディスカッション

その他：今回の視察及び共同研究の概要について説明（藪内）と視察者の自己紹介

1. NEC府中事業場の概要及び質問事項への回答

（1）NEC府中事業所の環境報告書（2004）について及び質問への回答

①NEC事業場の地域への取組みをする背景

Q. NEC府中は地域住民との協働として、参加型環境学習・講演会・通勤マナーキャンペーン等を実施しているが、そのような企業方針が、打ち出された背景について

A. 「NEC環境経営ビジョン2010」で環境の修復・蘇生に「地球的责任」を果たすと定めている。本業（製品・サービス・ソリューション）＝「ITでエコ」での社会貢献だけでなく、環境負荷を最小限にし、できる限りの地域貢献をすることが、大手企業の社会的責任という考えのもと、様々な地域との取組みを行っている。

②行政主催の環境講座との協働

Q. 多摩市民塾・世田谷区・東京都環境学習センターリーダー育成講座などで、グリーンコンシューマー教育の講師等をしているが、開催地の各市・区・都の役割は。また、他の環境学習・講演会もどうか。

A. 多摩市民塾については、東京都環境学習リーダー（向達さんもリーダーとして参加）がコーディネートしたが、その他のものは、行政がコーディネートを行った。今後、行政に求められるのは、目的に合った人材をコーディネートし、満足度が高く効率的なイベントを開催するという「コーディネーター」として

の役割であろう。

③大学との協働

Q. 自治体・東京農業大学・地域との協働事例の活動の具体的な内容と各個の役割はどのようなものか。

A. 生ごみの「地域内循環システム」ビジネスモデルの共同研究を行い、地産地消の実現をめざしている。

農工大：堆肥化センター及び研究、

府中有機農業研究会（市民団体）：有機野菜作りと対比の評価、

府中市：仕組みの啓発、

NEC及び生ごみ処理業者：分別生ごみの提供及び売店での野菜の販売の予定。

④ゼロエミッションと行政施策

Q. NEC府中は「ゼロエミッション」を達成するなど先進的な取り組みをしているが、その中で、自治体のごみ行政が参考にできるような点あるのか。

A. 地域内循環システム：地域に堆肥化センターがつかれるかが最大の課題である。また分別回収やその教育など、一連の業務を市民参画で実施するように行政がコーディネートできるかだが、これには自立したグリーンコンシューマーとして参画できるような市民ネットワークが機能しないと達成困難。（いかにして地域リーダーを発掘・育成するかが重要）

⑤市民団体への支援

Q. NEC府中の市民団体との連携・支援は？

A. 「アサザ基金」の事例紹介。NEC本社では多くのNPOを支援しているが、府中事業場独自ではまだ事例がない。企業のCSRだけでなく、市民の地域力（政策提言・実行力）が問われているのではないかと。

【アサザ基金】（NPO法人 アサザ基金 茨城県牛久市栄町6-387）

茨城、栃木、千葉の3県にまたがる霞ヶ浦は、西浦、北浦、外浪逆浦（そとなさかうら）の3つからなり、総面積219.9km²と、琵琶湖について日本第二の広さをもつ湖。アサザは、その水辺を代表する水草です。毎年夏から秋にかけて、大群落がかれんな黄色い花を咲かせ、水辺をおおいます。いえ、正確にいうと、おおうはずでした。現実には、25年にわたる開発で湖岸のほとんどがコンクリートになり、生息地をなくし、いまでは絶滅の危機(世界自然保護基金レッドデータブック)に瀕しています。さらには、アサザが生んできた浅瀬がなくなり、アシなどの植物が減ることにより、水質の悪化、鳥や魚、昆虫などの生き物が激減する、という悪循環がすすんでいます。

そこではじめられたのが、市民グループ「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」による、霞ヶ浦再生事業「アサザプロジェクト」です。豊かな水辺の再生と生物多様性の保全をめざし、農林・水産業、建設省、企業、市民がネットワークを組み、主な水源である森林の保全や雑木林の活用、農業用排水路との連携など周辺環境整備を結びつけながら、1995年からアサザ群落の復活に取り組んでいる市民型公共事業です。

【アサザ】

平地の湖沼、ため池などに生育するミツガシワ科の多年生水草。ハートの形をした葉をもち、夏から秋にかけて黄色い花を咲かせます。かつては北海道から九州まで広く分布していましたが、埋め立てや水の汚れにより急速に減少してしまいました。

（2）所感

NEC府中の環境活動の地域への広がりや、企業のCSR方針だけではなく、担当者によるところが大きいと感じた。東京都による「環境教育リーダー養成講座」は、50～60回の講義回数や1年半という期間を考慮すると、実施する側に相応の負担があるとは思いますが、地域社会でのリーダー養成という面で非常に有効であると感じた。まず、地域で核となって活動できる人材を養成することが、市民との協働を進めるうえで重要な要素であろう。また、いかにそういった地域リーダーを発掘・養成し、市民とのパイプ役として、行政とともにコーディネートしていけるかという点も重要であろう。

2. ゼロエミッション工場の見学

(1) 概要

- ①社内で発生している99%以上の廃棄物を38分別し、資源活用している。
- ②構内に数箇所の「リサイクルステーション」があり、「リサイクルセンター」が一箇所ある。また、生ゴミ処理機が一台稼働している。これらは「シンシア」という業者が運営している。
- ③堆肥化施設は300kg/日进行处理している。また、水分調整剤として、シュレッターにかけた秘密文書を用いるという工夫をしている。ここで出来た肥料は府中有機農業研究会で試験的に用い、質の向上を図っている。食の地域内循環をめざしている。
- ④分別については、社員教育で徹底している（各職場にはエコ推進員がおり、新入職員にも研修実施）。eラーニングも実施しているが、これは社員も参加しやすく効率的な方法である。

(2) 所感

非常に細かい分別（38種）だが、徹底して行われているのは、社員教育とそれも含めNECの優れた環境マネジメントシステムのおかげであろう。また、興味深かったのは堆肥化施設とそこから生まれた肥料を元にした「地域内循環システム」システムである。まだ、実際に販売までは出来ていないとの事だが、行政としても参考になる取組みではないだろうか。

3. 意見交換

(1) 要点

①企業の地域社会への参加

大手の企業では、会社のCSR方針を持っている所がほとんどだが、これが血の通ったものになるかは担当者によるところが大きい。行政と市民は結びつきやすいが、事業者を参加させるのは難しい。各企業にとっては、PRになることが重要であるから、これを地域で具体化し地域での事例をPRする場を設定することが必要なのでは。企業にとって重要なのは地域での評価であり、事業所単位での活動が重要。CSRの概念の広がりや後押しするのではないだろうか。

②環境学習リーダーの養成

地域力を高めるためには、地域で核となり活動できる人材（ファシリテーター）の養成が大切である。そのために行政はその人材を養成し、コーディネートする必要がある。

また、その参加者同士のネットワーク化を構築し、そのために環境教育が重要である。

③無関心層へのアプローチ

環境問題に対して無関心な人を取り込んでいくには、教育(気づき)が大切である。

家庭で環境教育がなされていないのは、親にその意識がないからであり、それを改善するには社員教育が重要となってくる。

また、無関心層へのアプローチは、「ゴミを減らしましょう」、「グリーン購入を促進しましょう」というような環境面だけの一方向的なアプローチだけではなく、多様化したアプローチが必要ではないか。

NPO法人中部リサイクル運動市民の会 視察報告

視 察 日：平成16年11月5日（金）

視察先と対応者：中部リサイクル運動市民の会（名古屋市中区富士見町9-16）

釘山さん

視 察 者：増井文典（池田市）、西川政男（大東市）、
藪内新一郎（(財)大阪府市町村振興協会）

中部リサイクル運動市民の会の概要：

1980年10月	「中部リサイクル運動市民の会」誕生
2000年1月	特定非営利活動法人の認証取得
2003年6月	名古屋市中区に事務所移転
年間予算	約1億5千万円
有給スタッフ	10名
役員	7名

1. 5つの活動理念

①ライフスタイルの提案

持続可能な社会でのライフスタイルのあるべき姿を、身近な生活の入り口（ごみ・衣・食など）から追求します。

②システムと場づくり

単に呼びかけや提案に終わるのではなく、運動の日常化に向けて、具体的に市民が参加できるシステムと場づくりを基本にします。

③消費者から生活創造者へ

消費者（使い捨て社会）から生活者（ものを使いこなす社会）、さらには生活創造者となって、自らが主体的に選択する社会を目指します。

④食える市民運動

活動継続のため、また、行動や考え方が自由であるために、財政的に自立した市民運動団体を目指します。

⑤五位（ごみ）一体

市民・企業・行政・マスメディア・市民団体のパートナーシップによる関係をつくりま

す。

2. リサイクルステーション事業

- 1) 事業者（主にスーパー）に会場の提供を依頼
- 2) 市民（有償ボランティア）がステーションの運営
- 3) 行政・企業が運営費・告知等の協力
 - ①リサイクルステーションは市内33個所に設置
 - ②スポンサー企業 キリンビール(株)、中京コカ・コーラボトリング(株)等

3. 市民参加による行政計画の策定

地方自治体の一般廃棄物処理基本計画などの策定を『市民参加型』で実施するためのコーディネート業務を実施。

- ①公募市民を中心とした策定委員会を設置。
- ②「ごみ組成調査」や「ごみの行方見学会」の実施。
（ごみの現状把握）
- ③「市民ワークショップ」や「市民意識調査」の実施。
（市民の意見や要望を計画に反映させるため）
- ④「市民新聞の発行」や「ホームページの開設」
（多くの市民にごみの情報を伝えていくため。）

2002年策定事例

津島市（「一般廃棄物処理基本計画」の策定を受託）

西春町（「一般廃棄物処理基本計画」の策定を受託）

名古屋市（天白区、北区、瑞穂区）のグリーンコンシューマーガイド作成サポート

4. 市民が創る循環型社会フォーラム

「市民が創る循環型社会フォーラム」は、名古屋の廃棄物減量化取組の評価と名古屋が目指すべき循環型社会のビジョン・シナリオの提案について、参加型合意形成手法を通じて行うことを目的としています。

2003年7月～11月には利害関係者による「ステークホルダー会議」を開催し、2004年には一般市民による「市民パネル会議（仮称）」の開催を予定しています。

これらの取組みは、名古屋大学大学院環境学研究科の柳下正治教授を研究代表者とする「市民参加による循環型社会の創生に関する研究」（2002年11月～）の一環として実施されており、中部リサイクル運動市民の会は同フォーラムの事務局として参画しています。

5. 環境教育

子どもたちに自然と人間の暮らしのつながりを学んでもらうために、環境教育プログラムを実施しています。

2003年度は、名古屋市リサイクル推進センター・名古屋市環境学習センターからの委託プログラム「エコロジー・ワンデイツアー」、中部電力株式会社からの委託プログラム「エネルギーと環境のワークショップ」などを実施しました。

名古屋市 視察報告 I

視 察 日：平成16年11月5日（金）

視察先と対応者：名古屋市環境局ごみ減量部資源化推進室

主事 青山修さん、横井さん

名古屋市リサイクル推進センター

所長 改田光崇さん、須崎智行さん

見 学 施 設：名古屋市リサイクル推進センター

視 察 者：吉田昇（池田市）、吉崎康之（守口市）、森井康喜（門真市）

・ 廃プラについて

平成12年8月に紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集を開始。背景には藤前干潟の一部を埋立処分場とする計画を中止したことにある。廃プラの処理については、石川島播磨重工業が空き工場の利用を検討していたところと市の廃プラ処理施設の民間委託の計画が重なった形となった。収集量は処理能力を大きく下まわる結果となり、施設での処理には全く問題がない。

プラスチック製容器包装の表①より処理経費は25億9千万円、他の資源物に比べかなりの費用がかかっている。マテリアルリサイクルの割合が増加傾向にあるが、約6割がケミカルリサイクルにまわっており、熱利用されている。

容器包装リサイクル法対象外のプラスチック類は可燃ごみとして扱い、焼却処分とする環境省の方針だが、これまでプラスチックの素材は不燃ごみ扱いとしているため、市民は焼却処分がなじまない。食品残渣のついたプラスチック類は衛生上焼却している。

・ 事業系ごみの指定袋について

平成16年4月から事業系一般廃棄物の収集を行わず、事業者には許可業者による収集を行う。黄色の指定袋には事業所名を記入する欄があり排出者が分かるようになっている。住居兼店舗の事業者には住居からのごみと店舗からのごみが混ざることのないよう指導しているが、資源について一定量までは市による収集に出すことができる。

・名古屋市リサイクル推進センター

地下鉄の改札口を出てすぐに位置しており、資源のリサイクルを示すパネルなどがある展示室と、書籍や雑誌、報告書、ビデオなど閲覧・貸出をするリサイクルライブラリーがある。リユース家具が展示され、安く販売されていた。

ごみ減量と3Rの啓発普及のために機関紙やホームページだけでなく、3Rメールマガジンなどメディアを駆使している。

「エコロジー・ワンデイツアー」を開催し、海辺や干潟などの自然や施設見学を通じて子どもたちが体験できる講座が数多くある。ほかにもグリーンコンシューマー講座やエコクッキングを開催し、「名古屋市環境学習センター」と連携して市民への環境への関心を高めようとされていた。



・名古屋市リサイクルセンター入口



・リユース家具の展示、販売



表① 各種資源の処理経費 (平成15年度)

	収集経費	選別等経費	再商品化費用	合計
紙製容器包装	1,118,000	309,000	31,000	1,458,000
プラスチック製容器包装	1,388,000	1,020,000	183,000	2,590,000
ペットボトル	607,000	293,000	—	899,000
空きびん	1,200,000	236,000	—	1,436,000
空き缶	650,000	29,000	—	678,000
紙パック	19,000	2,000	—	21,000

(注) 再商品化費用とは、(財)日本容器包装リサイクル協会が引き取り、商品として再生するまでの費用である。プラスチック製容器包装については9%、紙製容器包装については8%を市町村が負担する。

表② 資源の収集量及び再商品化に係る経費負担額 (平成15年度)

種別	収集量	再商品化量	経費負担額 (トン当たり)	
			本市	事業者
	t	t	円/t	円/t
空きびん	22,617	20,026	63,482	—
空き缶	6,501	5,505	104,335	—
紙パック	329	320	64,728	—
ペットボトル	6,885	5,647	130,637	52,492
プラスチック製容器包装	27,903	26,735	92,836	66,265
紙製容器包装	18,367	15,398	79,376	19,436
計	82,601	73,631		

(注) 数字については、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

名古屋市 視察報告Ⅱ

視 察 日：平成16年11月5日（金）

視察先と対応者：リサイクルステーション （2ヶ所）

名古屋市環境局ごみ減量部資源化推進室

主査 坂口さん、主事 青山さん

視 察 者：原千鶴子（高槻市）、花田稔弘（交野市）、久保敬美（東大阪市）

1. リサイクルステーション視察

（1）場所：ヤオキスーパー福住店駐車場

担当：資源回収研究会メンバー3名

様子：まず大阪では考えられない光景。市民が次々と自転車・車などで古紙等を持ってくる。

資源研究会のメンバーは、定年退職した人たちで、家でブラブラするより資源回収で人と接するのが楽しいようだった。学区協議会の集団回収よりも資源ごみを持ってきてもらえるそうです。



・ 駐車場内での分別

(2) 場所：フィールオアシスプラザ駐車場

担当：資源回収研究会メンバー1名 回収業者4名

様子：大型郊外店舗の広い駐車場に、回収業者が大型トラックを停めてひっきりなしに市民が資源ごみを持ってきていた。資源研究会のメンバーは、息子が名古屋市環境事業所に勤めているので、なにかごみ行政に役に立てればというのが参加動機であった。回収業者にとっては、非常にありがたいシステムのようなのだ。



・積み込み作業

(3) 所感：リサイクルステーションに資源化物を持ってくるのが、生活習慣の一部になっている様子だった。大阪では考えられない市民との協働をどのように構築したか、この視察で明らかにしたい。

2. 名古屋市役所視察

(1) ごみ非常事態宣言後の取組み

Q. 「ごみ非常事態宣言」後、ごみ分別・資源化を進めるための取り組みについて

A. 名古屋の人はものを大切に作る気質（堅実？）があり、もともとあった地域資源（保健委員制度・学区協議会など）を有効に活用した。また、容器リサイクルの分別収集開始時には、2,300回の地域説明会実施や10万件にのぼる電話対応など多大な職務遂行のかいがあつて、家庭系の資源化率は大きく向上した。

・手法としては

①空ビン・空き缶収集の全市拡大

②家庭ごみ指定袋制の導入

③市民自主回収の強化

(集団資源回収・リサイクルステーションへの助成強化)

④紙・プラスチック製容器包装の資源回収の開始

⑤事業系古紙・空ビン・缶等の搬入禁止

⑥事業系ごみの全量有料化

であったが、特に③の強化によって、資源ごみが身近な生活圏内に出せるようになったことが、ごみの減量化に効果があり、市民にごみ減量の意識が浸透したと思われる。

Q. 「エコクーポン」の取り組みについて（事業者に対する補助額等）

A. エコクーポンの実施後1年経過し、徐々に市民に浸透している（辞退率8.6%）。

この制度は、業者のシール購入費で成り立っており、行政は出費せずに運営している。

例) 業者が1,000万円分シールを購入後、600万円を業者に還元。残りの400万円でシール作成・広報・PR物品などを行政がしている。



・店頭の回収ボックス



・環境にやさしい買い物キャンペーン実施

(2) 生ごみの減量

Q. プラスチックと紙ごみの分別については、一定の取り組みの成果があがった中で「第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定された。この中で次の課題としてあがっている、生ごみ減量の施策について聞きたい。

A. 生ごみ分別収集・資源化事業の詳細については、別紙のとおりで、これからの方向性としては、モデル地域の拡大をつづけていくことが現状のようです。

(3) 保健委員制度

Q. 地域の課題としてあがっている「保健委員」について

A. 保健委員にかわる「環境リーダー」(地域のコーディネータ)が地域で育ってくれればと考えている。また、保健委員の現在の業務は創設の趣旨とは、違ってきている(公衆衛生が任務であったので、市長からの委嘱も保健福祉局が担当している)。実際の業務内容と実態との整合性を図る必要がある。また、行政組織(保健福祉局と環境局)としての課題も抱えている。

(4) 事業系ごみ

Q. 事業系ごみの減量について

A. 「事業系ごみ減量懇談会」は、現在機能していない。事業系ごみの減量としては、事業系古紙・空ビン・缶等の搬入禁止事業系ごみの全量有料化や指導の強化。劇的に減った家庭ごみに比べ事業系ごみの減量は、緩慢なようです。

(5) 名古屋市の所感

名古屋市のごみ減量の成功には、以下がポイントだと思います。

- ・ 住民気質
- ・ ごみが出せなくなる市民の危機感(処分場とごみ回収も含めて)
- ・ 地域組織の有効活用
- ・ 職員が地域に頻繁に対応したことがかみ合って、地域住民を巻き込んだごみ政策を推進できた(住民との共同)のではないか。「ごみ減量」を中心にした連携が市民と行政でできたので、相乗効果的にエコクープンや生ごみ資源化に着手できていると思われる。

卷

末

ごみ関連の取組み状況について 本研究會参加自治体8市

※1 平成14年度大阪府の一般廃棄物(P13、55)より

都市名		池田市	高槻市	茨木市	守口市	門真市	交野市	大東市	東大阪市	
1	平成14年度 ※1	人口	101,146人	356,393人	260,768人	151,706人	136,845人	78,315人	129,224人	516,942人
2		世帯数	42,321	135,728	101,822	62,675	55,348	26,436	49,562	207,544
3		ごみ総量	37,808トン	173,854トン	131,432トン	57,192トン	58,953トン	24,866トン	43,444トン	235,798トン
4	平成16年度 分別状況	各市分別表 名称のとおり	①もえるごみ ②空カン・空ビン ③粗大ごみ・もえないごみ ④紙パック・新聞・ 本・ダンボール ⑤ペットボトル	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③リサイクルごみ (あきビン、あき缶、 古布、古紙) ④大型可燃ごみ	①普通ごみ ②粗大ごみ ③資源ごみ (ペットボトル、缶、ビン)	①可燃ごみ ②不燃・粗大ごみ ③有害危険ごみ ④びん・ガラス ⑤空き缶 ⑥古紙・古布	①普通ごみ ②プラスチック製容器包装・ 自転車類 ③粗大・ガラス類 ④小型家電製品・ 小型金属製品・ 小型プラスチック製品 ⑤びん・缶類 ⑥ペットボトル ⑦古紙・古布	①普通ごみ(生ごみ) ②可燃粗大 ③不燃粗大 ④空き缶・空ビン・ なべ・乾電池等 ⑤新聞紙・雑誌・ ダンボール等 ⑥ペットボトル ⑦牛乳パック	①一般ごみ ②資源ごみ (空き缶、空きびん) ③可燃粗大 ④不燃粗大	①家庭ごみ ②空き缶・あきびん ③大型ごみ ④<モデル地区> 新聞、雑誌、 ダンボール、古布、 その他紙製容器包装、 その他プラスチック製容器包装
5	平成16年度把握 行政による 拠点回収	ペットボトル		○ 45ヶ所		○ 81ヶ所		○ 52ヶ所	○ 28ヶ所	○ 83ヶ所
		紙パック			○ 56ヶ所	○ 15ヶ所		○ 20ヶ所	○ 23ヶ所	
		白色トレイ								○ 45ヶ所
		古紙類			○ 56ヶ所					
	平成16年度把握 スーパー等による 自主回収	ペットボトル				○		○		○
		紙パック				○		○		
		白色トレイ							○	○
		古紙類								
6	ごみ袋の指定	—	—	—	—	45リットル以下	45リットル以下の透明 又は乳白色の半透明	45リットル以下の透明 又は半透明	—	
7	ごみ袋の有料化	計画あり	—	今後検討	—	—	—	—	—	
8	個人の焼却場への持ち込み料金	40円/10kg	40円/10kg	6円/1kg	一般家庭:30円/10kg、 事業者:90円/10kg	一般家庭:40円/10kg、 一般家庭以外: 85円/10kg	粗大ごみについて 100円/個、 500円/車両(0.35t未満)、 1,000円/車両 (0.35t以上~1t未満)、 積載量1t超毎に1,000円加算	90円/10kg	90円/10kg	
9	平成14年度	電動式 補助額	購入価格の1/3 上限20,000円	—	購入価格の1/2 上限25,000円	購入価格の1/2 上限25,000円	購入価格の1/2 上限30,000円	—	購入価格の1/2 上限20,000円	購入価格の1/2 上限20,000円
		電動式 台数	31台	—	106台	21台	48台	—	39台	16台
	生ごみ処理機 購入補助制度	簡易式 補助額	—	モニター制度(処理機の貸 与)	購入価格の1/2 上限5,000円	購入価格の1/2 上限3,000円	購入価格の1/2 上限2,000円	—	購入価格の1/2 上限20,000円	購入価格の1/2 上限3,000円
		簡易式 台数	—	コンポスト:150台 EMポカシ:0世帯	12台	5台	95台	—	コンポス ト3台、 EMポカシ容器 1台	1台
10	公園、街路樹等の剪定枝の処理方法	焼却、堆肥化、チップ化	焼却処分。一部チップ化し、 ペレット及び堆肥化	焼却処分	焼却(民間委託)、 一部はチップ化	焼却処分	堆肥化	焼却処分	焼却処分	
11	堆肥化・チップ化された利用先	—	ペレットはペレットストーブの 燃料、 チップは肥料として利用	—	—	—	市民に無料配布	—	—	

ごみ関連の取組み状況について 本研究会参加自治体8市

都市名		池田市	高槻市	茨木市	守口市	門真市	交野市	大東市	東大阪市	
12	平成14年度	新聞	1,178,210	4,574,147	7,412,000	2,330,058	2,773,808	—	2,412,410	10,182,883
	集団回収品目と回収量 単位:kg (食用廃油:%)	雑誌	296,620	1,152,955		827,557	807,009	—	718,125	3,138,696
		ダンボール	139,770	475,408	535,000	613,634	475,588	2,770	253,361	1,739,518
		古布	52,698	227,432	206,000	130,710	202,323	—	134,050	579,035
		缶類	10,539	50,253 (アルミ缶)	79,000	鉄: 1,038、アルミ: 60,0345	—	—	—	89,820 (アルミ缶)
		リターナブルびん	—	—	—	—	—	—	—	H15より追加
		紙バック	1,370	7,640	19,000	10,956	1,285	20,040	3,300	—
		食用廃油	—	—	—	—	7,511	2,586	—	—
13	集団回収の報奨金	市民向け	2円/kg	2t以上20t未満→10,000円 20t以上50t未満→20,000円 50t以上→30,000円	下記のとおり 回数と量から計算	4円/kg	4円/kg、 食用廃油: 4円/リットル	—	5円/kg	6円/kg、 リターナブルびん: 4円/kg
		回収業者向け	1円/kg	—	—	—	—	—	—	—
14		集団回収の用器具貸与	—	結束用のひも、作業用手袋、アルミ缶回収用ポリ袋	ゴミ袋 年間20枚/団体	—	—	—	—	あき缶プレス機
15		廃棄物減量等推進員制度	検討中	あり (平成6年度から、従来の衛生委員制度を発展改組して発足。自治会ごとに委嘱)	あり (街頭キャンペーン・環境フェアPR活動・資源ごみ地元巡回指導等)	—	—	あり (啓発を実施)	—	あり (分別排出時の立会い指導、地域一斉清掃の実施等)
16		多量排出事業者 対象とする基準	1日平均100kg以上	事業用建物の延べ床面積が3,000㎡以上建築物または日量300kg以上の事業系一般廃棄物を排出する建築物を所有する事業者	1ヵ月当たり5t以上の排出事業者	1日の排出量が100kg以上の事業者	1日平均排出量100kgを超える一般廃棄物を生ずる事業者	—	1日平均100kg以上	下記の①～④のとおり
						東大阪市 ①1,000平方メートル以上の店舗面積を有する店舗をもって小売業を営む者 ②医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者 ③学校教育法第41条に規定する高等学校、同法第52条に規定する大学および同法第69条の2第2項に規定する短期大学を設置している者 ④3,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者 又は3,000平方メートル以上の延べ面積を				
17		多量排出事業者に対する啓発内容	—	多量排出事業者に対するごみ減量のための研修会	事業系ごみ減量化推進懇話会	排出事業者用ごみ減量に向けて冊子配布及び戸別指導	—	—	—	減量計画書の提出、啓発チラシ送付
18		多量排出事業者に対する指導内容	—	廃棄物管理責任者選任と「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出	—	—	—	—	一般生ごみについて事業系一般廃棄物減量計画書提出(年1回)	一般廃棄物減量計画書と廃棄物管理責任者の選任・提出
19		多量排出事業者への訪問指導	—	—	—	訪問指導実施	今後予定	—	—	—
20		自治体のISO取得(取得年)	学校給食センター(H15)	本庁舎(H14年3月)	—	—	—	—	—	水道局(H16)、東大阪市総合庁舎(H17申請予定)

共同研究を振り返って

私は本年度の共同研究において「循環型社会と自治体の環境政策」をテーマとした研究会に参加させていただきました。現在、下水処理場に所属しておりますが、下水道の関係書にも「循環型社会」という言葉が頻繁に使用されており、少し知識をいれておこうという軽い気持ちで参加の動機でした。

研究会に参加し、滋賀県立大学の土屋先生のご指導を受け、「循環型社会」を研究していくうちに、循環型社会を構築するということは、ごみを減らす社会をつくるのではなく、ごみを出さない人づくりであることに気づきました。私たち1人ひとりの意識をかえることが、今回のテーマです。そういえば、環境問題の取組みとして、ノーマイカーデーがありますが、私自身もなかなか行動に移す事ができません。環境は守らねばと思う反面、今の生活で直ぐに影響が見えないため、なかなか行動に移せないのが現状です。このように関心があるが行動に移さない人々を、私たちは「実質的無関心層」と呼び、この人たちをターゲットに研究を進めました。

今回、研究活動の中で、東京都杉並区役所とNPO法人中部リサイクル運動市民の会を視察させていただきました。杉並区役所では、レジ袋削減運動について浅川様、塚原様にご教示いただきました。レジ袋の削減の一つをとっても協議会設立するなど、多くの人々が関わって運動が続けられています。このような取組みはすぐには結果がでませんが、続けていくことの大切さを感じ取ることができました。

また、NPO法人中部リサイクル運動市民の会では代表理事の荻原様と永田様にご説明を受け実際にリサイクルステーションを視察させていただきました。特に、リサイクルステーションで働いておられたボランティアの方々の笑顔が忘れることができません。資源物を持ってこられる人々との会話もはずみ、さながら町の井戸端会議の雰囲気でのコミュニケーションが図られていました。荻原代表理事が「仕事は楽しく」とおっしゃっていたことが実感できました。

どちらの視察先でもいえることですが、すべては人々のつながりにより運営されていることで、このつながりが循環型社会の構築で大切なことだと感じました。

今回の研究で指導助言をしていただきました滋賀県立大学の土屋先生、研究の場を提供いただいた（財）大阪府市町村振興協会研究課の皆さんにお礼を申し上げます。

池田市 増井文典

共同研究を振り返って

私の職場では「廃棄物減量等推進審議会」の答申をうけ、ごみ減量についての課題を検討しているところでしたので、何か参考にできればという思いで今回の共同研究に参加させていただきました。

「循環型社会と自治体環境政策」というテーマから、メンバーにはごみ担当部局ではなく環境政策担当部局の方もおられたので、共同研究を進めていくなかで意見の食い違いがあり、不満を感じていました。しかし、回を重ねるごとに、お互いの立場を理解し、情報交換をすることによって、早速、職場でそれを活かせることができたので、不満は徐々に解消していきました。又、研究会終了後の“研究会“で意見交換をし、視察先の名古屋では”ひつまぶし“を前に懇親が図られ、大いに親近感がわいてきました。そして、このことによって生まれた各研究員との繋がりは大きな財産となりました。

この報告書については、循環型社会の構築を単に「ごみ問題の解決」とは捉えておりませんので、廃棄物行政担当者には少々物足りない思いをされるのではないのでしょうか。しかしながら、土屋先生にはご指導を受けたものの期待された報告書にならなかったことを深く反省し、お詫びいたします。

最後に、言いたいことを言う私に対し、好意的におつきあいいただいた各研究員、土屋先生をはじめ事務局の皆さん、視察先で対応していただいた皆さんに深く感謝申し上げます。

池田市 吉田 昇

共同研究を振り返って

私が現在の所属である環境政策室へ異動したのが、平成15年の10月でした。ISO14001・エコオフィスプランの運用が主な担当業務ですが、環境という分野で仕事をするのは初めての経験でしたので、分からないことばかりでした。平成16年の4月から始まった今回の共同研究には、自分の視野を広げ、業務に生かしていきたいという思いと、他の自治体の方と交流を持ついい機会になると思いで参加いたしました。

日常業務も経験年数も違うメンバーが集まり研究していく中で、お互いの背景の違いを知ることは興味深かったですし、いい刺激でもありました。また、私も含め環境分野での経験が短い方が多かったこともあり、法律の基本的なことから、共同研究を始めました。それを進めていくなかで感じたのは、環境問題の幅の広さや奥深さでした。最近、地球規模での環境問題がとりあげられ、地球環境の変動がクローズアップされている感があります。生じている現象の大きさに対し、一人ひとりのできることは小さいですが「Think Globally Act Locally (地球規模で考え、身近なところから行動する)」ということが重要なのだと実感しました。

私自身、経験の浅さや知識の乏しさから、右往左往した面もありましたが、皆で勉強を重ね、視察を行っていくなかで、多くのことを感じ取れたように思います。特に、視察で訪れたNEC府中事業場は印象的でした。

今まで他の自治体の方と交流する機会が少なかった私にとっては、本研究会で出会えた皆さんと形成できたネットワークは大きな財産であり、いい経験であったと思います。

最後になりますが、約1年にわたり指導助言いただいた滋賀県立大学教授の土屋先生、共に頑張った研究員の皆さん、視察等でご協力いただいた方々、そしてマッセ事務局の方々等関係者の皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

高槻市 原 千鶴子

共同研究を振り返って

私は、守口市役所に平成3年に入職してから技術職として清掃工場の維持管理一筋でまいりました。今回、マッセ大阪の共同研究「循環型社会と自治体環境政策」の案内を人事課よりいただき、今後循環型社会を構築していく上でごみ処理はどうあるべきなのか、また、ごみ処理における政策はどうあるべきなのかを見出すために本共同研究に参加させていただきました。

私は、いままで施設整備や管理のことしか考えていませんでしたが、この研究会を通して、いろいろな方に協力していただき、職場でもたくさんの繋がりができました。

この一年を振り返りますと、この研究会に参加されている方は、ごみ担当部局だけでなくそれ以外の方々もおられ、ともに「ごみ問題」を色々な角度からとりあげ、今まで考えもつかなかったことや、広く環境問題にまで話を広げることができ（たまには話が脱線しすぎたときもありましたが・・・）、私自身とても勉強になり、すごく楽しい時間を過ごすことが出来ました。

視察については、横浜と名古屋へ行かせていただき、グルメマップを片手に郷土料理を探したりしながらお互いの親睦を深めることができ、メンバー全員と繋がりを持てたことが、一番の“財産”だと思います。

また、最後の追い込みでどうにか出来上がった報告書ですが、内容についてはまだまだ荒削りな部分や抜けた部分がたくさんありますが、作成に当たり参加メンバーが一致団結して取組んだ証がひとつの成果として現れたことが、誇りであり大変満足しています。

今後も、この仲間とは縁を切らないようこの“財産”を大切に付き合っていきたいと思っております。

最後になりましたが、指導助言いただきました滋賀県立大学教授の土屋先生及び参加者の皆さん、マッセ大阪の事務局スタッフ、そして視察先で対応していただいた皆様にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

守口市 吉崎 康之

共同研究を振り返って

◆研究名を振り返って、

「循環型社会」とは流行言葉のように感じられ、単なるごみの適正処理や物質的なりサイクルという意味合いで循環型社会をとらえていました。共同研究が進むにつれ、その物質を扱うそれぞれの主体間の交流（循環）が必要なんだと思いました。環境政策に携わる職員として循環型社会を考えた時、行政のみならず今後は市民の皆さん、事業者の皆さんと協働することで、地球環境関連やごみ関連、住環境関連について循環型社会の重要性に広く関心を持ってもらえるよう知恵を捻り出して取組みたいと思います。今回の共同研究を通じて他自治体の人たちとお会いでき、また深く交流できたことを有り難く思います。

◆研究会を振り返って、

共同研究開始当時の6月は参加メンバーが普段どんな仕事をしているのか、同じ法律であっても各市がどのように運用しているのかなど関心のある事を話し合っていた気がします。11月視察を終え報告書の方向が決ったあたりから、帰宅時間が遅くなりました。外食しますと家族に伝え、研究室で熱く語り合い、場所を代えてもまだ研究に取り組む状況は、辛い中にも楽しさがありました。参加メンバーに今なお残る名古屋の心残りは2005年日本国際博覧会（愛・地球博）視察で晴らせればと思います。土屋先生を始め参加メンバーの皆さん、EXPOでお会いしましょう。

門真市 森井 康喜

共同研究を振り返って

この一年を振り返ると、自分自身とても成長させていただいたというのが率直な感想です。「循環型社会とは」という漠然とした言葉や、土屋先生がよくおっしゃった、「環境問題に無関心な人たちをどう動かすかがポイントです。あなたたちはそこを考えないと・・・。」という言葉に悩み続けた一年のような気がします。また、視察でお伺いしたNPO中部リサイクル運動市民の会代表 荻原氏の「動機と情報があれば人は動く」という言葉が強く印象に残っています。この考え方は、環境分野だけでなく、あらゆる分野で共通すると教えていただいたと思っています。

この一年は辛くもあり、楽しかった一年で、本当にあっという間に過ぎてしまったと感じています。その中で、この機会がなければ読むことがなかったであろう法律などを勉強することができましたし、メンバー8市の施策状況を比較するだけで、考えさせられることばかりでした。

しかし何より、土屋先生をはじめこのメンバーと出会い、研究できたことが私にとって何よりの財産になりました。みなさんには、ご迷惑ばかりおかけしましたが・・・。

この出会いと、勉強させていただいた知識を活かしてこれからも頑張っていきたいと思えます。この先みなさんとは、異動などで環境分野から離れても、悩んだときは相談できる関係であり続けたいと強く願っています。

最後に、助言・指導をいただいた滋賀県立大学の土屋先生、この研究会に参加されたメンバーのみなさん、事務局のみなさんにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

大東市 西川 政男

共同研究を振り返って

私は本年4月に健康福祉部健康福祉企画課から環境部循環社会推進課へ異動しました。翌5月にマッセ大阪より共同研究「循環型社会と自治体環境政策」の案内をいただき、これからの仕事に関連している分野であったため、自分にとっていい勉強になるだろうと思い参加させていただきました。申し込みをした当初は、市の研修担当者や共同研究の経験者の方などいろいろな人に「この1年大変だよ」と言われて、どう大変なのだろうと思っていましたが、この時期にきてあの時のみなさんの言葉の意味が十分に理解できました。

最初は、この研究会に参加しているメンバーの中にも、私と同じく環境政策の経験が浅い方が多かったため、廃棄物処理法など法律の基礎的な勉強からはじめ、とてもよい勉強になりました。

業務経験は今年で5年目になりますが、今まで他の自治体の方と意見を交換する場などに参加したことはなく、資料として他の自治体の施策を見ることはあっても、実際の業務内容や課題、地域性などを直接聞けることは私にとってとてもいい経験になりました。

どこの自治体でも行っているような同じような施策でも、地域性をいかして手法が違ったり、その市独自の施策があったりと興味深いことばかりでした。

今回のメンバーは環境部局に所属している方が多かったのですが、環境というのはとても広い分野であり、ごみ、温暖化、水、公害等などのそれぞれ違う分野のメンバーだったにも関わらず最後には、意思統一し、1冊のまとまった報告書ができたことに喜びを感じます。

この1年は、あわただしくあっというまに過ぎ去ってしまったように思いますが、この研究会で勉強し得た知識もそうですが、そのこと以上に、人との出会いが私にとっては一番大きな宝物になりました。楽しいことも、苦しいこともメンバーみんなで共有できたように思います。

最後に、助言・指導していただいた滋賀県立大学の土屋先生をはじめ、この研究会に参加されたメンバーのみなさん、マッセの事務局のみなさんにお礼を申し上げます。この楽しい1年間にありがとうございました。

東大阪市 久保 敬美

共同研究を振り返って

私は本年度より、(財)大阪府市町村振興協会への出向となり、それまでは茨木市の商工労政課で商工業振興に関する事務に携わっていました。行政経験もまだ4年目と浅く、環境分野の仕事に従事したこともなく、知識不十分で共同研究に参加することに最初は抵抗を感じましたが、逆に自分のまったく知らない分野へ挑戦することが自己研鑽となり、今後の自分にとって大いなる飛躍になると思い、参加させていただきました。

最初の頃は、環境ならでわの専門用語、例えば「ローカルアジェンダ」、「CSR」、「ゼロエミッション」、「コンポスト」、「リユース・リデュース・リサイクルの3R」等カタカナ用語になかなか慣れず、四苦八苦しました。また、循環型社会について概念的には理解できていても、やはり法体系や細かな部分までは知っている由もなく、毎回の研究会が、私の中での「学習会」でした。共同研究の中で自分の所属する自治体の環境政策（特に廃棄物）について調べる事が多々あり、未開であった自分の所属する自治体の環境政策を詳細に知ることができ、また、参加者の所属自治体と比較・検討することで、自分の所属する自治体では何が進んでいて、何が遅れているかという行政課題も発見できたように思います。恥ずかしながら、共同研究に参加するまで自分自身にとって環境配慮に意識しながら生活を送っているとは言い難い毎日でした。茨木市は高性能な溶鉱炉を所有しているせいか、「うちは何でも燃える、すばらしい溶鉱炉があるから」という念に駆られ、普通の人より分別やリサイクル知識が疎い現状がありました。共同研究を進めていく中、循環型社会を構築する上で、自分のような者が環境無関心層を構成しているのだと痛烈に実感し、この共同研究が、環境についての知識が身に付くだけでなく、意識改革の一助にもなったことは、参加の意義と効果を大いに感じる所です。

参加の意義と効果でいえば、一番大きな収穫は、「ネットワークが形成できた」というところにあると思います。自治体職員にとって、他の自治体の人々とコミュニケーションをとる機会というのは少なく、自治体職員は視野が広がりにくい傾向があると言えます。今回の共同研究は、他の自治体の人々と出会い、コミュニケーションをとり、人的財産を増やす良い機会だったと思います。人的財産は共同研究で得た知識以上に大切であると私は思います。

最後に、約1年にわたり指導助言いただいた滋賀県立大学教授の土屋先生及び有志ある参加者の皆さん、そして共同研究関係者各位にお礼を申し上げて、共同研究の感想とします。

(財)大阪府市町村振興協会 藪内 新一郎

研究活動記録

活動日	活動場所	活動内容
平成16年5月17日(月)	第2研修室	オリエンテーション 政策立案・能力向上研修
5月21日(金)	第2研修室 第1研究室	土屋先生からの基調講演 今後の研究活動についてのミーティング
6月18日(金)	第1研究室	第1回共同研究 ・循環型社会形成推進基本法について法務学習 ・研究員所属市町村での市民との協働事例発表
6月29日(火)	第1研究室	第2回共同研究 ・廃棄物処理法について法務学習 ・「行政と市民」「事業者と市民」の間で想定される協働メニューの考察
7月9日(金)	第1研究室	第3回共同研究 ・自治体におけるごみ政策における調査事項の整理 ・高槻市環境基本計画やローカルアジェンダについて
7月22日(木)	第1研究室	第4回共同研究 ・集団回収と資源化量について議論 ・徳島県上勝町の資源分別について議論 ・ごみ減量化推進員制度について
8月 6日(金)	第1研究室	第5回共同研究 ・住民・事業者・行政における協働のあり方について議論 ・各主体間の協働について、協働事例や阻害要因を議論
8月17日(火)	第1研究室	第6回共同研究 ・自治体ごみ政策調査について各市を比較し議論 ・各主体間の協働における課題等を議論し、新たなメニューや目標、効果を検討
9月 3日(金)	第1研究室	第7回共同研究 ・「市民」と「事業者」との協働について議論 ・視察先の検討
9月21日(火)	第1研究室	第8回共同研究 ・視察先の検討 ・各主体間の協働について議論
10月1日(金)	第1研究室	第9回共同研究 ・視察先及び日程の決定(日程:11月4,5日 視察先: 横浜市、杉並区、NEC府中事業場、名古屋市、NPO法人中部リサイクル運動市民の会) ・報告書フレームについて検討
10月19日(火)	第1研究室	第10回共同研究 ・視察先への質問事項等をまとめる ・報告書フレームについて検討

11月4日(木)	東京 神奈川	視察1日目 ・視察先:横浜市、杉並区、NEC府中事業場
11月5日(金)	名古屋	視察2日目 ・視察先:名古屋市、NPO法人中部リサイクル運動市民の会
11月16日(火)	第1研究室	第11回共同研究 ・視察報告とまとめ ・報告書について検討
12月3日(金)	第1研究室	第12回共同研究 ・報告書について検討
12月14日(火)	第1研究室	第13回共同研究 ・報告書について検討
12月21日(火)	第1研究室	第14回共同研究 ・報告書(案)について検討・校正
平成17年1月7日(金)	第1研究室	第15回共同研究 ・報告書(案)について検討・校正
1月18日(火)	第1研究室	第16回共同研究 ・報告書の最終調整

共同研究

「循環型社会と自治体環境政策」

報告書

平成 17 年 2 月

発行 財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
〒540-0008

大阪市中央区大手前 3-1-43
大阪府新別館南館 6 階

TEL 06-6920-4565

FAX 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.opas.gr.jp

協会HP <http://www.masse.or.jp/>